

特217

125

男女青年團
經營の
菜

岐阜縣聯合青年團
岐阜縣聯合女子青年團



0052962000

0052962-000

特217-125

男女青年團經營の菜

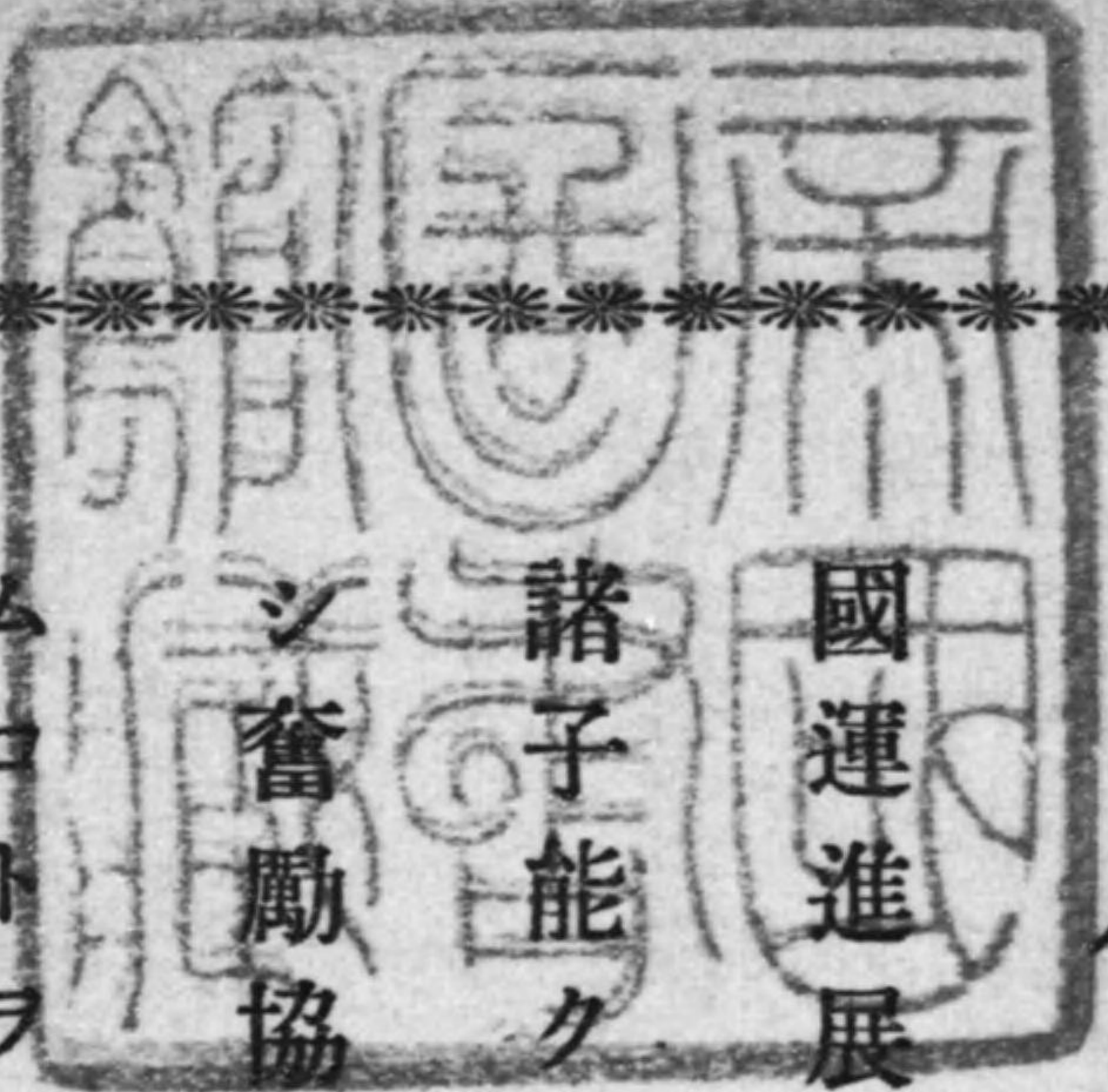
岐阜縣聯合青年團，岐阜縣聯合女子青年團・
〔編〕

岐阜縣聯合青年團

8版改訂

昭和11

AHP



命令

(大正九年十一月二十二日)

國運進展ノ基礎ハ青年ノ修養ニ須ツコト多シ
 諸子能ク内外ノ情勢ニ顧ミ恒ニ其ノ本分ヲ盡
 シ奮勵協力以テ所期ノ目的ヲ達成スルニ勗メ

ムコトヲ望ム



例言

一、本冊子ハ男女青年團ノ統制アル經營竝ニコレガ進展ニ資センガタメニ編纂シタモノデアリマス。幹部ハ勿論團員ト雖モ一冊宛座右ニ備ヘ、ソレトシテ團ノ發達ヲ期セラレタイモノデアリマス。

一、男女青年團經營ノ實際トシテ參考ノタメ優良團體ノ事例ヲ掲ゲマシタ。然シコレガ完璧トイフノデアアリマセン。益々ヨリ以上ノ進歩發達ヲ期待シマス。

一、青年團、女子青年團ノ綱領、朗誦文、詩歌等ハ「心ノ光」ニ詳シイカラ、全部省略シマシタ。

目次

(一) 訓令

一、内務 兩省訓令	青年團體設置ニ關スル件	一
一、岐阜縣訓令	青年團體設置ニ關スル件	二
一、内務 兩省訓令	青年團體振興督勵ニ關スル件	二
一、同	青年團體ノ發達助成ニ關スル件	四
一、岐阜縣訓令	青年團體施設要項竝規約準則	五
一、内務 兩省訓令	青年團員ニ令旨ヲ賜ヒタルニ付奉體方	二〇
一、岐阜縣訓令	青年團ニ賜ヒタル令旨奉體方	二〇
一、内務 兩省訓令	兩陛下御結婚滿二十五年御祝儀ニ際シ内帑金下賜ノ件	二〇
一、同	女子青年團體ノ振興ニ關スル件	二一

一、岐阜縣訓令 處女會振興ニ關スル件……………二二

一、文部省訓令 青年教育更張ニ關スル……………三〇

一、岐阜縣訓令 青年教育更張ニ關スル件……………三二

一、岐阜縣令 岐阜縣恩賜男女青年團體事業獎勵資金規則……………三三

一、青年學校令……………三三

(二) 諸規程

一、岐阜縣聯合青年團規約……………三六

一、岐阜縣聯合處女會規約……………三九

一、岐阜縣聯合青年團努力賞授與規程……………四二

一、岐阜縣聯合青年團競技規程……………四三

一、濃飛ノ若人宿泊所規約竝同細則……………四七

一、聖恩奉體國民精神作興旗に就て……………五三

一、大日本聯合青年團表彰規程……………五六

一、大日本聯合青年團研究助成ニ關スル規定……………五九

一、青年團禮式要項……………六一

一、明治神宮體育大會競技規程……………六六

(三) 經營の實際

一、青年團修養要項……………七四

一、女子青年團修養要項……………七七

一、大會ニ於ケル宣言及決議……………八一

一、青年團競技會記錄……………八六

一、短期講習會開催ニ關スル注意事項……………九二

一、班別係員配當表……………九九

一、稻葉郡芥見村青年團狀況……………九九

一、山縣郡下伊目良村青年團狀況……………一三四

一、不破郡赤坂町女子青年團狀況……………一四八

一、土岐郡日吉村女子青年團狀況……………一六九

一、男女青年團年度歲入歲出豫算案ノ一例……………一九一

(四) 雜件

一、青年團、處女會、少年團一覽表調製報告方ニ關スル件……………一九九

一、社會教育講師ニ關スル件……………二〇〇

一、活動寫真映寫方依頼ニ關スル件……………二〇一

一、青年記念日ニ關スル件……………二〇一

一、聯合男女青年團機關誌「濃飛の若人」ニ就テ……………二〇三

一、心の光、養浩詩集、青年團處女會經營ノ榮等購入ニ就テ……………二〇五

一、青年團事務的訓練ニ就テ……………二〇五

一、大日本聯合青年團ニ就テ……………二〇六

一、大日本聯合女子青年團ニ就テ……………二〇七

訓令並通牒

◎青年團體設置ニ關スル件

(大正四年九月十五日) 內務、文部省訓令

北海道廳府縣

青年團體ノ設置ハ今ヤ漸ク全國ニ洽ク其ノ振否ハ國運ノ伸暢地方ノ開發ニ影響スル所殊ニ大ナルモノアリ此際一層青年團體ノ指導ニ努メ以テ完全ナル發達ヲ遂ケシムルハ内外現時ノ情勢ニ照シ最モ喫緊ノ一要務タルヘキヲ信ス

抑青年團體ハ青年修養ノ機關タリ其ノ本旨トスル所ハ青年ヲシテ健全ナル國民善良ナル公民タルノ素養ヲ得シムルニ在リ隨テ團體員ヲシテ忠孝ノ本義ヲ體シ品性ノ向上ヲ圖リ體力ヲ増進シ實際生活ニ適切ナル知能ヲ研キ剛健勤勉克ク國家ノ進運ヲ扶持スルノ精神ト素質トヲ養成セシムルハ刻下最モ緊切ノ事ニ屬ス其ノ之ヲシテ事業ニ當リ實務ニ從ヒ以テ練習ヲ積マシムルモノ又固ヨリ修養ニ資セシムル所以ニ外ナラス若シ夫レ團體ニシテ其ノ嚮フ所ヲ誤リ施設其ノ宜シキヲ得サルコトアラムカ管ニ所期ノ成績ヲ舉ケ得サルノミナラス其ノ弊ノ及フ所測リ知ルヘカラサルモノアラム故ニ地方當局者ハ須ク此ニ留意シ地方實際ノ情況ニ應シ最モ適切ナル指導ヲ與ヘ以テ團體ヲシテ健全ナル發達ヲ遂ケシメムコトヲ期スヘシ

◎青年團體設置ニ關スル件

(大正四年十月一日)
岐阜縣訓令乙第二百二十八號

(大同小異ニ付省略)

◎青年團體振興督勵ニ關スル件

(大正七年五月三日)
內務、文部省訓令

北海道廳府縣

青年團體ハ青年修養ノ機關タリ曩ニ其ノ本旨ノ存スル所ヲ訓令シ更ニ其ノ依違スヘキ所ヲ通牒セシメタリ爾來時勢ノ進展ハ益々之カ振興ノ機運ヲ促進シ經營竝指導亦タ漸ク眞摯ヲ加ヘタリト雖モ組織ノ井然タルモノアルニ比シ内容往々ニシテ之ニ伴ハス其ノ多クハ尙點睛ヲ缺クノ憾ナシトセス

今ヤ世界戰亂ノ衝動ハ汎ク精神上竝經濟上ノ各方面ヲ掀盪シ殊ニ國民思想上ノ刺戟ニ至リテハ一層深甚ナルモノアラムトス願フニ此ノ曠古ノ變局ニ處シテ嚮フ所ヲ誤ラス更ニ戰後激甚ナラムトスル國際ノ競争ニ應シテ帝國ノ基礎ヲ堅實ニシ毅然トシテ其ノ重キヲ中外ニ爲サシムルモノ國家活力ノ源泉タル青年ノ努力ニ待ツ所多シ之ヲシテ益々國體ノ精華ヲ尊重シ心身ヲ研磨シテ將來更ニ規模ノ大ヲ加フヘキ實務ノ負擔ニ堪フルノ力ヲ涵養セシムルハ刻下最要ノ先務タリ青年團體ノ指導ヲ以テ任ト爲ス者ハ宜シク立國ノ本義ト

世界ノ大勢トニ徴シテ其ノ適順スル所ヲ闡明シ能ク青年ノ心理ヲ諒解シテ理之ヲ誨ヘ情之ヲ掖ケ身ヲ以テ範ヲ示シ苟モ其ノ歸趨ヲ誤ラシメサラムコトヲ期スヘシ若シ夫レ經濟ノ變調ニ伴ヒテ華靡頹唐漸ク其ノ風ヲ成スカ如キニ至リテハ國家ノ健全ナル進運ヲ荼毒スルコト尠シトセス青年ノ教養亦宜シク此ニ留意シテ其ノ操守ヲ堅ウセシメ益々篤實剛健ノ氣風ヲ興サシムルニ務ムヘシ

今青年團體ノ現狀ニ顧ミ之カ健全ナル發達ニ資スヘキ當今ノ要項ヲ左ニ條舉シ以テ地方ノ實況ニ照シ參酌其ノ宜シキヲ制セシムコトヲ期ス

一、青年ヲシテ實地活用ノ智徳ヲ進メシムルハ補習教育ニ待ツモノ多シ之カ施設ニ勉メ相率キテ學ニ就カシメ以テ其ノ普及ト徹底トヲ圖ラムコトヲ期ス

一、公共ノ精神ヲ養ヒ公民タルノ性格ヲ陶冶スルハ青年ノ教育ニ於テ關クヘカラサル要綱タリ補習教育ノ施設其ノ他適切ナル方法ヲ講シ以テ其ノ目的ヲ達成セムコトヲ要ス

一、方今圖書ノ刊行セラル、モノ多ク之ニ伴フテ青年ノ讀書趣味ヲ増進スルモノ尠シトセス能ク其ノ選擇ヲ慎ミ青年ヲシテ健全ナル識見ヲ廣クセシムコトヲ要ス

一、青年ノ身體ヲ鍛鍊シテ其ノ體力ヲ増進スルハ國家ノ活力ヲ養フノ要素タリ心身共ニ堅實ナル素質ヲ大成セシメ平時並有事ノ秋ニ處シ其ノ本分ヲ盡スニ於テ遺憾ナカラシメンコトヲ要ス

一、青年ノ修養ハ各自ノ自覺ヲ以テ本トス而モ之カ指導ノ任ニ當ル者並其ノ中心タル者ノ力ニ待ツ所殊ニ大ナルモノアルヲ以テ適切ナル方法ニ依リ之カ善導ト養成トニ勉ムコトヲ要ス

一、青年團體ノ指導方法ニ關シ先進者ノ所見時ニ牴牾矛盾ニ涉リ之カ實行爲ニ阻碍ヲ見ルコトナキニアラス能ク其ノ間ノ連絡ヲ圖リ其ノ果ヲ成シ實ヲ收ムルニ於テ遺憾ナカラムコトヲ要ス

方今内外ノ情勢ヲ稽フルニ根柢アル活力アル青年團體ハ帝國ノ殊ニ要求シテ已マサル所ナリ地方當局者ハ深ク此ニ顧ミ今後一段ノ精采ヲ加ヘテ之カ啓發策進ニ努力シ各團體ヲシテ其ノ目標ヲ齊クシ其ノ步調ヲ一ニシ相互ニ督勵シテ能ク其ノ形體實質共ニ一貫セル鍛成ノ美ヲ濟サシムヘシ

◎青年團體ノ發達助成ニ關スル件

(大正九年一月十六日
內務、文部省訓令)

北海道廳府縣

青年團體ノ實績近來漸ク見ルヘキモノアルハ邦家ノ爲洵ニ喜フヘキ所ナリ然レトモ益々其ノ内容ヲ整理シ實質ヲ改善シテ健全ナル發達ヲ遂ケシムルニハ今後尙施設スヘキ事項尠シトセス特ニ自主自立以テ大ニ其ノ力ヲ展ヘシムルハ團體ノ本旨ニ顧ミテ頗ル緊要ノ

事ニ屬ス隨テ其ノ組織ハ之ヲ自治的ナラシムルニ努メ團體ノ事ヲ統フル者ハ之ヲ團體員ノ中ヨリ推舉セシムルヲ本則トスヘク其ノ官公署學校等トノ關係ニ至リテハ互ニ氣脈ヲ通シ連絡ヲ圖リ相提携シテ之カ發達ヲ助成セムコトヲ要ス今ヤ平和克復シテ 大詔煥發セラルル國家正ニ重要ノ時期ナリ此時ニ際シテ國民ノ奮勵努力ヲ要スル殊ニ切ナルモノアリ青年團體ハ思フ茲ニ致シ益々堅實ノ俗ヲ興シ剛健ノ風ヲ養ヒ其ノ使命ノ重キニ副ハムコトヲ期スヘシ各位能ク此ノ趣旨ヲ體シ地方ノ實情ニ鑑ミテ策勵宜シキヲ制シ以テ其ノ貫徹ヲ期セムコトヲ望ム

◎青年團體施設要項並規約準則

(大正九年九月十日
岐阜縣訓令甲第四十六號)

郡	役	所	警	察	署
警	察	分	署	市	役
町	村	役	場	公	私
				立	學
				校	

青年團體ノ設置ハ縣下ニ洽ク今ヤ其ノ數三百有餘ニ達シ團體員四萬七千有餘ヲ算スルニ至リ實績見ルヘキモノ尠カラサルハ喜フヘキ所ナリ然レトモ益々其ノ内容ヲ整理シ實質ヲ改善シテ健全ナル發達ヲ遂ケシメムニハ今後尙施設スヘキ事項尠シトセス今ヤ古來未曾有ノ世界大戰亂ノ後ヲ承ケ世界各國ハ其ノ改造ニ惟急ナリ我カ邦亦此ノ間

ニ處シテ一日モ苟安ヲ貪ルヲ許サス國民上下一致奮勵努力以テ國運ノ發展ヲ致サ、ルヘカラス特ニ青年ハ將來我カ國家ヲ負擔スルノ重任ヲ有スルモノナレハ今ニ於テ益々其ノ品性ヲ向上シ其ノ身體ヲ鍛鍊シ其ノ思想ヲ堅實ニシ以テ他日ノ用ニ期スル所アラサルヘカラス乃チ茲ニ青年團體ノ本旨ニ照シ特ニ留意スヘキ點竝ニ團體員ノ心得ヘキ要項ヲ示スカ爲青年團體規約準則ヲ制定セリ當局者須ク此ノ趣旨ヲ體シ地方ノ實況ニ應シ適當ナル規約ヲ定メ官公署學校互ニ氣脈ヲ通シ連絡ヲ圖リ相提携シテ青年團體ノ發達ヲ助成スルコトニ努メラルヘシ

青年團體施設要項

- 一、青年團體ハ青年修養ノ機關ニシテ其ノ本旨トスル所ハ青年ヲシテ健全ナル國民善良ナル公民タルノ素養ヲ得シムルニ在リ隨テ團體員ヲシテ忠孝ノ本義ヲ體シ立憲自治ノ思想ヲ養ヒ品性ノ向上ヲ圖リ體力ヲ増進シ元氣ヲ振作シ誠實勤勉克ク國家ノ進運ヲ扶持シ社會ニ貢獻スルノ精神ト素質トヲ養成セシムルヲ要ス
- 二、青年團體ハ市町村ヲ單位トシテ組織スルヲ本體トス是レ公民的訓練ヲ爲スニ便ナルヲ以テナリ但シ土地ノ情況ニ依リ小學校通學區域又ハ部落ヲ以テ設置區域トナスコトヲ得

同一市町村内ニ於ケル青年團體ハ相互ノ連絡融和ヲ圖リ苟モ部落的偏見ニ囚ハル、カ如キコトナキヲ要ス

郡ハ町村青年團體ノ聯合機關トシテ郡青年團體ヲ設置シ時々大會ヲ催シ意見ノ交換、實行事項ノ協議、名士ノ講演、運動競技ヲ行ヒ互ニ氣脈ヲ通シ青年ノ元氣ヲ鼓舞シ又町村ノ中堅青年ヲ養成スル等適宜指導督勵ニ努ムルヲ要ス

三、青年團體員ノ年齡ハ十二歳以上二十五歳マテトス此ノ青年期ニ於テハ心身ノ變化最モ著シク之カ指導ヲ爲スニ當リテハ甚大ノ注意ヲ要ス而シテ其ノ年少者ト年長者トハ趣味、思想、境遇等ニ於テ大ニ趣ヲ異ニスルモノアリ依テ團體員ノ年齡ニ由リ便宜二部、三部等ニ分チ各部ニ適切ナル修養ノ方法ヲ講スルハ最モ緊切ノ事タルヘシ

四、青年團體長、副團體長其ノ他ノ役員ハ團體員中ヨリ之ヲ選出スルヲ原則トス但シ特別ノ事情アルモノハ仍ホ從前ノ例ニ依ルコトヲ妨ケス

團體ノ顧問ニハ市町村長、小學校長、教員等ヲ加ヘ團體ノ經營上遺憾ナキヲ期スヘシ五、中學校又ハ實業學校ニ入學セサル子弟ノ爲ニ實業補習教育ノ振興ヲ圖ルハ我カ帝國ノ情勢ニ鑑ミ洵ニ急務トスル所ナリ青年團體ハ須ラク團體員ヲシテ自ら奮テ實業補習學校ニ入學シ規定ノ課程ヲ履修セシムヘク又其ノ施設無キ土地ニ在リテハ適宜青年俱樂部ヲ利用シテ夜學會ヲ開催シ以テ補習教育ヲ爲スヘシ

青年團體規約準則

第一章 目的及名稱

第一條 本團(會)ハ本市(町、村)青年一致團結シテ智徳ヲ涵養シ心身ヲ鍛鍊シ健全ナル國民善良ナル公民トナリ以テ克ク國家ノ進運ヲ扶持シ社會ニ貢獻スルノ精神ト素質トヲ養成スルヲ目的トス

第二條 本團(會)ハ何市(町、村)青年團(會)ト稱シ事務所ヲ何々小學校(役場、青年俱樂部等)内ニ置ク

第二章 修養綱領及其ノ實行要目

第三條 團(會)員ノ修養綱領及其ノ實行要目左ノ如シ

第一、立國ノ大義ヲ闡明シ國體ノ精華ヲ發揚シテ健全ナル國家觀念ヲ涵養スルコト
立國ノ大義ヲ闡明シ我カ建國ノ歴史ノ他國ト其ノ趣ヲ異ニシ我カ國體ノ世界ニ冠絶スル所以ヲ明ニシ益々國家觀念ヲ涵養シ以テ國體ノ精華ヲ發揚スルコトヲ努メサルヘカラス

實行要目

一、教育ニ關スル勅語、戊申詔書、明治十五年軍人ニ下賜セラレタル勅語ヲ奉體シ

有ユル機會ヲ利用シテ、奉讀會又ハ之ニ關スル講話會ヲ開キ、聖旨ノ體得履行ニ努ムルコト

二、神社ヲ崇敬シ祭日ニハ相撲、擊劍等ノ會合ヲ催シ或ハ講演會、生産品々評會等ヲ開キ境内ノ清淨保持、參拜道路ノ修繕及境内樹木ノ保護等ヲ助成スルコト

三、其ノ他史蹟、名勝、天然記念物及史料ヲ調査シ之カ保存ヲ助成スルコト

第二、品性ノ向上ヲ圖ルコト

人ハ品性ヲ重シトス如何ニ才智アリトモ品性下劣ナレハ人タルノ資格備ハラヌ故ニ青年ハ日夜淬礪品性ノ向上ニ努メサルヘカラス

實行要目

一、萬事誠實ヲ旨トシ正直ヲ尙ヒ虛偽ヲ斥ケ正義ヲ愛シ廉恥ヲ重シシ公明正大、俯仰天地ニ愧チサルコトヲ期スルコト

二、仁愛慈悲ノ心深ク義俠同情ノ念厚クシテ隣保相助ノ實ヲ舉クルコト

三、禮儀作法ヲ重シ互ニ放恣ヲ戒メ自律自制ノ美德ヲ養フコト

第三、立憲自治ノ思想ヲ涵養シ公民タルノ修養ニ努ムルコト

明治天皇萬世不磨ノ憲法ヲ欽定シ立憲政體ヲ樹テ給ヒ又府縣制、郡制、市制、町村制ヲ發布シテ地方自治ノ制度ヲ施キ給ヘリト雖モ國民尙未タ其ノ運用ニ慣レサルノ憾

アリ故ニ團體員ハ立憲思想及自治觀念ヲ涵養シ以テ憲政有終ノ美ヲ濟スコトヲ期セサルヘカラス而シテ公民タルノ修養ハ雷ニ公民タルノ知識ヲ得シムルノミナラス最モ緊切ナル公民精神ノ陶冶ニ意ヲ注カサルヘカラス

實行要目

- 一、自主獨立ノ精神ヲ涵養シ、吾事ハ吾自ラ之ヲ處理シ他人ニ依頼セサルノ氣風ヲ養成スルト共ニ
- 二、其ノ人ニ接スルヤ自他ノ人格ヲ尊重シ自己ノ權利及名譽ヲ尊重スルカ如ク亦他人ノ權利及名譽ヲ尊重シ貧富貴賤ヲ問ハス互ニ敬愛ノ念ヲ以テ相接シ
- 三、而シテ其ノ事ニ處スルヤ苟モ感情ニ囚ハレス、公平ナル理性的判斷ニ由リ道理惟從フノ習慣ヲ馴致シ
- 四、社會ノ一員トシテハ和衷協同克ク衆力ヲ合セテ公共ノ爲ニ貢獻スルノ精神（愛郷心、公共心、公德心）ヲ養成スルコト

第四、勤儉力行ノ美風ヲ振作スルコト

國民生活ノ充實ト國富ノ増進トヲ圖リ國民舉ツチ勤勉力行浪費ヲ省キ節約ヲ重ンスルノ美風ヲ養フコトハ最モ緊切ノ事ニ屬ス故ニ團體員ハ克ク此ノ趣旨ヲ體シ一層職業ニ精勵シ之ヲ實行スルノ習慣ヲ馴致セサルヘカラス

實行要目

- 一、勤勞ノ趣味ヲ助長スルコト
 - (一) 自己ノ職業ヲ重シ練達堪能ヲ期スルコト
 - (二) 植林、開墾、養魚、稚蠶共同飼育、共同苗代、試作田、生産品々評會、産業組合等土地ノ情況ニ依リ夫々適切ナルモノヲ選擇シ實業的知識ノ修練ニ努ムルコト
- 二、質素ヲ旨トシ衣食住ノ改善ニ努ムヘキコト
 - (一) 身分相當ノ生活ヲ爲スコト
 - (二) 冠婚葬祭等ニツキテハ協同的申合ニ依リ儀式禮節ノ本意ヲ失ハサル範圍ニ於テ質素ヲ旨トシ冗費ヲ節約スルコト
 - (三) 廢物利用ノ方法ヲ工夫シ之ヲ實行スルコト
- 三、貯蓄心ノ涵養ニ努ムルコト
- 四、規律ヲ重ンスルノ風習ヲ助長シ能率増進ノ方法ヲ講スルコト
 - (一) 規律的生活ノ習慣ヲ養成スルコト
 - (二) 時間ノ節約ヲ勵行スルコト
- 五、娛樂改良ノ途ヲ講スルコト

娛樂ハ人生缺クヘカラサルノ慰安ナレハ音樂、劍舞、登山、舟遊、狩獵、遠足、相撲、野球、弓術等其ノ好ニ任セテ可ナリ但シ音樂ハ俗歌俗曲ノ卑猥ナルモノヲ斥ケ快活優雅ナル歌曲ヲ選擇スルコトヲ要ス

第五、心身ヲ鍛鍊シ體力ヲ増進シ質實剛健進取ノ氣象ヲ振作スルコト

國民ノ強健ナル體力ト進取ノ氣象トハ國家富強ノ原動力タルヘキコト言フ俟タス青年ノ心身ヲ鍛鍊シテ其ノ體力ヲ増進シ其ノ氣力ヲ旺盛ナラシムルハ實ニ個人ノ幸福ノ基タルノミナラス又國家ノ活力ヲ養フノ要素タリ

實行要目

一、衛生ニ注意シ之ニ關スル知識ノ收得ト其ノ實行トニ努ムルコト

(一) 常ニ適當ナル戶外運動ヲ爲シ新鮮ナル空氣ヲ呼吸シ十分日光ニ浴スルコト

(二) 衛生ニ關スル圖書ヲ購入シ他ノ團體ト聯合シテ傳染病及保健衛生ニ關スル講習會ヲ開クコト

(三) 結核患者ハ速ニ治療ヲ加ヘ病毒ノ散漫セサル様注意シ速ニ適當ノ療養ヲ爲シ全治ヲ期スルコト

(四) トラホーム患者ハ治療ヲ加ヘ他ニ傳染セシメサル様注意シ各自使用ノ手拭ヲ定メ置キ貸借スヘカラス洗面器使用ノ時モ十分注意スルコト

(五) 其ノ他凡テ傳染病豫防ニ注意シ隱蔽ノ弊風無キヲ期スルコト

二、武術及體操ヲ勵行シ心身ノ鍛鍊ニ努ムル事

(一) 相撲、擊劍、銃劍術、遠足、登山等ハ體育ニ益アルト共ニ又一種ノ娛樂タルヲ失ハス

(二) 體育機關ヲ設置スルコト

イ、社寺ノ境内公園等ニ運動設備ヲ爲ス事

ロ、相撲、擊劍、競技、運動會等ヲ組織スルコト

第三章 團(會)員及責務

第四條 本市町村内ニ居住シ小學教育ヲ終了シ又ハ學齡ヲ超過シタル者ニシテ年齡二十五歲以下ノ者ハ之ヲ本團(會)々員トス但シ他ニ學籍ヲ有スル者ハ此ノ限ニ在ラス

第五條 團(會)員ニシテ年齡二十歲未滿ノ者ハ實業補習學校又ハ夜學會等ニ通學スヘキモノトス但シ特別ノ事情アルトキハ團(會)長ノ承認ヲ受ケ通學セサルコトヲ得

第六條 團(會)長前條ノ承認ヲ與ヘタルトキハ左ノ事項ヲ明記シ當該市町村長ニ開申ス

ヘシ

一、住所

二、氏名

三、年 齡

四、父兄若ハ本人職業

五、事 由

第七條 團(會)員ノ入退團(會)ハ毎年春季ニ相當ノ儀式ヲ以テ之ヲ行フモノトス
第八條 (團)會員ハ便宜之ヲ少年部、青年部、壯年部等ニ分チ各部相應ノ教育訓練ヲ施
スモノトス

第四章 役 員

第九條 本團(會)ニハ顧問及左ノ役員ヲ置ク

一、團(會)長 一 名

一、副團(會)長 若干名

一、幹 事 若干名

一、評 議 員 若干名

右ノ外必要ナル役員ヲ置クコトヲ得

第十條 團(會)長ハ團(會)務ヲ指導統理シ會議ノ議長トナル

副團(會)長ハ團(會)長ヲ補佐シ團(會)長闕員又ハ事故アルトキハ之ヲ代理ス

幹事ハ團(會)長ノ指揮ヲ承ケ團(會)務ヲ分擔ス

役員ハ總テ名譽職トシ其ノ任期ハ二箇年トシ再選ヲ妨ケス
役員ハ其ノ任期滿了スルト雖モ後任者ノ就任スル迄仍其ノ職務ヲ執ルモノトス

評議員ハ重要ノ團(會)務ヲ評定審議ス

顧問ハ團(會)長ノ相談ニ應シ意見ヲ述ヘ團(會)員輔導ノ任ニ當ル

第十一條 團(會)長、副團(會)長ハ團(會)員ノ互選トス但シ當分ノ内市町村長小學校長

若ハ當該市町村ニ於ケル德望アル者ヲ推戴スルコトヲ得

幹事ハ團(會)長ノ囑託又ハ團(會)員ノ互選トシ評議員ハ團(會)員ノ互選トス

補缺役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トシ増員ノ場合ハ他ノ役員ト同時ニ任期ヲ終ル

顧問ハ市町村長、小學校長、名望家等ヨリ評議員會ノ議決ヲ經テ團(會)長之ヲ囑託ス

第五章 會 議

第十二條 會議ハ評議員會及總會ノ二トス評議員會ハ必要ニ應シ團(會)長之ヲ召集ス總
會ハ毎年一回以上會長之ヲ召集ス
會議ハ凡テ普通議事方法ニ依ル

第十三條 評議員會ニ附議スヘキ事項左ノ如シ

一、豫算ノ議決又ハ決算ノ認定

二、本則又ハ他ノ規定ニ於テ特ニ本團(會)ノ議決ヲ必要トシタル事項

三、其ノ他重要ナル事項

第十四條 總會ニ於テ舉行スヘキ事項左ノ如シ

- 一、庶務會計及事業成績ノ報告
- 二、團(會)長、副團(會)長、幹事及評議員ノ選舉
- 三、演說、講演、運動會
- 四、其ノ他必要ト認メタル事項

第六章 資産及會計

第十五條 本團(會)ノ經費ハ基本財産ノ收益團(會)員共同作業ニ依リ收益若ハ各自ノ勤勞ニ依ル收入又ハ補助金ヲ以テ之ニ充ツ但シ已ムヲ得サル場合ハ團(會)員ノ釀出金品寄附金等ヲ以テ之ニ充ツル事ヲ得

第十六條 本團(會)ノ基礎ヲ鞏固ニシ其ノ事業ヲ遂行スル爲左記收入ノ一部ヲ以テ基本財産ヲ蓄積ス

- 一、寄 附 金
- 二、歲計剩餘金
- 三、補 助 金
- 四、其ノ他

基本財産ハ顧問ノ贊同ヲ經評議員三分ノ二以上ノ同意ヲ經ルニアラサレハ之ヲ處分スルコトヲ得ス

第十七條 本團(會)ノ會計年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル

豫算ハ年度開始前ニ評議員會ノ議決ヲ決算ハ年度終了後其ノ認定ヲ經ヘキモノトス

第七章 表彰及制裁

第十八條 團(會)員品行方正志操堅實ニシテ他ノ模範ト爲スニ足ルモノト認メタル者ハ評議員會ニ諮問シテ之ヲ表彰スルコトアルヘシ

第十九條 團(會)員ニシテ不都合ノ行爲アリ之ニ戒告ヲ與フルモ尙改悛セサルトキハ評議員會ノ議決ニ依リ之ヲ除名スルコトアルヘシ但シ改悛ノ狀顯著ナル者ハ同會ノ議決ニ依リ再ヒ入團(會)セシムルコトアルヘシ

第八章 附 則

第二十條 本團(會)ノ事務ヲ執行スル爲ニ必要ナル細則ハ評議員會ノ議決ヲ經テ團(會)長別ニ之ヲ定ム

第二十一條 本團(會)ハ評議員會ノ議決ヲ經テ分團(會)ヲ設クルコトヲ得

第二十二條 本規約ハ評議員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

第二十三條 本團(會)ニ左ノ簿冊ヲ備フ

- 一、團(會)員名簿(別紙様式)
- 二、役員名簿(同上)
- 三、日誌(同上)
- 四、會計簿(同上)
- 五、財産臺帳(財産ノ種類毎ニ口座ヲ設ケ之ヲ整理スルコト)
- 六、文書綴(例規雜款ノ二種トシ例規ハ永久ニ雜款ハ五年及永久ニ之ヲ保存スルコト)
- 七、收入支出證憑綴(收入支出證憑書類ハ十年保存トスルコト)

一、團(會)員名簿

住所氏名	生年月日	職業	戶主及其續柄	入團(會)年月日	退團(會)年月日	備考

二、役員名簿(顧問ヲ含ム)

住所氏名	生年月日	職業	就任年月日	退任年月日	備考

役員ノ種類毎ニ口座ヲ設ケ記入スルコト

三、日誌

年月日	事項	備考

四、會計簿

款項目	年月日	摘要	受拂	現在	團(會)長印	主任印

◎青年團員ニ令旨ヲ賜ヒタルニ付奉體方

(大正九年十一月廿四日)
内務、文部省訓令

北海道廳府縣

全國青年團代表者ノ明治神宮ヲ參拜スルニ方リ畏クモ 東宮殿下ニハ特ニ青年團員ニ對シ優渥ナル令旨ヲ賜ヒ青年ノ嚮フ所ヲ示サセラル盛意深遠洵ニ感激ニ堪ヘス
願フニ青年團ノ發達近時見ルヘキモノアリト雖現下内外ノ情勢ニ稽ヘ更ニ一段ノ精采ヲ加ヘシムルノ要アリ團員ヲシテ愈々深ク其責任ヲ自覺シテ將來國運ヲ扶翼スルノ意氣ヲ旺ニシ明ニ立國ノ本意ヲ體得シテ忠亮堅實其ノ歸嚮ニ惑フコトナク固ク自主自立ノ精神ヲ把持シテ勇猛策進其修養ニ勵ミ益々健全ナル國民善良ナル公民タルノ素質ヲ充實シ克ク協力一致團體ノ美ヲ遂ケシメ以テ令旨ヲ奉體スルニ萬遺憾ナカラシメラレム事ヲ望ム

◎青年團ニ賜ヒタル令旨奉體方

(大正十年二月十一日)
岐阜縣訓令甲第五號

(大同小異ニ付省略)

◎兩陛下御結婚滿二十五年御祝儀ニ際シ内帑金

下賜ノ件

(大正十四年五月十二日)
内務、文部省訓令

北海道廳府縣

畏クモ今回 兩陛下御結婚滿二十五年ノ御祝儀ニ際シ男女青年團體事業獎勵ノ思召ヲ以テ特ニ内帑金七拾五萬圓ヲ下賜セラル、旨御沙汰相成タリ叡旨深厚誠ニ感激ニ勝ヘス
御下賜金ハ之ヲ道府縣ニ配布シテ男女青年團體事業獎勵資金タラシム局ニ當ル者宜シク時代ノ進運ニ稽ヘ男女青年ノ修養訓練上適切ナル方途ヲ講シ斯ノ事業ノ振興ヲ圖リ以テ聖旨ニ副ヒ奉ラムコトヲ期スヘシ

◎女子青年團體ノ振興ニ關スル件

(大正十五年十一月十一日)
文部、内務省訓令

北海道廳府縣

輓近女子青年團體ノ設置漸ク全國ニ洽ク實績亦見ルヘキモノナキニアラスト雖一層其ノ普及ヲ促進スルト共ニ其ノ適順スル所ヲ明カニシテ堅實ナル發達ヲ遂ケシムルノ要愈々切ナルモノアリ
惟フニ女子青年團體ハ青年女子ノ修養機關タリ其ノ本旨トスル所ハ聖訓ニ本ツキ青年女子ヲシテ其ノ人格ヲ高メ健全ナル國民タルノ資質ヲ養ヒ女子ノ本分ヲ完ウセシムルニアリ之カ指導誘掖ニ關スル方途固ヨリ一ニシテ足ラスト雖特ニ左ノ事項ニ就キテハ深ク意ヲ用ヒルコトヲ要ス

- 一、忠孝ノ本義ヲ體シ婦徳ノ涵養ニ努ムルコト
 - 一、實生活ニ適切ナル智能ヲ研磨シ勤儉質實ノ風ヲ興スコト
 - 一、體育ヲ重シ健康ノ増進ヲ期スルコト
 - 一、情操ヲ陶冶シ趣味ノ向上ヲ圖ルコト
 - 一、公共的精神ヲ養ヒ社會ノ福祉ニ寄與スルコト
- 今ヤ内外ノ情勢ハ女子青年團體ノ振興ヲ促シテ止マサルモノアリ局ニ當ル者克ク古來ノ美風ニ稽ヘ日進ノ大勢ヲ察シ督勵指導其ノ宜シキヲ制シ女子青年團體ノ目的ヲ達成スルニ於テ遺憾ナカラムコトヲ期スヘシ

◎處女會振興ニ關スル件

(大正十五年十二月十五日)
岐阜縣訓令甲第一五七號

支 應 市 役 所
町 村 役 場 公 立 學 校

輓近處女會ノ設置漸ク縣下ニ洽ク其ノ數三百七十ニ達シ會員三萬三千人ヲ算スルニ至リ其ノ實績亦見ルヘキモノ尠カラスト雖之ヲ青年團ニ比較スルトキハ未タ遜色アルヲ免レス今ヤ内外ノ情勢頗ル多事多端ニシテ處女會ノ振興ヲ促シテ止マサルモノアリ仍テ茲ニ處女會施設要項竝規約準則ヲ制定シ其ノ適順スル所ヲ明示セリ局ニ當ル者克ク其ノ趣旨

ヲ體シ地方ノ狀況ニ應シテ指導誘掖宜シキヲ制シ其ノ普及ヲ促進スルト共ニ既設團體ニ就テハ其ノ内容ノ充實ト改善トヲ圖リ以テ處女會ノ目的ヲ達成スルニ於テ遺憾ナカラシムコトヲ期スヘシ

處女會施設要項

一、目的

- 處女會ハ處女ノ修養機關ニシテ其ノ本旨トスル所ハ聖訓ニ本ツキ其ノ人格ヲ高メ健全ナル國民タルノ資質ヲ養ヒ女子ノ本分ヲ完ウセシムルニアリ而シテ之カ指導誘掖ニ關スル方途多々アルヘシト雖特ニ左ノ事項ニ就キ深ク意ヲ用フルヲ要ス
- 一、忠孝ノ本義ヲ體シ婦徳ノ涵養ニ努ムルコト
 - 一、實生活ニ適切ナル智能ヲ研磨シ勤儉質實ノ風ヲ興スコト
 - 一、體育ヲ重シ健康ノ増進ヲ期スルコト
 - 一、情操ヲ陶冶シ趣味ノ向上ヲ圖ルコト
 - 一、公共的精神ヲ養ヒ社會ノ福祉ニ寄與スルコト

一、施設

處女會ノ施設ハ土地ノ情況、會員ノ年齡、境遇等ヲ參酌シ特ニ左ノ諸點ニ留意スヘシ

- (一) 中等學校ニ在學セサル會員ノ實業補習學校入學ヲ獎勵シ其ノ施設ナキ地ニ在リテハ適宜長期ニ亘ル講習會等ヲ開催スルコト
- (二) 學校、圖書館其ノ他ノ教育施設及婦人會等ノ團體ト連繫ヲ密接ニスルコト
- (三) 適切ナル講習會、講演會、見學旅行、娛樂會等ヲ開催スルト共ニ健全ナル讀物ノ選擇ニ關シ適當ナル指導ヲ與フルコト
- (四) 體操競技等ハ特ニ女子ニ適切ナルモノヲ選定スルト共ニ保健衛生思想涵養ノ施設ヲ講スルコト
- (五) 地方ノ良風美俗ノ維持發達ヲ圖ルト共ニ生活ノ改善ヲ期セムカ爲適切ナル實行要目ヲ制定シ自己ノ完成ト社會福祉ノ増進トニ努メシムルコト

一、組織

處女會ハ市町村ヲ單位トシテ組織シ土地ノ狀況ニ依リ小學校通學區域又ハ部落等ヲ以テ支會ヲ設クルヲ常例トス但シ多數ノ女子ヲ使備セル工場、商店等ニ在リテハ其ノ工場又ハ商店ヲ單位トシテ處女會ヲ設置スルヲ妨ケス

一、年齢

處女會員ハ概ネ小學教育修了ヨリ結婚ニ至ル迄又ハ二十五歳ニ至ル迄ノ女子ヲ以テ組

織スルヲ常例トス

一、指導者

處女會ノ指導ニハ學校長、市町村長主トナリ學校職員、德望家、篤志婦人等ト協力シテ之ニ當ルモノトス

一、維持

處女會ニ要スル經費ハ會費會員ノ勤勞ニ依ル收入及補助金、寄附金等ヲ以テ之ヲ支辨スルモノトス

處女會規約 (準則)

第一章 總則

第一條 本會ハ本市(町村工場)等處女一致團結シテ聖訓ニ本ツキ智德ヲ涵養シ心身ヲ練磨シテ健全ナル國民タルノ資質ヲ養ヒ女子ノ本分ヲ完ウスルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ岐阜縣何々郡(市)何々町(村)(又ハ工場名)等處女會ト稱ス

第三條 (支會ニ左ノ支會ヲ置ク)

(支會名列記)

第四條 本會員ノ修養綱領左ノ如シ

- 一、忠孝ノ本義ヲ體シ婦德ノ涵養ニ努ムルコト
- 一、實生活ニ適切ナル智能ヲ研磨シ勤儉質實ノ風ヲ興スコト
- 一、體育ヲ重シ健康ノ増進ヲ期スルコト
- 一、情操ヲ陶冶シ趣味ノ向上ヲ圖ルコト
- 一、公共的精神ヲ養ヒ社會ノ福祉ニ寄與スルコト

第五條 本會ノ行フ事業ノ概目左ノ如シ

(地方ノ狀況ニ應シテ列記スルコト)

第六條 本會ノ事務所ヲ何々小學校(又ハ其ノ他)ニ置ク

第二章 會員

第七條 本會々員ハ本市(町村工場等)ニ居住シ小學校教育終了後結婚又ハ二十五歳ニ至ル迄ノ女子タルヘシ

第八條 本會員ノ入退會式ハ毎年春季之ヲ行フモノトス

第三章 役員

第九條 本會ニハ顧問及左ノ役員ヲ置ク

- 一、會長 一名
- 一、副會長 一名

一、理事 一名

顧問ハ評議員會ノ同意ヲ經テ會長之ヲ推薦ス

會長及副會長ハ評議員會ニ於テ推舉ス

理事ハ會長之ヲ委囑ス

第十條 役員ノ任期ハ二箇年トス但シ補缺ニヨルモノハ其ノ前任者ノ殘期間トス

役員ハ任期滿了スルモ後任者ノ就任スル迄其ノ事務ヲ執ルモノトス

第十一條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アル時ハ之ヲ代理ス

理事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ掌ル

第四章 評議員會

第十二條 評議員會ハ評議員ヲ以テ組織ス

評議員ハ會員中ヨリ互選シ任期ヲ二箇年トス但シ補缺ニヨルモノハ前任者ノ殘期間トス

評議員會ハ必要ニ應シ會長之ヲ召集ス

評議員會ノ議長ニハ會長之ニ當ル

第十三條 評議員會ニ於テ審議スヘキ事項左ノ如シ

- 一、豫算ノ議決及決算ノ承認

一、其ノ他重要ナル事項

第十四條 評議員會ハ議員三分ノ二以上ノ出席ヲ以テ成立シ其ノ議決ハ出席者ノ過半數ヲ以テ決ス贊否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニヨル

第五章 會計

第十五條 本會ノ會計年度ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第十六條 本會ノ經費ハ基本金ノ收益、會員共同作業ニ依ル所得、會費又ハ補助金、寄附金等ヲ以テ之ニ充ツ

第十七條 本會ノ基礎ヲ鞏固ニシ其ノ事業ヲ遂行スル爲左記收入ノ一部ヲ以テ基本財産ヲ蓄積ス

一、共同作業所得

一、寄附金

一、歲計剩餘金

一、補助金

一、其他

基本財産ハ顧問ノ同意ヲ經評議員三分ノ二以上ノ同意アルニアラサレバ之ヲ處分スルコトヲ得ス

第六章 雜則

第十八條 本規約ハ評議員會ニ於テ三分ノ二以上ノ同意アルニアラサレハ變更スルコトヲ得ス

第十九條 本規約ノ實施ニ關スル細則ハ必要ニ應シ會長別ニ之ヲ定ム

第二十條 本會ニ左ノ簿冊ヲ備フ

一、會員名簿 (別記様式)

一、役員名簿 (同)

一、會計簿 (同)

一、日誌

一、財産臺帳

一、文書綴

一、收入支出證憑綴

一、會員名簿

住所氏名	生年月日	職業	戶主及其續柄	入會年月日	退會年月日	備考

一、役員名簿（顧問ヲ含ム）

住	所	氏	名	生年月日	職業	就	職	退	職	備	考
						年月日		年月日			

一、會計簿

款	項	目	年	月	日	摘	要	受	拂	現	在	會	長	印	主	任	印

◎青年教育更張ニ關スル件

（昭和五年十一月二十二日）
文部省訓令第十五號

北海道廳府縣

畏クモ 今上陛下曩ニ東宮ニ在シマヌヤ青年團ニ對シ優渥ナル令旨ヲ賜ヒ青年ノ嚮フヘキ所ヲ示サセ給ヘリ爾來青年教育ノ任ニ當ル者拮据黽勉其ノ事ニ從ヒ男女青年亦相率キテ心身ノ修養ニカメ成績漸ク見ルヘキモノアリ大正十三年青年團ノ全國的組織成立シ次テ女子青年團組織セラレ又實業補習教育ノ改善進歩ト相並ヒ青年訓練ノ制度創定セラレ

タル是皆令旨奉戴ニ感激セル官民努力ノ結果ト謂フヲ得ヘシ
 惟フニ青年ノ教育ハ心身ノ修養ト鍛鍊トヲ以テ眼目トナス輒近各般ノ情勢ニ鑑ミ一層其ノ教養ヲ高メ資質ノ向上ヲ圖ルノ要切ナルモノアルヲ覺ユ殊ニ成年以上ノ者ノ修養施設今尙完キヲ得ス之ガ指導ニ當ル者亦容易ニ其ノ人ヲ得難キ實情ニ在ルヲ以テ今後男女青年團體ニ於テハ先進克ク後進ヲ誘掖スルノ美風ヲ振起スルト共ニ中等學校並高等專門諸學校ノ教職員其ノ他地方先覺者等ノ協力ヲ求メ益々青年教育ノ本旨ヲ發揚セムコトヲ要ス特ニ女子青年ニ在リテハ一旦家庭ノ主婦トナルヤ修養ノ機會ヲ失フモノ鮮シトセスサレハ女子青年團ハ婦人會等ノ發達ト相俟チ彼此提携シテ適宜指導ノ方法ヲ講スルハ現下緊要ノコトニ屬ス

願ルニ本年ハ恰モ今旨奉戴十周年ニ際シ青年教育上最記念スヘキ年ナルヲ以テ去ル二日秩父宮殿下同妃殿下ノ台臨ヲ仰キ全國男女青年諸團體代表者ヲ帝都ニ召集シテ記念式ヲ舉行シ普ク男女青年ヲシテ益々修養ニ勵マシムコトヲ期セリ更ニ翌三日明治節ノ佳辰ニ當リ畏クモ 天皇陛下全國男女青年諸團體代表者ヲ御親閱アラセラル 聖慮深遠誰カ感奮興起セサルモノアラムヤ本日令旨奉戴ノ記念日ニ際會シ感激特ニ深シ仍テ此ノ機ニ於テ大ニ青年教育ノ振興ヲ圖ラムトス地方長官ハ宜シク如上ノ趣旨ヲ體シ斯教育關係者ヲ督勵シ其ノ實效ヲ舉クルニ遺憾ナカラムコトヲ期セラルヘシ

◎青年教育更張ニ關スル件

(昭和五年十一月二十九日)
岐阜縣訓令甲第三十九號

(大同小異ニ付省略)

◎岐阜縣恩賜男女青年團體事業獎勵資金規則

(大正十四年八月二十六日)
岐阜縣令第三十八號

第一條 恩賜男女青年團體事業獎勵資金ハ 天皇皇后兩陛下御結婚滿二十五年ノ御祝儀ニ際シ下賜アラセラレタル恩賜金壹萬四千圓及一般會計繰入金其ノ他ノ收入ヲ以テ成立ス

第二條 本資金ニ關スル收支ハ特別會計トシテ整理スルモノトス

第三條 本資金ハ總額拾萬圓ニ達スル迄毎年豫算ノ定ムル所ニ依リ之ヲ蓄積スルモノトス

第四條 本資金ヨリ生スル收入ハ男女青年團體事業獎勵上必要ナル施設ニ充テ又ハ男女青年團事業獎勵上市町村若ハ基礎鞏固ナル公益團體ニ補助ス

附 則

本則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎青年學校令

(昭和十年三月三十日)
勅令第四十一號

第一條 青年學校ハ男女青年ニ對シ其ノ心身ヲ鍛鍊シ徳性ヲ涵養スルト共ニ職業及實際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ國民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ目的トス

第二條 北海道府縣、市町村、市町村學校組合、町村學校組合及町村制ヲ施行セサル地域ニ於ケル町村又ハ町村學校組合ニ準スヘキ公共團體ハ青年學校ヲ設置スルコトヲ得市町村、市町村學校組合及町村學校組合ハ前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲學區ヲ設クルコトヲ得

第三條 商工會議所、農會其ノ他之ニ準スヘキ公共團體ハ青年學校ヲ設置スルコトヲ得前項ノ規定ニ依リ設置シタル青年學校ハ私立トス

第四條 私人ハ青年學校ヲ設置スルコトヲ得

第五條 青年學校ノ設置廢止ハ道府縣立ノ學校ニ在リテハ文部大臣、其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

青年學校ノ設置廢止ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第六條 青年學校ニ普通科及本科ヲ置ク但シ土地ノ狀況ニ依リ普通科又ハ本科ノミヲ置クコトヲ得

青年學校ニハ研究科ヲ置クコトヲ得

第七條 普通科ノ教授及訓練期間ハ二年トス

本科ノ教授及訓練期間ハ男子ニ在リテハ五年、女子ニ在リテハ三年トス但シ土地ノ情況ニ依リ男子ニ在リテハ四年、女子ニ在リテハ二年ト爲スコトヲ得

研究科ノ教授及訓練期間ハ一年以上トス

第八條 普通科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ尋常小學校卒業者又ハ之ニ相當スル素養アル者トス

本科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ普通科修了者、高等小學校卒業者又ハ之ニ相當スル素養アル者トス研究科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ本科卒業者又ハ之ニ相當スル素養アル者トス

第九條 普通科ノ教授及訓練科目ハ男子ニ在リテハ修身及公民科、普通學科、職業科並ニ體操科トシ女子ニ在リテハ修身及公民科、普通學科、職業科、家事及裁縫科並ニ體操科トス

本科ノ教授及訓練科目ハ男子ニ在リテハ修身及公民科、普通學科、職業科並ニ教練科トシ女子ニ在リテハ修身及公民科、普通學科、職業科、家事及裁縫科並ニ體操科トス
研究科ノ教授及訓練科目ハ本科ノ教授及訓練科目ニ就キ適宜之ヲ定ムヘシ但シ修身及公民科ハ之ヲ缺クコトヲ得ス
教授及訓練科目ノ程度ハ文部大臣之ヲ定ム

第十條 青年學校ニハ特別ノ事項ヲ修得セシムル爲專修科ヲ置クコトヲ得

第十一條 青年學校ニハ相當員數ノ專任教員ヲ置クヘシ

第十二條 青年學校ノ教員ノ資格ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第十三條 青年學校ノ設備ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第十四條 青年學校ニ於テハ授業科ヲ徵收スルコトヲ得ス但シ道府縣立ノ學校ニ在リテ

文部大臣、其ノ他ノ學校ニ在リテ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十五條 本令ニ依ラサル學校ハ青年學校ト稱スルコトヲ得ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

青年學校ノ本科ノ教授及訓練期間ハ土地ノ情況ニ依リ道府縣立ノ學校ニ在リテハ文部大臣、其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ當分ノ内之ヲ置カサルコトヲ得

青年學校ノ專任教員ハ道府縣立ノ學校ニ在リテハ文部大臣其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ當分ノ内之ヲ置カサルコトヲ得

本令施行ノ際現ニ存スル公立ノ實業補習學校及青年訓練所ハ之ヲ本令ニ依リ設置シタル青年學校ト看做ス

前項ノ青年學校ニシテ本令ニ依リ難キモノハ本令施行後六月ヲ限リ仍從前ノ實業補習學校及青年訓練所ノ例ニ依リ教育ヲ爲スコトヲ得

岐阜縣聯合青年團諸規程

◎岐阜縣聯合青年團規約

(大正十四年七月制定)
(昭和六年一月二十一日改正)

第一章 總 則

第一條 本團ハ岐阜縣聯合青年團ト稱シ岐阜縣各郡市青年團ヲ以テ組織ス

第二條 本團ハ郡市青年團ノ連絡統一ヲ圖リ其進歩發達ヲ助成スルヲ以テ目的トス

第三條 本團ノ行フ事業ノ概目左ノ如シ

一、大日本聯合青年團、他府縣聯合青年團トノ連絡交渉

一、青年團ニ關スル調査研究

一、講演會及講習會

一、運動競技會

一、團報ノ發行

一、其他本團ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項

第四條 本團ノ事務ヲ岐阜縣廳内ニ置ク

第二章 役 員

第五條 本團ニ總裁、顧問及左ノ役員ヲ置ク

一、團 長 一 名

一、副 團 長 一 名

一、代 議 員 六十名

一、理 事 若干名 (内一名ヲ常務理事トス)

總裁ニハ岐阜縣知事ヲ推戴ス

顧問ハ代議員ノ同意ヲ經テ團長之ヲ推薦ス

團長又副團長ハ代議員會ニテ推薦ス

理事ハ團長之ヲ委囑ス

代議員ハ各郡市青年團長及各郡市青年團ニ於テ正團員中ヨリ二名ツツ選出セルモノヲ以テ之ニ充ツ

第六條 役員ノ任期ハ二箇年トス但シ補缺ニヨルモノハ其前任者ノ殘期間トス

役員ハ任期滿了スルモ後任者ノ就任スル迄其事務ヲ執ルモノトス

第七條 團長ハ本團ヲ代表シ團務ヲ統理ス

副團長ハ團長ヲ補佐シ團長事故アル時ハ之ヲ代理ス

理事ハ團長ノ指揮ヲ受ケ團務ヲ掌ル

代議員ハ本團ノ議事ニ參與シ重要ナル事項ヲ決議ス

第三章 代 議 員 會

第八條 代議員會ハ代議員ヲ以テ組織シ毎年一回之ヲ開ク但シ團長ニ於テ必要ト認ムル
トキハ臨時開會スルコトアルヘシ

代議員會ハ團長之ヲ召集シ且會議ノ議長トナル

第九條 代議員會ニ於テ議決スヘキ事項左ノ如シ

一、豫算ノ議決及決算ノ承認ニ關スル件

一、郡市青年團ヨリ提出シタル事項

一、其他團長ニ於テ必要ト認ムル事項

第十條 代議員會ノ議決ハ出席議員ノ過半數ヲ以テ決ス贊否同數ナルトキハ議長ノ決ス
ル所ニ依ル但シ場合ニヨリ書面ヲ以テ代議員ノ意見ヲ徵シ會議ニ代フルコトアルヘシ

第十一條 代議員事故アル場合ニハ代理者ヲ代議員會ニ列セシムルニトヲ得

第四章 會計

第十二條 本團ノ會計年度ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第十三條 本團ノ經費ハ郡市青年團分擔金及其ノ他ノ收入ヲ以テ支辨ス分擔金ノ分賦規
定ハ別ニ之ヲ定ム

第五章 雜則

第十四條 本規約ハ代議員會ニ於テ三分ノ二以上ノ同意アルニ非サレハ變更スルヲ得ス

第十五條 團長ハ本團ノ事務ヲ處理セシムルタメニ必要ニ應シ書記ヲ置クコトヲ得

第十六條 本規約ノ實施ニ關スル細則ハ必要ニ應シ團長別ニ之ヲ定ム

◎分擔金分賦規定

本規約第十三條ニヨリ分擔金ハ左ノ割合ニヨリ分賦ス

一、各郡市平等割 三分

一、各郡市町村數割 三分

但シ市ニアリテハ縣下一箇町村平均人口ヲ以テ市ノ人口ヲ除セシ商ヲ其市ノ有スル
町村數ト看做ス

一、各郡市人口割 四分

◎岐阜縣聯合處女會規約

(昭和二年九月
制定)

第一章 總則

第一條 本會ハ岐阜縣聯合處女會ト稱シ岐阜縣各郡市處女會ヲ以テ組織ス

第二條 本會ハ縣下處女會相互ノ連絡提携ヲ圖リ其進歩發達ヲ助成スルヲ以テ目的トス

第三條 本會ノ行フ事業ノ概目左ノ如シ

一、大日本聯合女子青年團及他府縣處女會トノ連絡交渉

一、處女會ニ關スル調査研究

一、講習會、講演會ノ開催

一、講師ノ紹介並派遣

一、會報ノ發行

一、其ノ他本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項

第四條 本會ノ事務所ヲ岐阜縣廳内ニ置ク

第二章 役員

第五條 本會ニ總裁、顧問及左ノ役員ヲ置ク

一、會長 一名

一、副會長 一名

一、理事 若干名 (内一名ヲ常務理事トス)

總裁ニハ岐阜縣知事ヲ推戴ス

顧問ハ評議員ノ同意ヲ經テ會長之ヲ推薦ス

會長及副會長ハ評議員會ニ於テ推薦ス

理事ハ會長之ヲ委囑ス

第六條 役員ノ任期ハ二箇年トス但シ補缺ニヨルモノハ其ノ前任者ノ殘期間トス役員ハ

任期滿了スルモ後任者ノ就任スル迄其ノ事務ヲ執ルモノトス

第七條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

理事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ掌ル

第三章 評議員會

第八條 評議員會ハ評議員ヲ以テ組織ス

評議員ハ各郡市處女會長及郡市處女會ニ於テ會員中ヨリ一名宛選出セルモノヲ以テ之

ニ充ツ

會員中ヨリ選出セラレタル評議員ノ任期ヲ二箇年トス但シ補缺ニヨルモノハ前任者ノ

殘期間トス

第九條 評議員會ハ毎年一回會長之ヲ招集ス必要ニ應シ臨時ニ招集スルコトアルヘシ

評議員會ノ議長ニハ會長之ニ當ル

第十條 評議員會ニ於テ審議スヘキ事項左ノ如シ

一、豫算ノ議決及決議ノ承認

一、其ノ他重要ナル事項

第十一條 評議員會ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決ス

ル所ニ依ル但シ場合ニヨリ書面ヲ以テ評議員ノ意見ヲ徵シ會議ニ代フルコトアルヘシ
第十二條 評議員事故アル場合ニハ代理者ヲ評議員會ニ列セシムルコトヲ得

第四章 會計

第十三條 本會ノ會計年度ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第十四條 本會ノ經費ハ補助金寄附金郡市處女會分擔金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ分
擔金ノ分賦規定ハ評議員會ニ於テ之ヲ定ム

第五章 雜則

第十五條 本規約ハ評議員會ニ於テ出席者ノ三分ノ二以上ノ同意アルニ非サレハ變更ス
ルコトヲ得ス

第十六條 會長ハ本會ノ事務ヲ處理セシムルタメ必要ニ應シ書記ヲ置クコトヲ得
第十七條 本規約ノ實施ニ關スル細則ハ必要ニ應シ會長別ニ之ヲ定ム

附則

創立ノ際ニ限リ創立委員會ヲ以テ評議員會ニ代フ

◎岐阜縣聯合青年團努力賞授與規程

(昭和六年一月二十一日制定)

第一條 青年團員(當該年度ノ十二月末日ニ於テ年齡滿二十五歲以下)ニシテ第二條ノ各

項ニ該當スル者ハ本規程ニヨリ努力賞ヲ授與ス

第二條 努力賞ヲ授與スル範圍左ノ如シ

1 産業方面 産業ニ對シ改良工夫ヲ加ヘ或ハ努力奮闘ノ結果著シキ效果ヲ舉ゲタル
モノ

2 發明發見方面 發明發見ヲナシ文化ニ寄與シタルモノ

第三條 努力賞ハ郡市青年團長ノ推薦セルモノノ中ヨリ本團ニ於テ審査シ之ヲ行フ

第四條 郡市青年團長ニ於テ努力賞ヲ受ケシメントスルモノアル時ハ該當者ニ關シ左記
事項ヲ詳記シ毎年十一月末日マデニ推薦スルモノトス

- 1 履歷書
- 2 努力賞ヲ受クヘキ事由

◎岐阜縣聯合青年團競技規程

一、參加資格

- (一) 當該年十一月三日ニ於テ滿廿五歲以下ノ青年團員タルコト
- (二) 競技期日迄ニ引續キ三ヶ月以上當該市町村ニ在住シ且一ヶ年以上縣下何レカノ青

年團員タルコト

- (三) 現ニ中等以上ノ學校ニ在學セサルコト但シ退學後三ヶ月ヲ經過セサルモノ亦同シ
- (四) 學校職員ノ現職ニアル者ハ參加スルコトヲ得ス
- (五) 過去又ハ現在ニ於テ武道及總テノ體育競技ニツキ之ヲ業トシ若ハ報酬ヲ受ケテ教授指導ヲ爲ス者ハ青年團競技選士タルコトヲ得ス
- (六) 刺墨いれずみヲナシタル者ハ選士トシテノ資格ヲ認メス

二、陸上競技規定

- (一) 陸上競技ハ百米、二百米、四百米、千五百米、一萬米、砲丸投、走幅跳、走高跳ノ八種目トス
- (二) 固定走路(フイツクスコース) 競技ニ於テ他人ノ走路ヲ犯シタル場合ニハ該競技者ハ其資格ヲ失フモノトス
- (三) 『フィールド』『トラック』兩競技ニ出場セントスルモノ其競技時間衝突スル場合ニハ『フィールド』競技ヲ中止シテ先ツ『トラック』競技ヲ行ハサルヘカラス出場セサル場合ハ棄權セルモノト認メ豫定ノ番組ヲ進行セシム
- (四) 砲丸ノ重量ハ七・二五七、一六(十六ポンド)トス
- (五) 競技ヲ行フ最初ノ標準ヲ左ノ如ク定ム

(イ) 走高跳 一米四五

(ロ) 走幅跳 五米二〇

(ハ) 砲丸投 八米

(六) 服裝ハ上下トモ白色無地トス

(七) 帽子及手拭鉢巻ヲ使用スルヲ許サス

八) 競技者ハ縦六寸横四寸ノ白色木綿ニ各郡市名ヲ墨ニテ記セシ布切ヲ胸及背ニ二箇

所ニ附スヘシ

(九) 郡市町村特殊ノ標識ヲ付スルコトヲ禁ス

(十) 競技ニ要スル器具ハ總テ主催者ニテ用意セルモノヲ使用スヘシ

(十一) 競技ニ關シ本規定ニ定メナキモノハ凡テ明治神宮體育大會青年團競技規則ニ準

據ス

三、劍道及柔道規定

- (一) 道具ハスヘテ各自用意セルモノヲ使用スヘシ
- (二) 各自ノ仕合ヨリ二組前ニ總テノ準備ヲナシ定メラレシ席ニ着スヘシ
- (三) 勝者ハ自己ノ氏名ヲ係員ニ告ケシ後控席ニ退クヘシ
- (四) 其ノ注意ハ仕合前ニ與フルモノトス

四、相撲規定

(一) 審判 概 則

- (1) 勝負ハ一番トシ行司ノ軍配ニヨリテ決ス
- (2) 行司ノ軍配不當ト認メタルトキハ異議ヲ申立ツルコトヲ得、但異議申立者ハ検査役及控選手若クハ其ノ團體監督ニ限ル
- (3) 勝負ニ關シ異議ノ申立アリタルトキハ行司ハ先ツ異議申上者ノ異議アル點ヲ聽取シタル後検査役ノ意見ヲ聽キ決定スヘシ若シ検査役ノ意見一致セサルトキハ審判長ノ決定ニ待ツモノトス

(二) 採 點 概 則

- (1) 一勝負毎ニ勝者ニ一點ヲ與フ
 - (2) 引分及ヒ預ハ双方共點數ヲ與ヘス
 - (3) 對手缺席シタルトキハ出席者ヲ勝者ト看做シ點數ヲ與フ
- (三) 競 技 者 心 得
- (1) 選手ハ自己ノ立會ヨリ少クモ三番前ニ溜ニ入ルコト
 - (2) 選手ハ必ス締込又ハ六尺禪ヲ用フ猿股ノ類ハ絕對ニ用ヒサルコト
 - (3) 土俵上ニ於テハスヘテ行司ノ指圖ニ從フコト

- (4) 相撲ノ手ニアラサル逆手其他不正手段ヲ用フヘカラサルコト
- (5) 勝者ハ自己ノ氏名ヲ記録係ニ告ケタル後控席ニ復スルコト

五、各競技者及觀覽一般心得

- (一) 審判長ノ判決ハ絕對ニシテ何人モ異議ヲ申立ツルヲ得ス
- (二) 競技ニハ一切代理ヲ許サス
- (三) 競技場ニハ現ニ出場スル競技者ノ外絕對ニ入ヲ許サス
- (四) 召集時間ニ遅レタルトキハ該競技ニ參加スルヲ得ス
- (五) 會場内ニ於テハ選手竝ニ團員絕對ニ係員ノ命ニ從フコトヲ要ス
- (六) 應援ハ拍手以外之ヲ禁シ應援旗其他ノ攜帶ヲ許サス
- (七) 競技者控席ニハ競技者、監督、係員ノ外何人モ入ルヲ許サス
- (八) 競技者ト共ニ走り又ハ競技中ニ競技者ヲ幫助シ又ハ藥品ヲ與フルヲ許サス(特ニ一萬米競走ノ如キ競技場外ニテ行フ競技ニ對シテハ一層注意スヘシ)

◎濃飛ノ若人宿泊所規約

- 第一條 本宿泊所ハ濃飛ノ若人宿泊所ト稱シ岐阜縣聯合青年團ニ隸屬ス
- 第二條 本宿泊所ハ青年團員相互ノ宿泊ニヨリ團員間ノ親睦ヲ増シ愛郷ノ精神ヲ涵養ス

ルト共ニ見學旅行ヲ容易ナラシメ知見ヲ廣ムルコトニ利用スルヲ以テ目的トス

第三條 市町村青年團ニ於テ宿泊ニ利用シ得ヘキ青年館、俱樂部其他ノ他ノ建築物アル場合ニハ第二條ノ目的遂行ニ貢獻センカ爲ニ之ヲ宿泊所タラシムルモノトス此ノ場合ニハ隨時左記様式ニヨリ郡市青年團長ヲ經テ岐阜縣聯合青年團ニ届出ツルモノトス

青年團名	宿泊所所在地	宿泊引受期間	宿泊引受最高人員	備考

第四條 青年團宿泊所ニハ左ノ標識ヲナスモノトス

〇〇郡(市)〇〇青年團濃飛若人宿泊所

第五條 宿泊ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

濃飛ノ若人宿泊所細則

◎宿泊所利用手續

- 一、宿泊所ヲ利用シ得ルハ青年團ノ正團員ニシテ五名以上ノ團體ヲ組織シ責任アル指導者ノ下ニ主トシテ飯盒炊爨ニ依リ旅行スルモノナルコト
- 二、宿泊ノ申込ハ當該青年團長ヨリ十日前直接宿泊地青年團長宛往復端書ヲ以テ爲スコ

ト
宿泊申込書ニ記載スヘキ項目ハ

- (1) 指導者ノ姓名
- (2) 宿泊團員數 (指導者數ヲ加フ)
- (3) 購入依頼物品數量 (米、副食物、薪炭等各品目數量ノ詳細)
- (4) 宿泊所到着竝ニ出發ノ日時

- 三、宿泊ノ申込ヲ受ケタル青年團長ハ直ニ諾否ノ回答ヲ發スルヲ要ス
- 四、宿泊ヲ申込ミタル者ニシテ宿泊セサル事情ヲ生シタル時ハ遅クモ二日前迄ニ其旨通知スルコト
- 五、宿泊者一日一名ノ宿泊費ヲ金拾五錢トス
- 六、郡市青年團長ハ毎年五月二十日限り前年度中ノ管下青年宿泊所ノ利用狀況ヲ左記ニ依リ岐阜縣聯合青年團長ニ報告スルモノトス

記

宿泊所名	利用團體名	宿泊團員數	備考

計

○宿泊者心得

- 一、宿泊團體ハ通常日没迄ニ宿泊所ニ到着スルヲ要ス
 - 二、宿泊者ハ宿泊所簿ニ記名スルコト
 - 三、宿泊費及購入品代ハ宿泊所出發ノ前夜ノ内ニ支拂フモノトス
 - 四、宿泊所ニ於テハ飲酒ヲ禁ス
 - 五、喫煙ハ所定ノ宿泊所以外ノ場所ニ於テハ之ヲ嚴禁ス
 - 六、宿泊所ニ於ケル火氣ノ注意ハ勿論清潔整頓ノ保持ニ留意スルハ宿泊者ノ義務トス
- 濃飛若人宿泊所利用旅行團視察參考表

郡市名	實業學校	試驗場	優良青年團	篤農家	青農家	史跡	其他
岐阜市			京町				
大垣市	安入農	水産試驗所		金森徳次郎 (室村町)		大垣城	堀抜井戸
岐阜市						長良川 金山 伊奈波神社	名和昆蟲研究所 物産販賣所 調育院 新聞社 郷土館 (縣教育會)

稲葉郡	羽鳥郡	海津郡	養老郡	不破郡	安八郡	揖斐郡	本巢郡
高等農林 (郡加村)	第一工業 (笠松町)					揖斐實業 (笠松町)	岐阜農林 (北方町)
工業試驗場 (笠松町)	上羽栗村						農事試驗場 (七輪村)
厚見村	上中島村	牧田村	今須村	關ヶ原町 今須村	結村		眞桑村
芥見村 黒野村	南谷 諦六 (小幡村東小幡)	田島 信二郎 (牧田村上野)	江崎 十彌 (奥佐村鬼塚)	表佐村	小關 伊三郎 (木村町新田)	桑原 彌吉 (野原小三郎)	井上 廣助 (鹿田村野野)
坂井田 藤一 (佐原村)	川島 重雄 (笠松村)	野原 勇 (野原村)	野原 勇 (野原村)	今須村	安田 常助 (中川村中野)	野原 今西 (宮地村)	山田 速夫 (車牧村十九條)
琴塚古墳 (北長森村)	佐吉 佛 (竹ヶ鼻町)	伊吹山 南宮神社 (宮代村)	關ヶ原古戰場 (青盛村)	一夜城趾 (赤坂町)	谷波山 横藏寺 (赤坂村)	霞間ヶ谷 (木津村)	和宮遺蹟 (鷺山村)
飛行隊 六八隊 測候所 (加納町)	柑橋園 (石津村)	大理石工場 (赤坂町)					柿園 (郡田村七輪)

山縣郡	武儀郡	郡上郡	加茂郡	可兒郡	土岐郡
種分場 (高宮町)	製紙工業試験場 (美濃町)	郡上農林 (口明方村)	加茂農林 (古六町)	可兒實業 (伏見村)	多治見工業 (多治見町)
上伊自良村	富野村	種畜場 (白鳥町)	坂祝村	上之郷村	陶磁器試験場 (多治見町)
下伊自良村	神淵村	高鷲村	三和村	伏見村	釜戸村
			山之上新村	日吉村	日吉村
			川邊町	土岐町	
			山田榮一 (太田町)		
竹滋吉田 (富野村志津野)		清水晴二 (口明方村)	若尾大九郎 (小島村)	梅本登 (土岐町)	梅本登 (土岐町)
		河合恒雄 (白鳥町)		伊藤政市 (笠原町)	伊藤政市 (笠原町)
		櫻井正一 (川邊町)		加藤勝 (同世村)	加藤勝 (同世村)
石田川ノ登 (高宮町)	洲原神社 (洲原村)	常川ノ鰻 (富田村)	虎溪山 (豊岡町)		
甘南美寺 (上伊自良村)	楓山 (大矢田村)	阿彌陀瀧 (北野村)	鬼岩 (上之郷村)	ナンジャモン (笠原村)	ナンジャモン (笠原村)
	小倉公園 (美濃町)	日本ライン (坂祝村)	氷宮 (久々利村)	ラヂウム温泉 (土岐町)	ラヂウム温泉 (土岐町)
				白孤温泉 (笠原村)	白孤温泉 (笠原村)
	打込物會社 (岡町)				

惠那郡	益田郡	大野郡	吉城郡
農業試験場 (大井町)	益田農林 (藤原町)	斐太實業 (大名田町)	
福岡國民高等 苗木町		種畜場飛騨 (高見町)	農事試験場 (吉川町)
高吉田村		上枝村	吉城高等國 府村
三宅利八 (遠山村)	田口甚六 (下呂町)	木戸脇之助 (高田町)	吉川町
	中島力三 (竹原村)	都竹殿右工門 (上坂村)	上平田富之助 (吉川下田田)
惠那山 大井ダム	下呂温泉 枝垂栗自生地 (笠原村)	水無神社 (宮村)	平湯温泉 (上野村)
惠那峽 北ノ木自生地 (坂本村)	下呂八幡大杉 (笠原村)	國分寺 (大名田町)	神岡鐵山 (船津町)
	中山七里	日本アルプス 白川郷大家族	

◎聖恩奉體國民精神作興旗に就て

一、聖恩奉體國民精神作興旗拜戴

昭和九年五月三日日本青年館ニ於テ拜戴ス
拜戴式ニハ内閣總理大臣、宮脇長官其ノ他多數來賓ノ臨席アリ、後藤理事長之ヲ授與セラル。

二、聖恩奉體國民精神作興旗頒布ノ辭

昭和八年十一月十國民精神作興ニ關スル詔書ヲ渙發アラセラレタル十周年記念日ニ當リ畏クモ本團ノ事業獎勵ノ思召ヲ以テ多額ノ御内帑金ヲ御下賜アラセラレタリ。聖恩ノ優渥ナル誠ニ感激恐懼ニ堪ヘサルナリ
惟ミルニ大正十二年振古未曾有ノ關東大震災ノ後ヲ受ケテ人心萎靡沮喪セムトスルヤ、特ニ優渥ナル詔書ヲ渙發アラセラレ以テ國民精神ノ振作更張ヲ訓示シ給ヒタリ。爾來實ニ十ヶ年、其ノ間世態ノ變遷ト人心ノ趨向トハ翻テ日ニ非ニ月ニ荒ミ内外ノ狀勢ハ相俟チテ遂ニ國家非常ノ難局ヲ招來スルニ至レリ
顧ミルニ諸團體及有志者固ヨリ袖手停觀セシニアラスト雖モ、未タ充分ニ其ノ效果ヲ全フスル能ハス、屢々叡慮ヲ煩ハシ奉リ眞ニ恐懼措ク處ヲ知ラサルナリ
謹ミテ今回御下賜金ノ聖慮ヲ拜察シ「今次コソハ必ス精神作興ノ實ヲ舉クヘシ」トノ宸旨ヲ感受シ感激ニ堪ヘス、乃チ恩賜金ヲ以テ「聖恩奉體國民精神作興旗」ヲ謹製シテ之ヲ加盟各團ニ頒チ以テ聖旨ノ存スル所ヲ宣揚奉體セムトス。冀クハ此ノ靈旗ノ飄ル處團員ハ自省自傷、渾身ノ勇ヲ振ツテ聖旨ニ副ヒ奉リ以テ國本ヲ不拔ニ培ヒ國礎ヲ磐石ニ置カムコトヲ期スヘシ。是レ先帝ノ聖諭ニ恪遵シ今上ノ聖恩ニ答ヘ奉ル所以ニシテ、我カ青年團員ノ國家ニ忠ナル所以ノ職分ナリト確信ス。之ヲ頒布ノ辭トス。

昭和九年五月三日

大日本聯合青年團理事長 後藤文夫

三、聖恩奉體國民精神作興旗取扱要項

(大日本聯合青年團制定)

- (一) 本旗ニ關シテハ加盟團長其ノ責ニ任スルモノトス
- (二) 本旗ハ常ニ官公衙等安全確實ナル場所ニ奉置シ決シテ個人ノ私宅ニ奉安セサルモノトス
- (三) 本旗ハ天皇皇族及軍旗ニ對スルトキ敬禮ヲ行フ
- (四) 青年團旗及青年團ハ本旗ニ對シ敬禮ヲ行フモノトス 但シ本旗ハ答禮セス
- (五) 本旗ノ敬禮及捧持法ハ青年團禮式ニ據ルモノトス
- (六) 加盟團離脱ノ際ハ本旗ヲ返還スルモノトス

四、聖恩奉體國民精神作興旗取扱要項

岐阜縣聯合青年團制定 (昭和九年六月二十九日)

- 一、本旗ニ關シテハ岐阜縣聯合青年團長其ノ責ニ任ス

- 二、本旗ハ之ヲ岐阜縣廳内ニ奉置ス
- 三、本旗ハ天皇皇族及軍旗ニ對スルトキ敬禮ヲ行フ
- 四、青年團旗及青年團ハ團旗ニ對シ敬禮ヲ行フモノトス 但シ本旗答禮セス
- 五、本旗ノ敬禮及捧持法ハ大日本聯合青年團制定ノ青年團禮式ニ據ルモノトス
- 六、郡市聯合青年團ハ總會ノ場合ニ限り本旗ヲ奉迎シ得ルモノトス
- 七、本旗ノ奉迎ニ關シテハ左記事項ヲ遵守スルモノトス
- (一) 奉迎期日十日前迄ニ別記様式ニ依リ奉迎方ヲ縣聯合青年團長ニ願出テ其ノ承認ヲ受クルモノトス
- (二) 本旗ヲ奉迎シタルトキハ奉還ニ至ル迄當該青年團長一切其ノ責ニ任スルモノトス
- (三) 本旗ノ奉送迎ニ當リテハ當該青年團長若ハ其ノ代理者奉護ノ下ニ當該青年團長ノ命シタル旗手之ヲ捧持スルモノトス
- (四) 本旗ハ土地ノ狀況其ノ他ノ事情ニ依リ奉迎當日奉還ヲ爲スコト能ハサル場合ハ官公衛學校等安全確實ナル場所ニ奉シ決シテ個人ノ私宅ニ奉安セサルモノトス
- (五) 本旗ノ旗手ハ當該青年團正團員中ノ模範青年ヲ以テ充ツルモノトス

(別記)

聖恩奉體國民精神作興旗奉迎願

來ル 月 日 舉行本團總會ニ聖恩奉體國民精神作興旗奉迎致度候條左記事項ヲ具シ此段及御願候也

記

- 一、開 催 地
- 二、舉行事項ノ概要
- 三、奉迎及奉還ノタメ岐阜縣廳へ出頭ノ日時
 - 奉 迎 日 時
 - 奉 還 日 時
- 四、奉護者並旗手ノ青年團關係及其ノ氏名

奉 護 者	青 年 團 關 係	氏 名
旗 手		

五、夜間奉安ノ場所（即日奉還ノ場合ハ本項ヲ省ク）

年 月 日

何都市青年團長名

岐阜縣聯合青年團長 殿

大日本聯合青年團諸規程

◎大日本聯合青年團表彰規程

（昭和四年八月二十七日制定）
（昭和十一年四月改正）

- 第一條 青年團員（年齢二十五歳以下）ニシテ發明發見ヲナシ又ハ産業若クハ體育ノ方ニ於テ多大ナル貢獻ヲナシタル者ハ本規程ニヨリ之ヲ表彰ス
- 第二條 表彰ハ之ヲ左ノ三種ニ分ツ
- 一、發明賞 發明發見ヲナシ文化ニ寄與シタルモノニ授與ス
 - 一、産業賞 産業ニ對シ改良工夫ヲ加ヘ或ハ努力奮闘ノ結果著シキ効果ヲ舉ケタルモノニ授與ス

一、體育賞 明治神宮體育大會青年團競技ニ於テ新記録ヲ作り又ハ拔群ノ成績ヲ顯ハシタルモノニ授與ス

第三條 表彰ハ表彰狀ニ賞牌ヲ添ヘテ授與シ之ヲ行フ

第四條 表彰ハ加盟聯合青年團長ノ推薦セルモノ、中ヨリ本團ニ於テ審査シ之ヲ行フ但シ第二條第三項ニ關シテハ直接本團ニ於テ決定スルモノトス

第五條 加盟聯合青年團長ニシテ表彰ヲ受ケシメントスルモノアル時ハ該當者ニ關シ左記事項ヲ詳記シ毎年十月末日マテニ推薦スルモノトス

- 一、履歷書（寫眞添附ノコト）
- 二、表彰ヲ受クヘキ事由

◎大日本聯合青年團研究助成ニ關スル規定

（昭和六年六月十五日制定）

大日本聯合青年團ニ於テ本年度新規事業トシテ研究創造ノ精神ヲ高調スルノ目的ヲ以テ左記ニ依リ研究助成金ヲ交付セラル、事ト相成候ニ就テハ右趣旨部内青年團ニ御通達ノ上該當者御選定御推薦相成度此段及通知候

追テ郡市青年團長ヨリ本團宛御推薦ノ期日ハ毎年十一月末日トシ該推薦者中ヨリ本團ニ於テ適宜選定シテ大日本聯合青年團ニ推薦可致候條御了知相成度申添候

記

- 一、當該年度ニ於テ滿二十五歲以下ノ青年團員ニシテ産業其他文化ノ進展ニ資スル方面ニ關シ大ナル努力ヲ以テ研究ヲナシ且ナシツ、アル者ニ對シ研究助成金ヲ交付ス
- 二、交付金額ハ一人宛金參拾圓也トス
- 三、交付ハ加盟聯合青年團長ヨリ推薦セラレタル者ノ中ヨリ本團ニ於テ審査シ之ヲ行フ
- 四、加盟聯合青年團長ヨリ推薦セラレタル研究成績ハ次年度開催スヘキ一人一研究展覽會ニ出品ス
- 五、加盟聯合青年團長ハ該當者ニ關シ左記事項ヲ詳記シ本人自筆ノ履歷書竝ニ本人ノ寫眞ヲ添附シ十二月二十日迄ニ本團ニ到着スル様推薦スルモノトス
- イ、研究ノ動機
- ロ、研究ノ過程
- ハ、研究ノ具體的成績（説明書、圖表、寫眞及實物其他）
- ニ、將來ノ計畫

大日本聯合青年團制定

◎青年團禮式要項

（昭和五年七月四日制定）

第一 要 旨

凡テ敬禮ハ恭敬親愛ノ表示ニシテ其人ノ真心ノ傳達ナリ敬禮ヲ重ンスルコトニヨリ和樂ノ情自ラ充チ團ノ規律モ亦整然タルヘシ故ニ青年團ニアリテハ其ノ團體行動ヲナス場合ト然ラサル場合トヲ問ハス禮儀ヲ尊ヒ作法ヲ重ンスルヲ要ス

第二 總 則

本要項ハ青年團員及其團體ノ禮法ノ一般ヲ示スモノナリ本要項ニ規定ナキ事項竝ニ特別ノ場合ハ各團體ニ於テ適宜之ヲ定ムルモノトス

第三 單獨ノ場合

（一） 室内ノ最敬禮及敬禮

- 一、室内ノ最敬禮ハ不動ノ姿勢ヲ取り先ツ受禮者ニ注目シ次ニ體ノ上部ヲ前方約四十五度ニ傾ケ頭ヲ正シク上體ノ方向ニ保チ帽ハ右手ニ持チ其ノ内部ヲ右腿ニ接セシム
- 二、立體ノ時ハ受禮者ニ注目シタル後體ノ上部ヲ少シク前方ニ傾クルノ外一項ニ準シ之ヲ行フ

三、座禮ノ時ハ普通ノ禮法ニ據ル
四、室内ニ入ラントスル時ハ室外ニテ脱帽シ室内ニ於テハ着帽セサルコト

(二) 室外ノ最敬禮及敬禮

五、室外ノ最敬禮ハ團服ヲ着用スルトキハ六項ノ敬禮ヲ行ヒ團服ヲ着用セサルトキハ一項ノ敬禮ヲ行フ

六、團服ヲ着用スルトキハ舉手注目ノ敬禮ヲ行フヲ例トス

但右手ヲ舉クル能ハサルトキハ其儘受禮者ニ注目シ體ノ上部少シク前方ニ傾クルコト

七、團服ヲ着用セサルトキハ二項ニ準シ敬禮ヲ行フ

(三) 行幸啓等ノ場合ノ禮法

八、行幸啓ヲ拜スルニハ豫メ外套合羽等ヲ脱キ傘ヲタ、ミ御通過ノ際最敬禮ヲ行フコト

但シ雨天ノ際ハ雨具ヲ使用スルモ差支ナシ

九、行幸啓ハ堀越又ハ高キトコロヨリ拜セサルコト

一〇、行幸啓ヲ拜スル際ニハ靜肅ニシテ喧噪亂雜ノ舉動ナク鹵簿通御ノ後靜カニ退散スルコト

一一、皇族御成ノ節ニ於ケル禮ニ關シテハ前各項ニ準ス

(四) 御眞影ニ對スル禮法

一二、御眞影ニ對シテハ最敬禮ヲ行フ

(五) 神社御陵等ニ對スル禮法

一三、神社御陵ニ對スル敬禮ハ二拜(又ハ一拜)ニ拍手一禮トス但最敬禮ヲ行フモ可ナリ

一四、玉串ヲ奉奠スル場合ハ神社祭式ノ例ニヨル

第四 團體ノ場合

(一) 通 則

一五、團體ハ 天皇皇族軍旗竝ニ所屬青年團旗ニ敬禮ヲ行フ

一六、團體相遭フトキハ指揮者ノミ互ニ敬禮ヲ行フ

一七、團體ノ敬禮ハ指揮者ノ號令又ハ合圖ニヨリ之ヲ行フ

一八、團體ノ敬禮ニハ左圖ノ隊形ヲ用フルヲ例トス



注記

- 一、距離間隔ハ適宜之ヲ定ム
- 二、團服ヲ着用セサルモノアルトキハ之ヲ隊ノ左翼又ハ後尾ニ位置セシムルヲ例トス
- 一九、團體内ニアリテハ團服ヲ着用セサルモノハ敬禮ノトキ脱帽スルコト

(二) 停止間ノ敬禮

二〇、天皇ニ對シテハ鹵簿適宜ノ位置ニ見エタルトキ指揮者ノ「氣ヲ附ケ」ノ號令又ハ合圖ニテ不動ノ姿勢ヲ取り鹵簿隊列ヨリ三十歩ノ所ニ達シタルトキ「頭右(左)」ノ號令ニテ指揮者ハ六項ノ敬禮ヲ行ヒ團員ハ「頭右(左)」ヲナシ鹵簿ノ行進ニ從ヒ目迎目送シ鹵簿隊列ヲ距ルコト約十五歩ニ及フトキ「直レ」ノ號令ニテ之ヲ止ム但シ團旗ハ二七項ニ依リ敬禮ヲ行フ汽車汽船等ニテ通御ノ場合亦之ニ準シテ敬禮シ樂手ヲ有スル團體ハ「頭右(左)」ノ號令ニテ「君が代」ヲ一回奏樂スルコト

- 二一、軍旗並ニ青年團旗ニ對シテハ前項ニ準シ敬禮ヲ行フ
但シ敬禮ハ軍旗、團旗、隊列ヨリ約八歩ノ所ニ達シタルトキ之ヲ始メ隊列ヲ距ルコト約八歩ニ及フトキ之ヲ止ム覆ヲ附シタル時ハ敬禮ヲ行ハス
- 二二、神社御陵ノ參拜ニ際シテハ神前ニテ隊列ヲ正シタル後「脱帽」ノ號令ニヨリ脱帽シ「最敬禮」ノ號令ニ依リ一項ノ敬禮ヲ行ヒ「直レ」ノ號令ニテ之ヲ止ム

但シ團旗ヲ捧持シタル時ハ團旗ノ敬禮ヲ行フ

- 二三、團體ノ視閲ニ際シテハ視閲者ニ對シ二一項ニ準シ敬禮ヲ行フ

(三) 行進間ノ敬禮

- 二四、天皇及皇族ニ對シテハ前驅ノ稍前方ニ於テ道路ノ一側ニ沿フテ整列シ敬禮ヲ行フ
- 二五、軍旗及青年團旗ニ對シテハ隊列ヲ正シ指揮者ハ「頭右(左)」ト號令シテ六項ノ敬禮ヲ行ヒ團員ハ頭ヲ向ケ之ニ注目シ「直レ」ノ號令ニテ頭ヲ正面ニ復スルモノトス前項ノ敬禮ハ隊列ノ先頭カ軍旗又ハ團旗ヲ距ルコト約八歩ヨリ始メ隊列ノ後尾、軍旗又ハ團旗ヲ過キ去ルトキ之ヲ止ム團旗ハ二六項及二七項ニヨリ敬禮ヲ行フ

第五 團旗ノ敬禮及捧持法

- 二六、團旗ハ 天皇皇族及軍旗ニ對シ敬禮ヲ行フ
 - 二七、團旗ノ敬禮法ハ旗手右手ヲ旗竿ニ沿ヒテ眼ノ高サニ上ケ旗鏝ヲ右腿ヨリ離スコトナク右手ヲ十分前ニ伸ハスモノトス但シ團旗ニ覆ヲ附シタル場合ハ敬禮ヲ行ハス
 - 二八、團旗ノ捧持法ハ旗鏝ヲ右腿ニ當テ右肱ヲ後ニシ其拳ヲ肩ノ高サニシテ旗頭ヲ僅カニ前方ニ傾ケシム
- 但シ團旗ニ覆ヲ附シタル場合ハ此ノ限リニアラス

第六 遙 拜

二九、神宮皇居等ニ遙拜ヲ行フトキハ神宮ニ對シテハ一二項及皇居ニ對シテハ一項又ハ
三項ニ準スルコト

◎明治神宮體育大會青年團競技規程 (大日本聯合青年團制定)

第一 總 則

一、競 技 種 類

競技ハ劍道、柔道、相撲、陸上競技、水上競技ノ五種類トス

二、競 技 種 目

(一) 陸上競技ハ左ノ九種目トス

- 1 百米競走
- 2 四百米競走
- 3 千五百米競走
- 4 一萬米競走
- 5 俄擔競走
- 6 千米瑞典繼走 (百米、二百米、三百米、四百米)
- 7 走幅跳

8 走 高 跳

9 砲 丸 投 (七、二五七砵)

(二) 水上競技ハ左ノ六種目トス

- 1 百米自由型競泳
- 2 四百米自由型競泳
- 3 百米背泳競泳
- 4 二百米平泳競泳
- 5 二百米自由型「リレー」
- 6 三百米「メドレー・リレー」(百米背泳、百米平泳、百米自由型)

三、參 加 資 格

(一) 左記二項ニ該當スル者ニ非サレハ青年團競技ニ參加スルコトヲ得ス

- 1 當該年度ノ十一月三日ニ於テ滿二十五歳以下ノ青年團員タルコト
- 2 當該年度ノ四月一日以降中等程度以上ノ學校ニ在籍セス、五月一日以降青年團員トシテ同一道府縣並ニ樺太廳管内ニ居住スル者タルコト

(二) 過去又ハ現在ニ於テ武道及總テノ體育競技ニツキ、之ヲ業トシ若クハ報酬ヲ受ケテ教授指導ヲ爲ス者ハ青年團競技選士タルコトヲ得ス

四、選士

- (一) 選士ノ選出ニ當ツテハ技能ト共ニ人物ヲモ考慮スヘキモノトス
- (二) 選士ハ一人一種類ノ競技ニ限り出場スルモノトス
但シ競技日時競合セサル場合ハ二種類ヲ兼ヌルコトヲ得
- (三) 召集時間ニ遅レタル時ハ當該競技ニ參加スルコトヲ得ス
- (四) 選士ノ數ハ各加盟團ヲ單位トシテ左ノ如ク定ム
 - 1 劍道、柔道、相撲
正員ハ各二名トシ、外ニ補員各一名ヲ置クコトヲ得
 - 2 陸上競技
 - イ、選士ノ總數ハ十二名ヲ超ユルコトヲ得ス
 - ロ、各種目ノ出場者ハ一名トス
但「繼走」ハ一組トシ「繼走」ニ限り二名以内ノ補員ヲ置クコトヲ得
 - ハ、一人ニテ二種目マデ出場スルコトヲ得、但シ「繼走」ヲ含ム場合ハ三種目マデトス
 - 3 水上競技
イ、選士ノ總數ハ八名ヲ超ユルコトヲ得ス

五、優勝旗

- (一) 優勝旗ハ劍道、柔道、相撲、陸上競技、水上競技ノ各種類ニ於テ各一旒ヲ授與ス
 - (二) 優勝旗ハ次回ノ大會迄優勝團體ニ其ノ保管ヲ許シ、次年度大會第一日ニ於テ之ガ返還ヲナサシメ、更メテ當該年度ノ優勝團體ニ之ヲ授與シ保管セシムルモノトス
 - (三) 優勝旗保管中ニ發生シタル一切ノ責任ハ其ノ團體ヲシテ之ヲ負ハシム
- 第二 競技
- 一、劍道、柔道、相撲試合
 - (一) 選士ヲ抽籤ニヨリ組合セ三回以上試合セシム
 - (二) 各試合ニ於ケル勝星ヲ一點トシ最高點ヲ得タル團體ヲ以テ優勝團體トナシ優勝旗ヲ授與ス

但シ同點ノモノアル時ハ更ニ試合セシメテ之ヲ決ス

(三) 最高點者ヲ組合セテ優勝試合ヲ行ヒ個人優勝者ヲ決定ス

但シ試合ノ方法ハ其ノ時ノ人數ニヨリ適當ニ之ヲ定ム

(四) 番組決定サレタル以後ニ於テ出場セサル場合ハ相手方ノ勝トス

(五) 補員ヲ出場セシメントスル場合ハ豫メ本團ニ其ノ旨申出ツルヲ要ス

此ノ場合試合開始後ノ補員ハ團體競技ニアリテハ其ノ成績ヲ繼承シ、個人競技ニアリテハ優勝試合ニ參加スルヲ得サルモノトス

一度補員ヲ以テ代ヘラレタル選士ハ再ヒ出場スルコトヲ得ス

(六) 本規程ニ定メナキモノハ夫々明治神宮體育大會劍道部、柔道部、相撲部規程ニ據ル

二、陸上競技

(一) 俵擔競走ハ左ノ各項ノ外總テ他ノ「トラツク競技」ノ規程ニ倣ヒテ之ヲ行フ

1 俵ノ總重量ハ六〇匁トシ、容積及俵裝ハ普通ノ米俵ニ準ス

2 走路ノ全長ヲ百五十米トス、俵ハ出發點ヨリ五十米ノ地點ニ置ク、俵ノ置カレタル地點ヨリ十米ノ先キニ線ヲ引キ此區間ニ於テ俵ヲ肩ニ擔キ上クルコトヲ要シ以後俵ヲ地表ニ觸ルルコトナクシテ決勝線ヲ越ユルモノトス

3 俵ヲ擔キ上クル爲メノ補助用具ハ一切之ヲ用フルコトヲ得ス

(二) 繼走ノ補員ハ第一豫選開始前ニ於テ申出タル場合ニノミ正選士ニ代ルコトヲ得
競技開始後ハ一切補員ヲ以テ交替セシムルコトヲ得ス

(三) 「トラツク」「フキールド」兩競技ニ出場セントスルモノニシテ其競技時間競合スル場合ニ於テハ「フキールド競技」ヲ中止シテ先ツ「トラツク競技」ヲ行ハサルヘカラス、出場セサル場合ハ棄權セルモノト認メ豫定ノ番組ヲ進行セシム

(四) 本競技ニ於ケル入賞範圍ハ各種目一等ヨリ六等マデトシ、左記標準ニヨリ採點シ、最高點ヲ得タル團體ヲ以テ優勝團體トシ優勝旗ヲ授與ス

一等七點 二等五點 三等四點 四等三點 五等二點 六等一點

(五) 採點ノ結果同點トナリタル場合ハ各種目ノ一等ヲ得タル數多キ團體ヲ以テ上位トシ、一等ノ數相同シキ時ハ二等ヲ得タル數多キモノヲ以テ定メ以下之ニ準シテ順位ヲ決定ス

(六) 本規定ニ定メナキモノハ全日本陸上競技聯盟競技規則(昭和十年度修正)ニ據ル

三、水上競技

(一) 「リレー」及「メドレー・リレー」ノ補員ハ第一豫選開始前ニ於テ豫メ申出テタル場合ニノミ正選士ニ代ルコトヲ得

但シ第一豫選開始後ト雖モ本團ニ於テ事情止ムヲ得サルモノト認メタル場合ハ此ノ限リニ非ス

(二) 本競技ニ於ケル入賞範圍、採點標準、順位ノ決定、優勝旗ノ授與ハ陸上競技ノ當該規程ニ準ス

(三) 本規程ニ定メナキモノハ日本水上競技聯盟競技規程(昭和十年度修正)ニ據ル

第三 會 場

- 一 會場ニ於テハ絕對ニ係員ノ指揮ニ從フコトヲ要ス
- 二 競技場ニハ現ニ出場スル選士ノ外絕對ニ入ルヲ許サス
- 三 會場内ニハ團旗、應援旗、其他之ニ類スルモノノ携帯ヲ許サス
- 四 應援ハ拍手以外之ヲ嚴禁ス
- 五 選士控室ニハ選士及監督ノ外何人モ入ルヲ許サス

附 則

青年團競技ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

青年團競技細則

一、申 込 手 續

(一) 加盟團長ハ選士ノ資格ヲ審査シ、所定ノ申込票ニ必要事項ヲ記載シ、戶籍抄本

ヲ添ヘテ提出スルモノトス

(二) 申込期日ハ當該年度青年團競技開始日ノ二週間以前トス

(三) 申込期日ニ遅レタル時ハ何等ノ理由アルモ受理セス

二、競 技 者 ノ 服 裝

(一) 柔道選士ノ服裝ハ大日本武德會、講道館ニ於テ普通使用セラレツツアルモノトス

(二) 相撲選士ノ禪ハ木綿織白無地トス (地質ハ厚織雲齊、又ハ帆織)

(三) 陸上競技選士ノ服裝ハ上下共白無地トス

(四) 水上競技選士ハ必ス水泳着ヲ着用スルモノトス其ノ制限左ノ如シ

色ハ黒又ハ紺無地トシ其ノ他ハ日本水上競技聯盟競技規程第十六條ニ據ル

(五) 競技者番號ヲ記セル布切ハ本團ニ於テ所定ノモノヲ交附ス

(六) 帽子、鉢卷ヲ使用シ、又ハ特殊ノ標識ヲ附スルコトヲ許サス

三、用 具

(一) 陸上競技ニ要スル器具ハ凡テ本團指定ノモノヲ使用スルモノトス

(二) 劍道、柔道、相撲ニ於テ試合ニ必要ナル用具ハ選士各自携帯スルモノトス

四、主 將

- (一) 競技ノ各種類ニ於テ選士中ヨリ一名ノ主將ヲ選定シ、選士報告ト同時ニ本團ニ報告スヘシ
 - (二) 入場式其他選士一團トナリ行動スル場合ハ凡テ主將ノ指揮ニ從フヘキモノトス
- 五、監督
- (一) 各加盟團ニ於テ三名(水上競技一名、其他ヲ通シ二名)以内ノ選士監督ヲ選定シ、其氏名及職業ヲ選士申込ト同時ニ申出ツヘシ
 - (二) 監督ハ必ス本團所定ノ標識ヲ附スヘシ

◎青年修養團要項

一、方針

教育勅語、青年團ニ賜リタル令旨ノ御趣旨ニ基キ質實剛健ナル日本男子タルノ修養ヲ期ス

二、綱領

- 一、立國ノ大義ヲ闡明シ國體ノ精華ヲ發揚シテ健全ナル國家觀念ヲ涵養スルコト
- 一、品性ノ向上ヲ圖ルコト
- 一、立憲自治ノ思想ヲ涵養シ公民タルノ修養ニ努ムルコト

一、勤儉力行ノ美風ヲ振作スルコト

一、心身ヲ鍛鍊シ體力ヲ増進シ質實剛健ノ氣象ヲ振作スルコト

三、修養ノ實際

一、青年學校ノ教育訓練ノ徹底

- 1、團則ニ依リ就學ヲ義務附ケ且ツ督勵方法ヲ定メ團員ニハ必ス其義務ヲ遂行セシムヘキコト
- 2、各獎勵方法ヲ定メ就學出席ノ完全ヲ期セルコト
- 3、男女青年學校トノ關係ヲ密接ナラシムルノ方法ヲ定ムルコト

二、施設 (主ナルモノ)

方針及綱領ニ基キテ施設事項ノ組織系統ヲ立テ、其ノ實行ニ依リ修養ノ完全ヲ期スル事

1、一般的施設

イ、全般的

會館俱樂部ノ設備、修養系統案作成年中行事一覽表ノ作成、青年學校就學出席ノ徹底、圖書館文庫整備、表彰、短期講習講演會、中堅青年養成、團員申合事項ノ實行

ロ、徳性ノ涵養

神社ニ關スル修養、宗教ニ關スル修養、氏神參拜、神社參拜、御陵參拜、神宮皇居遙拜、奉送迎、儀式參列、勅語詔書令旨奉讀式、神事奉仕、神饌田設置管理、神社境内ノ清掃、忠魂牌、墓地等清掃、國旗日ノ勵行、郷土偉人展墓、弔慰義士祭、乃木祭、謝恩會、敬老會、記念事業保護軍人及家族後援、被表彰者招待會、宗教教育的講習會、讀書會、輪讀會

ハ、公民的修養

入退團式、風紀矯正、青年團ノ研究、青年團發展策ノ研究、青年學校ニ關スル督勵及獎勵、支部長會、評議員會、部會研究、自治改良會事項、研究社會奉仕ニ關スル研究及施設、生活改善ニ關スル研究及施設、産業開發ニ關スル研究及施設、見學、優良青年團視察見學、優良町村、篤農家、優良商家見學

ニ、智能鍊磨

展覽會品評會開催、見學視察旅行、文庫圖書館ノ經營、團報發行、一人一事研究施設、植林開墾、養魚、部落研究田畑設置、産業組合ノ援助、副業研究及獎勵、研究發表會、競技會、理想農商家ノ研究、官廳會社各種學校訪問、聽講、篤農家視察、優良青年團視察

ホ、趣味ノ涵養

音樂會、生花會、俳句會、和歌會、十二字詩會、競書會、體育會、劍舞會、舟遊、狩獵、試食會、活動寫真會、地方民謠ノ研究、地方舞蹈ノ研究及施設

ヘ、身體鍛鍊

相撲、武道、競技會、登山、キャンプ、濃飛若人宿泊所利用、見學旅行、體操教練、強行健足、運動會、野球、庭球、水泳、體力増進法ノ研究施設、地方衛生施設、體力増進案ノ作成禁酒禁煙ノ實施及宣傳

備考

右ハ青年團修養施設ノ項目ヲ羅列シタルニ過キス、各市町村青年團ニ於テ各其ノ地方ニ適切ナル事項ヲ研究シ各項目毎ニ修養ノ段階ヲ定メ、系統的繼續的ニ之ヲ實施センカ爲ニ連續修養ノ範圍又ハ過程ヲ定メ之ヲ一覽表トナシ、繼續實施ニヨリテ、充分ナル修養ノ成果ヲ修ムル方案ヲ定ムルコト緊要ナリ

◎女子青年團修養要項

一、方針

教育勅語、男女青年團ニ賜リタル令旨ノ御趣旨ニ基キ堅實貞良ナル日本婦人タル修養

ヲ期ス

二、綱 領

- 一、忠孝ノ本義ヲ體シ婦德ノ修養ニ努ムルコト
- 一、實生活ニ適切ナル智能ヲ研磨シ勤儉質實ノ風ヲ興スコト
- 一、育ヲ重シ健康ノ増進ヲ期スルコト
- 一、情操ヲ陶冶シ趣味ノ向上ヲ圖ルコト
- 一、公共的精神ヲ養ヒ社會ノ福祉ニ寄與スルコト

三、修養ノ實際

- 一、女子青年學校教育ノ徹底
 - 1、團則ニ依リテ入學ヲ義務ツケ且督勵方法ヲ定メ、團員ニハ必ス其ノ義務ヲ遂行セシムヘキコト
 - 2、獎勵方法ヲ定メ就學出席ノ完全ヲ期スルコト
 - 3、青年學校トノ連絡ヲ密接ナラシムルノ方法ヲ定ムルコト
- 二、施設 (主ナルモノ)
 - 方針及綱領ニ基キテ施設事項ノ組織系統案ヲ立テ其ノ實行ニ依リテ修養ノ完全ヲ期スヘキコト

1、一般的施設

イ、全 般的

會館設備、修養系統案作成、年中行事一覽表ノ作成、青年學校教育ノ徹底、圖書館文庫ノ整備、表彰、短期講習、講演會、女子青年團員ノ養成、團員申合事項ノ實行

ロ、徳性ノ涵養

神社ニ關スル修養、宗教ニ關スル修養、氏神參拜、神社參拜、御陵參拜、神宮皇居遙拜、奉送迎、儀式參列、勅語詔書奉讀式、令旨奉讀式、神事佛事幫助、神前修養會、墓地清掃、國旗日勵行、結婚送別、弔慰、謝恩會、記念事業保護軍人及家族後援、敬老會、宗教教育的講習、救恤事業、保育園事業手傳、兒童保護、孝女節婦貞女祭、被表彰者招待會、雛祭

ハ、公民的修養

入退團式、風紀肅正、女子青年團ノ研究、役員選舉、部會研究、女子青年團發展策ノ研究、青年學校ニ關スル督勵獎勵、支部長會、評議員會、自治體改良事項研究、社會奉仕ニ關スル研究施設、生活改善ニ關スル施設見學、優良女子青年團視察見學

ニ、智能鍊磨

展覽會品評會開催、見學視察旅行、文庫圖書館ノ經營、團報發行、一人一事研究、副業研究及獎勵、産業組合ノ援助、研究發表會、競技會、理想農商家ノ研究、理想家庭ノ研究、官廳會社各種學校訪問聽講

ホ、趣味ノ涵養

音樂會、生花會、俳句會、和歌會、競書會、試食會、地方民謠ノ研究、地方舞踊ノ研究、雛祭、針供養、園遊會、バザー開設

ヘ、身體鍛鍊

競技會、登山、體操會、運動會、遠足、庭球、ピンポン、體力増進法ノ研究、體力増進案ノ作成、地方衛生施設、臺所改善研究實施

備考

右ハ女子青年團修養施設ノ項目ヲ羅列シタルニ過キス、各市町村女子青年團ニ於テ各其ノ地方ニ適切ナル事項ヲ研究シ、各項目毎ニ修養ノ段階ヲ定メ系統的繼續的ニ之ヲ實施センカ爲ニ連續修養ノ範圍又ハ過程ヲ定メ之ヲ一覽表トナシ繼續實施ニヨリテ充分ナル修養ノ成果ヲ修ムル方案ヲ定ムルコト緊要ナリ

◎大會ニ於ケル宣言及決議

◎第一回大會宣言 (大正十五年十月二日)

青年團ハ青年訓練所ト協力シ該當年齡ノ團員ヲシテ擧ツテ之ニ入所セシムルコトヲ期ス

◎第二回大會決議事項 (昭和二年十月一日)

(一)青年團中心トナリテ國民精神作興ニ努力スルノ件

青年團トシテ本問題ニ關シ努力スヘキ點多々アリト雖モ先ツ以テ左記四事項ノ徹底ヲ

期スルコト

- 一、小學校ノ三大節、明治節等ノ儀式ニハ必ス參列スルコト
- 二、祝祭日ニ國旗ヲ掲揚スルハ勿論團員ノ隣保ニモ掲揚セシムルコト
- 三、總會其他會合ニ於テ君ケ代奉唱ノ場合ニハ參列者及一般參觀者ニハ唱和敬意ヲ表セシムルコト
- 四、萬歲三唱等ノ際ニハ參列者及參觀者ニモ唱和敬意ヲ表セシムルコト

(注意事項)

右決議事項實施ニ當リテハ左記ニ留意シ遺憾ナキヲ期スルコト

イ、第一ノ事項ニ就テハ豫メ小學校長ト打合セ式場等ノ準備ヲナスコト

ロ、第二ノ事項ニ就テハ團員全部掲揚スルハ勿論豫メ町村内ヲ團員ニ於テ分擔セシメ當日掲揚ニ努力スルコト
 ハ、第三、四ノ事項ニ就テハ君ケ代萬歲奉唱ノ直前一般參觀者ニ奉唱ヲ慫慂スルコト

(二)青年團ト政治運動ニ關スル件

- 一、公民教育ヲ徹底セシムルコト
- 二、青年團トシテ絶對ニ政治運動ニ關係セサルコト
- 三、青年團員個人トシテ政治運動ニ關係スル場合ニ於テモ團員タルコトヲ標榜シテ之ニ與ラサルコト

(注意事項)

第三ノ事項ノ場合ハ團服、團旗、團ノ徽章、團關係ノ名刺、本關係ノポスター等ヲ使用セサルコト

◎第三回大會宣言 (昭和三年九月二十三日)

畏クモ 天皇陛下今秋即位ノ大典ヲ舉ケサセ給フ此ノ曠古ノ御盛儀ニ際シ學員一體赤誠ヲ披瀝シテ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼シ奉リ光輝アル皇國ヲ愛護セムコトヲ期ス

◎第四回大會諮問答申 (昭和四年十月四日)

知事閣下ヨリ岐阜縣聯合青年團々長大會ニ御諮問ニナリマシタ『時局ニ鑑ミ國民精神作興竝ニ經濟生活改善ノタメ青年團ニ於テ將來實施スヘキ適切ナル事項如何』ニ對シ大會ノ議決ニ依リ左記答申致シマス

記

私等青年ハ現在ノ我國ハ思想上經濟上至難ノ時局ニ直面シテ居ルコトヲヨク理解シ第一線ニ立ツテ此ノ難局ヲ打開スルハ吾人ノ責務テアルトノ自覺ノ下ニ既往大會ニ於ケル宣言決議ノ事項ヲアク迄嚴守スルノ外此際特ニ左ノ事項ヲ實施致シタイト考ヘマス私等青年ハ此ノ諮問ニオ答ヘスルニ當リ本答申ノ事項ハ縣下普ク青年團ニ於テ徹底的ニ之ヲ實行スルノ熱意アルコトヲ申添ヘ答申ト致シマス

實施事項 一、青年團員ハ朝夕皇居竝ニ神宮ヲ遙拜スルコト
 一、各自ノ職業ニ關シ一人一研究ヲ成スコト

◎第五回大會宣言 (昭和五年十月五日)

令旨奉戴十周年ヲ迎フルニ當リ團員益々結束ヲ鞏クシ志操ヲ堅持テテ各々其ノ本分ヲ盡シ以テ國運ノ進展ニ寄與シ誓テ聖旨ニ副ヒ奉ランコトヲ期ス

◎第六回大會宣言 (昭和六年十月三日)

經濟界ノ不況思想界ノ動搖ハ民心ニ不安ヲ招來シ加フルニ滿蒙問題ハ常國ノ威信確保ニ

舉國一致ヲ要シ今ヤ邦家ノ前途多事多端ヲ加ヘツ、アリコノ秋ニ方リ吾人青年團員タル者益々令旨ノ御趣旨ヲ奉體シ修養ニ勵ミ各自ノ業務ニ電勉シ以テ報國盡忠ノ至誠ヲ竭サムコトヲ期ス

◎第七回大會宣言 (昭和七年九月二十三日)

時局ニ鑑ミ吾等ハ建國ノ大精神ニ則リ國民更生ノ第一線ニ立チ青年團本來ノ使命ヲ達成セシコトヲ期ス

◎第八回大會宣言 (昭和八年十月二日)

邦家ノ前途ハ内外益々多事多難ニシテ吾人青年ノ責務更ニ大ナルモノアリ此ノ秋ニ際シ我等ハ飽ク迄實質剛健ナル志操ヲ堅持シ青年修養ノ徹底ヲ圖リ以テ非常時局ノ打開ニ努メ誓テ聖猷ヲ翼成シ奉ラムコトヲ期ス

◎第九回團長大會宣言 (昭和九年九月三十日)

時局愈々多事多難ニシテ青年ノ責務益々重大ナルモノアリ此ノ秋ニ際シ 聖恩奉體國民精神作興旗ヲ拜戴ス 聖慮深遠恐懼感激ニ堪ヘス我等青年團員ハ此ノ聖旗ノ下ニ一致團結シ、日本精神作興ノ實ヲ舉ケ、至誠奉公、誓ツテ時難ヲ克服シ、以テ聖旨ニ副ヒ奉ラムコトヲ期ス。右宣言ス。

◎第十回團長大會宣言 (昭和十年五月四日)

躍進日本ノ洋々タル前途ヲ凝望スル時、青年ノ責務愈々重且大ナルモノアルヲ覺ユ。本團ハ恰モ創立滿十周年ニ際シ、聖恩奉體國民精神作興旗ヲ捧シテ神都ニ相集リ、精神作興大會ヲ開ク。

我等ハ茲ニ青年團發達ノ跡ヲ顧ミ、時勢ニ順應スル將來ノ方策ヲ樹立シ、一層修養鍛鍊ニ努メ、忠誠奉公以テ 聖慮ニ副ヒ奉ランコトヲ期ス。

決議

我等ハ本團創立滿十周年記念精神作興大會ニ當リ、左ノ諸項ヲ決議シ、是カ實行ヲ神靈ニ誓フ。

一、青年團本來ノ使命ニ鑑ミ、精神生活ノ修養陶冶ト職業生活ノ研鑽鍊磨トノ併進ヲ期ス。

一、分團ノ活動ヲ重視シ、團體員協和一致、以テ實效ヲ收メンコトヲ期ス。

一、青年學校ハ我等ノ重要ナル修養機關ナルニ鑑ミ、本團ハ之ト連繫協力、相互ノ健全圓滿ナル發展ヲ期ス。

昭和十年五月四日

岐阜縣聯合青年團第十回團長大會

◎第十一回團長大會宣言 (昭和十一年四月十八日)
 今ヤ帝國ハ内外多難ノ時局ニ直面シ青年ノ責務益々重且大ナルヲ痛感ス我等ハ青年團本
 來ノ使命ニ鑑ミテ各自修養ニ努メ團體組織ノ強化ヲ圖リ堅實ナル精神眞摯ナル態度ヲ以
 テ、協戮邁往愈々尊嚴ナル團體ノ精華ヲ發揚シ以テ國運ノ進展ニ全唱ノ努力ヲ傾注セン
 コトヲ期ス。

◎青年團競技會記錄調

第一回大會記錄 (大正十四年)

種目	レコード	氏名
百 米	一一秒四	大内 勉(惠)
二百 米	二五秒六	交告 海兵(惠)
四百 米	五八秒六	伊佐治 憲(可)
千五百 米	四分五一秒二	長谷川 隆造(海)
一 萬 米	三五分四二秒四	河村 一郎(本)
八百米繼走	—	—
走巾跳	六米二四	清水 正三(安)
走高跳	一米五八	田口 良藏(惠)
砲丸投	一米二六	宇野 孝之(本)

第二回大會記錄 (大正十五年)

種目	レコード	氏名
百 米	一一秒六	勝 松 男(惠)
二百 米	二五秒六	小出 敏雄(土)
四百 米	五五秒八	早川 守三(惠)
千五百 米	四分三四秒	長谷川 隆造(海)
一 萬 米	三四分二五秒	河村 一郎(本)
八百米繼走	—	—
走巾跳	六米五三	小椋 啓二(岐)
走高跳	一米六二	小椋 啓二(岐)
砲丸投	一米六九	坪内 俊彦(岐)

劍道	(一等)	伊藤 憲司(稻)
柔道	(一等)	早川 長三(垣)
相撲	(一等)	丸藻 要作(安)

劍道	(一等)	山田 道生(可)
柔道	(一等)	早川 長三(垣)
相撲	(一等)	梅田 三郎(稻)

第三回大會記錄 (昭和二年)

種目	レコード	氏名
百 米	不明	勝 松 男(惠)
二百 米	同	勝 松 男(惠)
四百 米	同	上垣内 勝次郎(大)
千五百 米	同	今井 巖(土)
一 萬 米	同	西脇 新一(養)
八百米繼走	同	—
走巾跳	同	小椋 啓二(岐)
走高跳	同	鈴木 賢三(土)
砲丸投	同	坪内 俊彦(岐)
劍道	同	伊藤 憲司(稻)
柔道	同	早川 長三(垣)
相撲	同	林 義雄(垣)

第四回大會記錄 (昭和四年)

種目	レコード	氏名
百 米	一一秒六	福永 美能留(稻)
二百 米	二五秒	櫻井 昇(岐)
四百 米	五六秒	早川 守三(惠)
千五百 米	四分四二秒六	芥子川 進(羽)
一 萬 米	三五分三秒	古橋 幸一(惠)
八百米繼走	ナシ	—
走巾跳	六秒一一	古田 吉一(岐)
走高跳	一米六五	鈴木 正(可)
砲丸投	一米二五	伊藤 正二郎(土)
劍道	同	清水 義男(拵)
柔道	同	二俣 潔(武)
相撲	同	稻見 耕造(本)

本團第五回大會前ニ於ケル記録調 (昭和六、九、三〇調)

種目	神宮競技		本團競技	
	レコード	氏名	レコード	氏名
百 米	一一秒一	佐々木(秋田)	一一秒四	勝 (惠那)
二 百 米	ナシ		二五秒〇	櫻井(岐阜)
四 百 米	五一秒六	中山(高知)	五五秒六	早川(惠那)
千 五 百 米	四分一四秒	中田(栃木)	四分三三秒八	長谷川(海津)
一 萬 米	三分三二秒六	大坪(佐賀)	三分二五秒〇	河村(本巢)
八 百 米 繼 走	一分三三秒〇	(北海道組)	ナシ	
走 幅 跳	六米七五	柴田(秋田)	六米五三	小椋(岐阜)
走 高 跳	一米八三	小野(栃木)	一米六五	鈴木(可兒)
砲 丸 投	一五米四三五	溝川(京都)	一一米六九	伊藤(土岐)

本團第五回大會記録調 (昭和六、一〇、四調本團競技成績)

種目	レコード	氏名	其他
百 米	一分一秒六	村瀬柳 (一稻)	
二 百 米	四分四八秒四	伊藤辰次郎(海)	
千 五 百 米	三四分	渡邊新一(羽)	(本團新記録)

走 幅 跳	六米三四	小椋啓 二(岐)
走 高 跳	一米七〇	小椋啓 二(岐) (本團新記録)
砲 丸 投	一〇米五八	伊藤 清(土)
柔 道	(一等)	伊藤郁 郎(土)
劍 道	(二等)	水谷爲 之(加)
角 力	(二等)	岩田 清(岐)

本團第六回大會前ノ記録調 (昭和八、九、三〇調)

種目	神宮競技		本團競技	
	レコード	氏名	レコード	氏名
百 米	一〇秒九	山次(鹿兒島)	一一秒四	勝 (惠那)
二 百 米	無		二五秒	櫻井(岐阜)
四 百 米	五一秒四	渡邊(福岡)	五五秒六	早川(惠那)
千 五 百 米	四分一四秒八	中田(栃木)	四分三三秒八	長谷川(海津)
一 萬 米	三分三二秒六	大坪(佐賀)	三分	渡邊(羽島)
八 百 米 繼 走	一分三二秒	(鹿兒島)		
走 幅 跳	七米〇七	谷(廣島)	六米五三	小椋(岐阜)
走 高 跳	一米八六	月(静岡)	一米七〇	小椋(岐阜)
砲 丸 投	一二米八六	高田(廣島)	一〇米五八	伊藤(土岐)

第六回本團競技大會記録 昭和八・一〇

種目	レコード	氏名	種目	レコード	氏名
百米	一一秒六	小栗昌夫(稻)	走幅跳	六四四米	松田 鉦三(武)
二百米	二三秒二	小栗昌夫(稻)	走高跳	一、七四米	松田 鉦三(武)
四百米	五三秒八	渡邊 豊(武)	砲丸投	一〇、八九二米	和田 士郎(吉)
千五百米	四分三三秒六	奥村 勝美(可)	劍道	(一等)	幸田 二夫(稻)
一萬米	三六分〇二秒	岩田 正一(安)	柔道	(一等)	山田 勳(岐)
俵擔	三三秒三	福田美代一(武)	相撲	(一等)	岩田 清(岐)

第七回本團競技大會記録 (昭和一〇、一一、三)

種目	レコード	氏名	種目	レコード	氏名
百米	一一秒五	柴田 晃(土)	走幅跳	六六一二	大橋富士夫(土)
二百米	二四秒一	小島清三郎(土)	走高跳	一米六四	勝野 幸吉(稻)
四百米	五四秒三	三輪 文吾(武)	砲丸投	一〇米七一	小栗昌夫(稻)
千五百米	四分三三秒一	中島 武男(羽)	劍道	(一等)	勝野 定男(稻)
一萬米	三五分〇八秒	安藤 幸衛安)	柔道	(一等)	飯沼 忠男(岐)
俵擔	三〇秒八	三輪 一郎(養)	相撲	(一等)	北川 健太郎(岐)

水上競技レコード調

種目	昭和六年度		七年度		昭和八年度		昭和十年度	
	レコード	氏名	レコード	氏名	レコード	氏名	レコード	氏名
五十米自由型	一分一〇秒	村手 一郎(岐)	一分一二秒六	市橋 文男(岐)	二八秒九	山田 鐵三郎(岐)	三〇秒三	山田 鐵三郎(岐)
百米自由型	五分三六秒二	松原 治郎(稻)	六分三七秒	高橋 孫作(岐)	一分八秒二	栗野 正二(岐)	一分八秒五	吉田 登(岐)
四百米自由型	一分三一秒九	山田 秀雄(岐)	一分三一秒九	山田 秀雄(岐)	五分一六秒七	松原 治郎(稻)	五分三二秒二	松原 治郎(岐)
百米背泳	三分三六秒六	安藤 敏一(岐)			一分二九秒二	山田 秀雄(岐)	一分四三秒一	松岡 登(大)
二百米平泳					一分三一秒四	水野 雅央(岐)	一分三一秒七	水野 益夫(岐)
五十米自由型					三分一六秒五	水野 雅央(岐)	三分一六秒五	水野 益夫(岐)

◎短期講習會開催ニ關スル注意事項

一、會場

- 1 會場トシテハナルヘク寺院等ノ如キ神聖ニシテ靜カナル所ヲ選定スルコト
- 2 會場ヘハ黑板、樂器、卓及卓掛、植木鉢(生花)ヲ用意スルコト
- 3 出來得レハ講義室、食堂ヲ區別スルコト

二、準備スヘキモノ

- 1 各自蒲團一枚ツ、枕一個、茶碗及箸ヲ用意スルコト
 - 2 掃除用バケツ、箒、雑巾等相當數ヲ用意スルコト
 - 3 朗誦用トシテ青年團用「心ノ光」又ハ處女會用「心ノ光」ヲ用意スルコト(岐阜縣廳教育課内岐阜縣聯合青年團發行ニシテ一冊五錢宛)
 - 4 筆記用具トレテ雜記帳及鉛筆、日用品ノ手拭及ハミガキ楊子
 - 5 服裝ハ出來得ル限リ質素ニシテ輕裝
- 男子——青年團服ニ靴——團服ナキモノハシャツ及草履用意ノコト
女子——出來ル限リ質素ナル服裝ヲナシ襪及草履ノ用意スルコト

三、本講習ノ趣旨ヲ徹底セシムルコト

- 1 本人及其父兄ニ本會開催ノ目的ヲヨク知ラシメ時間配當表、講師、準備スヘキモノ等ヲ豫メ通知了解セシメオクコト
- 2 町村民一般ニモ之ヲ知ラシムル爲各要所ニポスター(會名、期間、會場、講師名等)ヲ揭示スルコト
- 3 本講習準備ヨリ散會ニ至ル迄ヲ終始自治的活動ヲナサシムル爲開會前ヨリ各役員(風紀係、會計係、食事係、進行係、來賓係、講師係、記録係等)ヲ定メ各係員ヲシテヨク活動セシムルコト

四、其他

- 1、本講習開催等ニ關シテハ該町村ノ學校長、町村長其他團會關係者ノ指揮命令ヲ受ケ他團體トノ關係ヲ圓滑ニシ特ニ會場主トノ了解ヲ十分受ケ置クコト
- 2、主任講師トノ聯絡ヲ圖リ讀物トシテ出來ル限リ有益ナルモノヲ選定シ研究資料ヲ用意シ置クコト
- 3、準備スヘキモノハ列舉スルコト

五、開閉會式次第

例

(開會式次第)

- 一、舉式ノ辭
- 二、君ケ代合唱
- 三、令旨奉讀
- 四、團(會)長挨拶
- 五、講師挨拶
- 六、來賓祝辭 (校長又ハ町村長等)
- 七、團(會)歌合唱
- 六、プログラム

(閉會式次第)

- 一、舉式ノ辭
- 二、團(會)長挨拶
- 三、講師挨拶
- 四、來賓祝辭 (校長又ハ町村長等)
- 五、總代答辭
- 六、團歌又ハ皇御國合唱
- 七、閉式ノ辭

例

第一日

午前 10:00—10:30

開會式

午後

10:30—11:00	講義
11:00—1:00	晝食
1:00—2:30	講義
2:30—3:00	唱歌遊戯
3:00—4:30	講義
4:30—5:00	美化作業
5:00—6:30	夕食休憩
6:30—8:00	講義
8:00—9:30	研究懇談娛樂
9:30—10:00	夜ノ行事
10:00—10:30	就寢準備
10:30—11:00	消燈就寢

第二日

午前 5:00—

起床

五〇〇—六〇〇	體操洗面
六〇〇—七〇〇	朝ノ行事及美化作業
七〇〇—八〇〇	朝食及休憩
八〇〇—一〇〇〇	講義
一〇〇〇—一一三〇	講義
一一三〇—一二〇〇	閉會式
一二〇〇—一三〇〇	晝食
一三〇〇—一四〇〇	晝食
午後 一〇〇—一二三〇	後片付及解散

七、備考

- 1 短期講習ノ豫定ハ少クモ一ヶ月以上前ニナシ講師及会場ノ都合ヲ聽キ大體ノ豫定ヲ定ムルコト
- 2 期日ハ職業ノ閑散ナル時ヲ選ヒ學校長、町村長其他關係者ノ意見ヲ聽キテ定ムルコト
- 3 完全ナル準備ハ成功ノ重大要素ナリ其準備ニ萬全ヲ期スルコト

- 4 炊事ニツキテハ專任ノ炊事係ヲ一、二人雇入レオキ必要ニ應シ係員之ヲ手傳フコト
- 5 美化作業及後片付ヲ親切ニシ決シテ会場其他ニ迷惑ノカ、ラサル様留意スルコト

◎青年團處女會短期講習會日課表ノ一例

(一) 二日講習ノ場合

朝ノ行事	...	5...	時
朝ノ講義	...	6...	刻
朝ノ朝食	...	7...	
美化作業	...	8...	
講義	...	9...	
歌唱遊戯	(合集)	10...	
協議	式會開	11...	
晝食	晝食	12...	
閉會式	講義	1...	
解散	講義	2...	
	講義	3...	
	作業	4...	
	夕食	5...	
	唱歌遊戯	6...	
	講義	7...	
	懇談研究娛樂	8...	
	夜ノ行事	9...	
	就寢	10...	
		11...	
(第二日)	(第一日)		

朝ノ行事 起床、清潔、整頓、洗面、體操、靜座、遙拜、朗誦
 夜ノ行事 靜座、朗誦、遙拜

(一) 三日講習ノ場合

行事	朝ノ	行事	朝ノ	...	5...
食業	朝作	食業	朝作	...	6...
講義	講義	講義	講義	...	7...
歌唱	歌唱	歌唱	歌唱	...	8...
協議	協議	協議	協議	...	9...
式會閉	式會閉	式會閉	式會閉	...	10...
食晝	食晝	食晝	食晝	...	11...
付片後	付片後	付片後	付片後	...	12...
散解	散解	散解	散解	...	1...
				...	2...
				...	3...
				...	4...
				...	5...
				...	6...
				...	7...
				...	8...
				...	9...
				...	10...
				...	11...
				...	時刻
				(第一日)	
				(第二日)	
				(第三日)	

備考

- 右ハ全ク一例ニ示スニ過キササルヲ以テ
- 1 夏期又ハ冬期ニヨリ起床時刻、就寢時刻其他ニツキ多少ノ變更ヲナスコトアリ
 - 2 會場及講師ノ都合ニヨリ日課表作製ニツキ考慮ヲ要スルコト多シ主催者側ニ於テ主任講師ノ意見ヲ聽キ萬遺算ナキヲ期セラレタシ

◎講習會自治的活動班別係配當表

班別	係名	係擔當事項
第一班	來賓講師係	來賓講師送迎、茶葉接待、案内、來賓講師室ノ美化整頓、座蒲團、器具用意整頓
第二班	庶務風紀係	會計事務、印刷物配布、主要事項ノ記録、日誌取纏配布、會場内外警備、火氣注意
第三班	宿舍進行係	宿舍整頓整理、寢具蒲團配布、時計ヲ合セルコト、講習員行動指揮、集合解散時ノ信號、起床消燈時刻ノ勵行
第四班	會場食事係	講義室、會場ノ用意整頓、唱歌整座ノ指揮、食事準備督勵案内、及其ノ始末、會員湯茶ノ世話、食後ノ始末
第五班	衛生作業係	病人ノ看護及注意、便所管理、簾、雜巾用意、美化運動區域ノ決定、同後始末検査、入浴洗面ノ世話

◎稻葉郡芥見村青年團調查要項

(一) 名稱及所在地

團名 岐阜縣稻葉郡芥見村青年團
事務所所在地 岐阜縣稻葉郡芥見高等小學校

觀察順路 名岐電鐵美濃町線ニ依ル岐阜市柳瀬停留所ニテ乗車下

設置區域 岐阜縣稻葉郡芥見村一團

芥見停留所下車ソレヨリ北方へ二丁

100

(二) 教育費調査

町村教育費 九・六三九円
 青年學校費 八四七
 青年團費 二二九
 分團費合計 六二九・七一

内譯 獎徳分團 三二〇・四九

進徳分團 一二九・三二

興徳分團 一〇六・〇〇

大洞分團 七一・〇〇

(三) 青年團經費

本年度豫算總額 二二九円
 町村補助金 一〇〇

資産額 {現金 二一三・七七
 書籍 六〇九・七一
 戸棚 四〇〇・〇〇}

其ノ他收入 一二九

一人宛經費 一・九一強

分團團費 五・四五

(四) 團員ニ關スル調査

團員總數 一一五

滿二十歳末滿ノ團員數 三九

團員中ノ青年學校生徒數 七六

年 齡 範 圍 小學校卒業以上滿二十五歳マデ

(五) 團長並ニ團功勞者調

氏名	團トノ關係	職業	年齡	功績
林 茂	團長	小學校教員	五二	團員ノ修養向上發展ニ努ム
篠田 積善	顧問	藥種商	四〇	團ノ組織改善ニ努メ本團ノ基礎ヲナス功績者
後藤善之丞	〃	商	四〇	同
加藤英一	〃	農	四〇	同
桑原精一	〃	農	四九	同
高橋隆衛	顧問	農	四六	同
古田重雄	分團長	同	三三	分團實習地ノ開墾ヲナス
水野重一	農業部長	同	三三	産業進歩改善ニ努ム

(六) 團體沿革

1 明治三十四年七月十一日各部落ニ私設セシ青年會ヲ結合シ芥見村青年會ヲ設立シ會長ニ村長副會長ニ助役或ハ小學校長ヲ推戴スルコト、シ事業ノ關係上進徳、獎徳、興徳、大洞ノ四分團ヲ置ク

- 2 明治四十三年八月以來二十六年間毎月役員會一回(十四日)本團例會一回(一日)各分團例會ヲ毎月三回(大體五日、十五日、二十五日)開催ス
 - 3 大正九年十月一日本縣ヨリ準則ニ基キ規約ヲ改正シ芥見村青年團ト改稱ス
- 七、施設經營及事業概要

本團ノ特色

- 1 持續力ノ強キコト
本團各分團共明治四十三年八月以來實ニ二十六ヶ年ノ長キ間引キ續キ本團例會ハ毎月(一日)一回役員會ハ毎月(十四日)一回各分團ハ毎月三日(概ネ五日、十五日、廿五日)例會ヲ開會シテ修養、體育及娛樂村內奉仕作業等ヲ實行シ其ノ成績相當見ルヘキモノアルノミナラス青年團ニ對スル村內人士ノ信望頗ル厚シ
- 2 研究心旺盛ナルコト
團員ハ總テ眞面目ニシテ研究心旺盛ナルノミナラス餘暇ヲ利用シテ謠曲生花等ヲ練習ス
- 3 修養及體育ノ練磨ニ熱心ナリ
修養及體育ノ練磨ニツキテハ殊ニ熱心ニシテ克ク讀書ニ努メ且ツアラユル講演等ニハ必ス出席シテ聽講スルト共ニ會場ノ整理後片付等ヲナス

體育ノ練磨モ又熱心ニシテ陸上競技、角力、擊劍、水泳等ノ部門ノ何レカニ屬シテ常ニ練習ヲ怠ラス從ツテ體格總テ良好ナリ殊ニ毎年執行セラル、徵兵検査ノ際ニ於ケル甲種合格者ハ三五%ヲ下ル事ナシ

4 産業研究徹底セリ

各自ノ生業タル産業方面ニ對シテハ一段ノ眞劍味ヲ以テ研究努力ヲナス今ヤ各分團ニハ相當廣キ實習田ヲ持チ且ツ個人トシテハ一人一研究ヲナスガ爲メニ少クトモ五畝歩以上ノ實習田ヲ担当シテ農産、加工、自給肥料ノ調製、病蟲害ノ豫防驅除販賣等アラユル方面ニ涉リ孜々トシテ之レガ研究ニ努メ將來ハ各實習田ニ村內ノ小試驗場タラシムル意氣ヲ持チ研究ニ努力シツ、アリ

5 實力行力強シ

團員ハ一致協力克ク本團ノ爲メニ盡シ且ツ一旦役員會及總會ニ於テ決議セラレタル事項ハ確實ニ自他互ニ相誠メテ之レガ實行ニ努ム

6 善良ノ美風ヲ有ス

團員ハ總テ眞面目ナリ克ク長上ノ命ニ服從シテ各自ノ修養ニ努メ且ツ素質極メテ順良ニシテ義務遂行ノ念慮厚ク社會奉仕意氣強シ

7 勤勞ヲ愛好ス

總テ勤勞ヲ愛好スルノ念厚クシテ平素克ク自己ノ職業ニ努メ遊惰ニシテ性行ノ如何ハシキモノ更ニナシ

8 貯蓄心強シ

克己心強ク儉約ヲ守リテ零碎ナル金品ニテモ決シテ粗略ニ處理スル事ナシ

9 上下ノ序正シ

團員ハ上下長幼ノ序ヲ能ク辨ヘテ適當ナル敬意ヲ表シ和氣霽々トシテ一路青年ノ修養ニ勉ム

10 分團ノ活動旺盛ナリ

總テノ活動ハ分團ヲ主體トシテ獎勵ス其ノ結果各分團共ニ克ク統制ヲ保チ修養部、産業部、體育部、奉仕部、娛樂部等ヲ置キテ盛ニ活動シ其ノ成績極メテ優秀ナリ以上十項ニ列舉セル殊色ヲ有スルモ尙活動狀況ヲ詳記スレハ左ノ如シ

昭和十年(一月ヨリ八月マデ)事業實施概要

1 例會 明治四十三年八月以來連續實行

役員會毎月十四日夜(本團役員ハ勿論修養、産業、體育、團報ノ各部役員合計四十名)ヲ開催シ團ノ重要事項及指導方法ニツキ協議研究ヲナシ後修養座談會ヲ開ク重ナル題目左ノ如シ

月 題 目

一月 年頭ノ覺悟

二月 國體ノ明徴

三月 日本人ノ海外發展

四月 自力更生ノ道

五月 自治體ノ本義

六月 我ガ國ノ航空海

七月 夏期ノ衛生 光と人生

八月 選舉肅正ト本團

九月 健康ト體育

毎月一日ニハ本團例會ヲ小學校ニ開キ名士ノ講演又ハ團員ノ意見發表一藝會狂俳會等ノ練習ヲナス其ノ順序次ノ如シ

東方宮城ニ向ツテ最敬禮

團旗ニ敬禮

滿洲上海事變戰病者ニ默禱 一分間

君が代

- 最敬禮
- 勅語並ニ令旨奉讀
- 最敬禮
- 令旨奉答歌
- 一同着席
- 開會ノ辭
- 實行問題ノ協議
- 團員意見發表
- 餘興(一藝會又ハ狂俳)
- 青年團歌合唱
- 閉會ノ辭
- 敬禮
- 出席點呼
- 貴く生きん
- 敬禮

2 身體ノ鍛鍊

イ、六月ヨリ十月マデ毎週月火金ノ三夜團員全部八幡神社ニ集合各自ニ適スル(陸上、角力、劍道ノ三部ニ分ツ)部門ヲ選擇シテ練習ヲナス

ロ、土用及寒ノ期間中早朝神社ニ集合一時間位ツ、擊劍ノ練習ヲナス

ハ、團長ヨリ許可セラレタル他團體ノ競技會ニハ有志出席競技ニ參加ス

3 産業部狀況

イ、團員ハ一人ニ付キ五畝歩以上自ラ耕作シテ一研究ヲ必ス實行ス毎年三月、九月末日限リ研究スヘキ作物名ヲ産業部長ニ報告ス、施肥管理法ニ關シテハ毎月開會ノ産業座談會ノ席上又ハ例會席上ニ於テ發表シ指導ヲナス

ロ、各分團共同實習地面及前年度收穫高ヲ示サハ次ノ如シ

分團名	種類	面積	米收穫高	裏作收穫高
大洞	借地	八畝十歩	一石二斗四升	小麥九斗二升
興德	借地	二段歩(三ヶ所)	三石三斗一升	小麥二石二斗七升
進德	開墾地	一段六畝十六歩	二石八斗八升	馬鈴薯百八十貫
獎德	借地	一段三畝歩	二石四斗二升	豌豆 六十五貫

獎德分團ハ外ニ梅林一反五畝(梅六十本)ヲ開墾耕作シ四畝ニ茶樹ヲ栽培ス

ハ、團員ハ各自家庭ノ農家經營簿ヲ記入シ毎月一回開會セル産業座談會席上へ提出シ團長ノ檢閲ヲ受ク

4 辯論ノ練習

イ、毎月一回ツ、各分團ニ於テ行フ分團例會及ヒ本團例會席上ニ於テ團員ノ辯論ヲ練磨セシメル爲メニ三名宛辯論練習ヲナス
ロ、團長ヨリ許可セラレタル他團體ノ辯論會ニハ有志者參加ス

5 後援部、團報部、喇叭部狀況

詳細次項

6 貯金ノ勵行

毎月三十日ニハ團員一人ニ付キ二十錢以上宛貯金係ニ於テ取纏メヲナシ翌一日郵便貯金トナス九年十二月末現在額左ノ如シ

分團名	貯金人員	貯金總額	一人最高貯金額	一人最低貯金額
大洞	一五 ^人	八九・七五	二五・八〇	一・八〇
興德	四四	二一七・七九	三一・二〇	一・二〇
獎德	三三	一二五・九〇	一四二・七四	四・五七
進德	三〇	八八五・〇二	七五・一六	一・八四
合計金		二千四百四十四圓四十五錢		

7 昭和九年十二月末各分團基本金

進德分團 三十五圓
興德分團 二百三十四圓四十四錢
九十九圓七十三錢
百二十五圓

8 在滿將士ノ慰問

本村出身在滿將士ニ對シテハ本團ヨリ毎月一回慰問狀ヲ發送ス

9 毎年十二月舉行セラル、農生物品評會及十月舉行セラル、成績品展覽會ニハ各自ノ栽培品製作品及趣味ニ依リテ製作セル物品ヲ出品シ且ツ開期中交代シテ出席會場ノ整理及斡旋ニ努ム

10 團員袋ノ所持

本團員ニハ團員袋ヲ所持セシメ常ニ預金通帳、心の力其他修養ニ關スル書籍等ヲ入レテ會合ノ際ニハ携帯セシム

11 修養部方針及狀況

イ、歳入出豫算

歳入ノ部 二〇圓 本團補助八月寄附金計金 二八圓
歳出ノ部 五圓 講演會費、八月雄辯會費、書籍購入費 二圓 他町村雄辯會

出席者補助費 三圓 雜費 計 二八圓
ロ、實行問題決議事項

- 一月 在滿將士二月一回宛慰問狀ヲ發送致シマセウ
- 二月 祝祭日ニハ國旗ヲ掲揚致シマセウ
- 三月 一人一研究ハ確實ニ實行致シマセウ
- 四月 例會ニハ團服着用遅刻ナク必ス出席シマセウ
- 五月 決議事項ハ團報部ニテ謄寫ニ附シ配布スルコト
- 六月 返事ハオ互ニ心持良ク致シマセウ
- 七月 時間ヲ確實ニ守リマセウ
- 八月 夏期衛生ニ注意シマセウ
- 九月 神佛ノ前ヲ通ル時ハ禮拜致シマセウ

ハ、講談會狀況

- 一月 林 茂 日本精神ノ發揮
- 二月 園田 技師 農家經營ニ就イテ
- 三月 山崎 和宏 精神修養
- 四月 龜山 貞一 本村ノ信用組合ノ現況

五月 野倉郡主事 不斷ノ努力

六月 市内 靜馬 安田善次郎翁ノ一生

七月 林 團 長 體育ノ目的ト精神

八月 篠田海軍中尉 蔚山沖ノ大海戰ニ就テ

ニ、巡廻文庫狀況

大正十一年四月巡廻文庫箱十箱ヲ作り之レニ書籍ヲ入レ各分團順路廻覽セシガ本年四月以來圖書館式ニ全部學校ニ集メ整理シ適宜希望ノ書籍ヲ貸出スコト、ナス

ホ、雄辯大會

二月十一日小學校ニ於テ近縣青年雄辯大會ヲ開ク審査長、縣會議員水野後八、審査員林團長、外顧問五名、出場者五十八名

ハ、本年度團員他町村雄辯大會出席狀況

出席回数 一〇四 延出場人員 二三三名

成績 一等一 三等一 四等二 六等二 八等一 九等一

十等一

12 産業部ノ方針及狀況

イ、歳出入豫算

歳入ノ部 計金四拾九圓〇八錢

金拾 圓 本團補助金

金七 圓 信用組合ヨリ講習會補助費

金六 圓 村農會ヨリ視察補助費

金八 圓 村農會ヨリ講習會費

金拾 五 圓 村農會ヨリ試作用競技會費

金貳圓五拾錢 雜收入

金五拾八錢 繰越金

歳出ノ部 計金四拾九圓〇八錢

金八 圓 組合關係講習會補助金

金拾 圓 産業視察員補助金

金五 圓 農業講習會費

金拾 圓 試作田競技會費

金拾 圓 一人一研究賞與費

金參 圓 農家經營簿記帳獎勵費

金壹圓五拾錢 部報勞働時間記入用紙其ノ他ノ研究日誌紙代

金壹圓五拾八錢 通信其ノ他臨時費

ロ、研究座談會開催

農會技術員補習學校實業科教員産業組合理事等ノ指導ニ依リ開催ス毎月二十五日

一月 柿ノ消毒法ニ就テ 二月 葡萄柿ノ施肥

三月 稚蠶飼育ニ就テ 四月 苗代田ノ施肥管理

五月 螟蟲驅除 六月 農業經營ニ就テ

七月 多收穫法ノ實施 八月 秋播蔬菜ニ就イテ

九月 秋蠶飼育

ハ、團員勞働時間調査

毎月各自勞働時間ヲ農業兼業其ノ他別ニ記入四五月頃ハ提出歩合少キモ近頃ハ八

ニ、一人一研究狀況

○%以上提出アリ 水稻及裏作ニ就テ一人一種目以上必ス研究セシメ日誌ヲ配布シ結果ヲ記載セシム

裏作研究日誌提出者五十三名、水稻九十三名

ホ、農家經營簿記帳獎勵

各分團昨年度ヨリ二名以上本年度更ニ二名増員經營簿ヲ配布シ記帳ヲ獎勵ス近キ

將來ニ全團員普及セシム

へ、産業部報發行

毎月農業ニ就イテ主ナル事項農會産業組合産業部等ノ事業其ノ他參考事項ヲ掲載シ毎月一日發行既ニ第十七號發行セリ

ト、産業視察

五月十月ノ二回縣下篤農家自轉車訪問ヲ爲ス五月ニハ本巢郡地方ヲ視察セリ

チ、各分團對抗試作田水稻競作會開催

農會ノ助成ヲ得テ試作田水稻競作ヲ催ス昨年度一等進德、二等獎德、三等興德

本年度目下審査中

リ、農事講演會開催

村農會 産業組合ト連携シテ篤農業又ハ農會技師ヲ招聘シテ農事講演會ヲ開催ス

ヌ、郡内青年産業研究會發表開催

郡内各村ヨリ二人以上出席ヲ乞ヒ一人一研究發表會開催ス

ル、俵作り及ヒ俵裝競技會開催

農會ト共同シテ各分團ヨリ六名(大洞ハ四名)選抜シテ外俵作り並ニ俵裝競技會

開催

ヲ、産業組合青年聯盟

昭和八年九月結成ヲ見産業組合ノ意識ヲ徹底セシメン爲講演會二回、座談會一回ヲ開催シ又郡聯合會講習會ニ出席セシメ村産業組合座談會ニ出席セシム又事業援助トシテハ賣藥ノ周旋購賣品注文取纏メ組合未加入者ニ加入督勵貯金ノ集合ニ努ム

13 體育部ノ方針及狀況

體育ハ休日及夜間ヲ利用シテ體育ノ練習ニ努メ團員ノ健康増進及體育ノ向上ニ努ム

イ、算入出豫算

歳入ノ部 計金四拾六圓五拾錢 前年度繰越金五拾錢 本團補助金三拾圓 郡總金補助金拾圓 雜收入金六圓

歳出ノ部 計金四拾六圓五拾錢 分團對抗費金五圓五拾錢 郡總金費金拾圓四拾六錢 劍道獎勵費金拾圓

雜費金六圓 繰越金壹圓 近縣陸上競技會費金拾四圓

口、體育部
劍道部 毎週月火金ノ三夜六月一日ヨリ十月末マテ各分團ヨリ四乃至十名ヲ選出シテ練習外ニ土用及寒稽古ヲナス尙外ニ九名現在
陸上部 九名岐阜武徳殿ニ練習ニ出席ス
角力、六月一日ヨリ十月末迄毎週月火金
水泳、三夜練習ヲナス
陸上部 八月、中休日及晝休時ニ於テ練習ヲナス

ハ、練習日ニハ必ス出席調査シテ年度末ニ於テ皆出席者ニ賞狀及賞品ヲ授與ス
各分團出席歩合次ノ如シ

進徳八三% 獎徳八六% 興徳七七% 大洞六七%

ニ、八月七日ヨリ一週間岐阜警察署ヨリ奥村、篠田、多治見ノ諸巡查ノ巡遣ヲ乞ヒ
テ劍道ノ練習ヲナス

ホ、分團對抗體育練習會ヲ開ク

八月九日分團對抗體育練習會(競技會)ヲ開ク成績左ノ如シ

項目	劍道	陸士	角士	水泳	計
獎徳	九	二七	〇	九	五
進徳	二	三	〇	七	四
興徳	五	六	〇	一三	三
大洞	五	七	〇	六	一八

ヘ、劍道部ハ毎月一回分團對抗試合ヲ行フ殊ニ本年度ハ武儀郡小金田青年團ト六月
四日ヨリ十日間本郡岩村青年團ト七月八日ヨリ一週間試合練習會ヲ行フ
14、後援部ノ方針及狀況

歳入出豫算

歳入ノ部 五圓 本團補助金

歳出ノ部 五圓 諸用紙代其ノ他

イ、方針、後援部ハ本村青年學校生徒トシテ入學年齢該當者ニテ本村在住者ハ全部
入學セシムル様且ツ病氣以外ハ決シテ缺席セサル様出席ヲ勧誘ス
ロ、部員ノ活動狀況

青年學校學科及教練日毎ニ部員ハ二名宛當番順ニ督勵視察ヲナス其ノ組合左ノ如
シ

學科日ノ部

組別	部員	部員
第一組	丹羽 菊一	杉山 進
第二組	小川 喜一郎	番光 次
第三組	後藤 太郎一	淺見 芳一
第四組	玉田 茂一	古田 重雄
第五組	龜山 善吉	後藤 太一郎
訓練日ノ部		
第一班	丹川 菊一	木野 太郎一
第二班	龜山 善吉	後藤 大二郎

第三班 後藤太郎一 小川喜一郎
 第四班 淺見芳一 杉山進
 第五班 玉田充次 玉田茂一
 ハ、將來ノ計畫

生徒及ビ父兄ニ對シテハ自ラ進ンテ出席率百%ナラシムル懇談ヲナス
 生徒中萬止ムナク仕事ノ爲缺席セントスル場合ハ部員之ヲ援助シテ出席セシム

15 團報部ノ方針及狀況

歲入出豫算

歲入ノ部 計金拾五圓五拾錢

金參圓 本團補助金 金拾貳圓五拾錢 團員購續料

歲出ノ部 計金拾五圓五拾錢

金拾四圓五拾錢 印刷費 金壹圓 製本費

イ、團員ノ文藝趣味ヲ養成シ相互間ノ音信ヲ通センカ爲メニ處女會ト聯合シテ發行
 ス

ロ、毎年三月末九月末ノ二回原稿ヲ切四月末十月末ノ二回發行ス

ハ、團員ハ一文以上投稿シ實費ヲ以テ購讀スルノ義務ヲ有ス

16 喇叭部ノ方針及狀況

歲入出豫算

歲入ノ部 金貳圓 本團補助

歲出ノ部 金壹圓五拾錢 部員手當 金五拾錢 修繕費

イ、喇叭ヲ練習シテ諸會合ハ勿論各字毎ニ毎朝吹奏セシメ起床就寢ノ標準時ヲ示ス
 ロ、毎年十一月、十二月間毎週火木土ノ三夜小學校ニ集合シテ喇叭長ノ指導ニ
 依リテ練習ヲナス

年中行事豫定一覽表

月		四		別月
下	中	上	例	旬別
講神列天 讀社長節 雜佛報祝 誌佛開賀 配掃發式 布除參	貯評 金義 豫員 入會	會	會	本團
輪讀會	修事村 養榮社祭 座談會禮 會神	會那雄修 青年青養 團年團必 總結會表	會	辯論部兼 修養部
農郡內 業篤農 座農家 談家視 會祭	究農習速 會家經成 日營日培 誌記堆 入記肥 研積 實	習會 ホル ド一 液作製 作講	米作增 業豫收 報發研 行會	產業部
劍體 道育 大講 會話	ケ道陸 練ノ上、 習三角力、 部三分劍	隊各務 へ原飛 健足行 旅行聯	隊各務 へ原飛 健足行 旅行聯	體育部
查月 末出 席調	出父兄 席督懇 促談會	所青 式年 學 校 入	所青 式年 學 校 入	青年學校 後援部
電燈 業料 統計 調查	村勢 基本 調查	加各 字報 德會 參	加各 字報 德會 參	村內各種 團體後援部

十	九			八			月
	下	中	上	下	中	上	下
例會	神團講 社報讀 佛開發 除行布	貯評 金議 ノ預 入會	例會	神團講 社報讀 佛開發 除行布	貯評 金議 ノ預 入會	例會	社佛講 閣讀 ノ誌 掃配 除布神
修養雄辯會	輪讀會	修養座談會	對論 和歌 狂俳會	一藝會	修養座談會	修養雄辯會	巡迴 文庫 製會
蔬菜夜 部害問 報蟲市 發驅除 勵場	農事座談會	究農縣 家下篤 經營日農 誌記家 入研視 察	一產蔬 業菜 一報培 研究發 表行習	農竹 事細 座講 談習 會會	夏研農 物會家 品評記 評會日 記記入	豚除加 研究等 會共製 會同造 ノ美	農家座談會
習三部 スニ分 レ練	習三部 （水泳ヲ止ム） ニ分ケ レ練	習四部 郡青年 國陸上 ニ分レ 練	習四部 抗陸上 ニ分ケ レ練	習四部 練習會 ニ分レ テ	習四部 劍道土 用稽古 ニ分レ テ練	習四部 團對抗 技會 會	水角每 泳力週 休分劍 ノレ道 コト練 習水 組四 上
出席督勵	查月末 出席調	出席督勵	出席督勵				查月末 出席調
加各字 報德會 參	電燈料 業統計 調查	加各字 報德會 參	電燈料 業統計 調查	加各字 報德會 參	電燈料 業統計 調查	加各字 報德會 參	電燈料 業統計 調查

七	六			五		
	中	上	下	中	上	下
貯評 金議 ノ預 入會	例會 特殊 指導 研究會	神團講 社報讀 佛開發 除行布	貯評 金議 ノ預 入會	例會	神團講 社報讀 佛開發 除行布	貯評 金議 ノ預 入會
修養座談會	對論及 和歌 狂俳會		修養座談會	辯論會 修養 發表及	國趣 防味 話會	修養座談會
一農 人一 研究 發表	藥果蔬 共樹菜 同病販 製虫賣 豫害研 作豫究 防會行	農事座談會	誌農 記家 入經 研營 究日 會日	產苗麥 業代立 豫田毛 報品品 發評評 行會會	苗農 代家 螟座 虫談 驅會	一研農 人一 研究 發表
練三部 ニ分 ケテ	技三部 道ニ 德分 講ケ 話競	育三部 ニ分 レ體	育三部 ニ分 レ體	育三部 ニ分 レ體	育三部 ニ分 レ體	育三部 ニ分 レ體
出席督勵	出懇年 席談次 督會別 促促徒				查月末 出席調	出席督勵
	加各字 報德會 參	電燈料 業統計 調查	加各字 報德會 參	電燈料 業統計 調查	加各字 報德會 參	電燈料 業統計 調查

三		月 二			月 一		
中	上	下	中	上	下	中	上
決貯評 算金議 承議員 認預入 會議	陸會例 軍務會 紀念日 整理	講豫神 讀算社 雜佛 誌會 配掃 布議	同紀貯評 窓元金議 會節式預 出席參加 入會	一本郡 研究年會 發表團一 會人	神講讀 社佛雜 開誌 掃配 除布	入貯評 管金議 者ノ預 歡員 迎入會	例 會
修養座談會	國防講演會	輪讀會	講修養 讀座談 會	會近和對 縣縣論 雄ノ及 辯狂 大會伴	輪讀會	修養座談會	一藝會
究農家 會家經營 日誌記入 研究會	自產業 給肥部報 料報發行 研究會	農溫床 事路込 座談實 會習	究宅地 會利用 促成栽 培研	養產業 雞部報 研究發 行會	農種兔 事苗皮 座共剝 談購實 會入習	究農家 ト經營 ウ日誌 剪記入 定研	竹副產 細業部 工講報 研究習發 會行
同上	同上	夜間劍 道練習 日	劍道大會	同上	夜間劍 道練習 日	劍道寒 稽古	劍道寒 稽古
入青學 學勸校	出席督 勵	查月末 出席調	出席督 勵	出席督 勵	查月末 出席調	出席督 勵	出席督 勵
	加各字 祭報德 =戰病者 參加慰	電燈料 業統計 調查		加各字 報德會 參加	電燈料 業統計 調查	加消 防出初 式參	加各字 報德會 參加

日 二 十			月 一 十			月	
下	中	上	下	中	上	下	中
神退講 社管讀 佛者雜 開觀誌 掃迎發 除布	儀貯評 裝金議 競ノ預 技員 會入會	例 會	入青神 管年社 者記佛 送念開 別日掃 會舉除 式	農貯評 產金議 物ノ預 品員 評入會	例 會	勅神講 語社讀 奉佛雜 讀開誌 式掃配 除布	戊貯評 申金議 詔書ノ 奉預 讀入會
輪讀會	修養座談會	修養雄辯會	巡迴文庫整	修養座談會	關產業 スル組合 講話	輪讀會	修養座談會
農事座談會	夜間市場	共同實習田收穫	村農產 會物 ト品 聯合評 合會	談農家 會經營 日誌記入 座	產水田 業裏作 部報研 發究會	農家座談會	稻米作 作立增 毛收研 品評究 會會
					習三部 =分ケ 練	習三部 =分レ 練	參加小 學校 運動 運會
計月談 末會年 出出次 席席別 統統懇	出席督 勵	出席督 勵				查月末 出席調	出席督 勵
電燈料 業統計 調查		加各字 報德會 參加	電燈料 業統計 調查	加電 業講 演會 參加		加各字 報德會 參加	電燈料 業統計 調查

月	下	神社佛閣掃除	巡迴文庫整理	農事座談會及整理	同上	整理	月末出席	電燈料集金
年	度	講讀雜誌配布	農事座談會及整理	同上	整理	調查整理	電燈料集金	產業統計調查
年	度	未整理						

◎山縣郡下伊自良村青年團調查

一、名所及所在地

團名 岐阜縣山縣郡下伊自良村青年團
 事務所所在地 山縣郡下伊自良村役場
 設置區域 下伊自良村一團
 視察順路 一、岐阜市ヨリ高富町迄名岐鐵道ニヨリ連絡ノ美濃バスニテ當村ニ至ル
 二、長良橋南端ヨリバスニテ當村ニ至ル

二、教育費調査

町村教育費 六〇六〇 青年學校費 八四一
 青年團費 二〇〇
 備考 青年團費ハ本團ノミナリ

三、青年團經費

本年度豫算總額 二〇〇 町村補助 一
 費産額 六七・二四 其ノ他ノ收入 二〇〇
 一人宛經費 三・七七

四、團員ニ關スル調査

團員總數 五十三人 滿二十歲未滿ノ團員數 三十一人
 團員中ノ青年學校生徒 三十一人 年齡範圍 滿二十四歲迄

五、團長並ニ團功勞者調

氏名	團トノ關係	職業	年齡	功績
横山巖	團長	農	滿廿四	
小倉廣船	顧問	僧	滿五十一	最高指導者トシテ又顧問トシテ其ノ功績顯著ナリ
清水泰山	顧問	僧	滿卅五	ヨキ指導者デアリ又顧問トシテ其ノ功績顯著ナリ
上野輝一	贊助員正團長	農	滿廿六	今日ノ青年團ヲ築イタ第一ノ功勞者ナリ

六、團體沿革

大正三年一月從來ノ若連中ヲ統一シ下伊自良村青年會創立、支部制度トシ四支部ニ分ツ大正四年會旗新調、大正十一年一月青年團ト改稱自治制トナス、大正十四年七月團服制定昭和四年四月本團ニ五部制ヲ設ク、同七年十月產業部ヲ設ケ六部制トナシ今日ニ至ル。

七、施設經營及事業概要

- 1、組 織 顧問四名、賛助員六名、團長一名、副團長三名、評議員十二名、分團長四名、産業部指導者二名、分團四(洞田、小倉、大森、藤倉)
- 2、施設大要 修養部、産業部、文藝部、辯論部、體育部、奉仕部
- 3、事業概要 四大節及祝祭日ニ於ケル祝賀式ニ全團員參列
春季總會ヲ開催、豫算決算ノ認定、報告、協議意見發表、講演修養會、短期講習會開催
- 産業、修養方面ノ視察旅行
劍道ノ土用、寒稽古、並ニ大會
競技會、分團對抗競技會
敬老會ヲ開キ七十才以上ノ老人ノ慰安會
團報(曉鐘)ヲ年二回發行ス
農産物品評會、研究發表會
消防組應援團トシテ規約ニ基キ警備公安ノ任ニ當ル
辯論會、辯論研究會、義士會
- 4、特色 1、團員質實ニシテ研究心ニトム

- 2、分團ノ活動盛ニシテ成績又良シ
- 3、他團體トノ連絡提携圓滑ナリ
- 4、良キ指導者ヲ有スルコト

八、青年團表彰狀況調

表彰團名	表彰者名	表彰年月日	表彰事由
下伊自良村青年團	高富警察署長	昭和八年五月二十七日	消防後援隊トシテ特ニ社會ノ安寧秩序ノ維持ニ終始セルヲ以テ
下伊自良村青年團	岐阜縣知事	昭和九年二月十一日	施設經營ヨロシキヲ以テ
下伊自良消防應援團	岐阜縣消防協會	昭和十年四月二十五日	火災豫防社會奉仕其ノ他消防ノ後援スベキ事業ニ盡瘁セルヲ以テ
(本青年團ノ應援隊ノコト)	總裁 坂間棟治		施設宜シキヲ以テ
下伊自良村青年團	文部大臣	昭和十年十一月二十二日	

九、社會教育團體等トノ聯携其ノ他參考トナルヘキ事項

- 1、處女會ト提携シテ敬老會等行フ
- 2、青年學校ニ出席常ナラサル生徒ノ家庭的援助ヲナス
其ノ他必要上後援會ヲ組織ス
- 3、在郷軍人分會ト提携シテ入營、出動軍人ノ家庭援助ヲナス
- 4、消防組ニハ應援隊ヲ組織シ第二ノ組員タル活動ヲナス

◎下伊自良村藤倉分團施設經營の狀況

藤倉分團は各部行事の豫定を年頭に於て決定し、これに従つてその年度中の事業進捗をはかつてゐる。

昭和十一年度藤倉分團行事豫定表

月旬	上	中	下	上	中	下
總務部 (修繕・會計)	拜賀式 新年宴會 入退團式 役員選舉 計畫樹立 預算編成	入替者歡送	例會 貯金 電燈料集金	警備演習 紀元節參列 消防應援團 出初式		
産業部	計畫樹立 預算編成	葡萄園手入	郷土産業振興基本調査	記錄ノ調査 ニユース發 巡回指導		
文藝部	計畫樹立 預算編成 本年度豫定表作成	圖書購入				
娛樂部	計畫樹立 預算編成		(例會) 娛樂中心			
奉仕部	計畫樹立 預算編成 使館美化 令	奉仕理髮 使館美化 夜探點檢 令	奉仕理髮 使館美化 夜探點檢 令	奉仕理髮 會館美化	奉仕理髮 會館美化	奉仕理髮 會館美化
體育部	計畫樹立 預算編成 寒古稽始			村團劍道大會		
辯論部	計畫樹立 預算編成		例會 意見發表			

四			三			二
上	下	中	上	中	下	下
	例會 (産業部中) 心長節參列 貯金 電燈料集金			警備演習	例會 (講話中心) 貯金 電燈料集金	例會 (講話中心) 貯金 電燈料集金
葡萄園手入 茄子苗共同 購入	行ニユース發 統計調査 産業振興 調査		農産種苗共同 購入	葡萄園手入 藥劑調製	統計調査 産業振興調 査	桃苗植付 種子共同購 入 産業振興調 査
	例會		若藤編輯	ボメター印 刷	若藤發行	若藤發行 規定書發行 集
	例會				(例會) 室內娛樂	
奉仕理髮 使館美化 令	奉仕理髮 使館美化 令	奉仕理髮	奉仕理髮 會館美化	奉仕理髮 會館美化	奉仕理髮 會館美化	奉仕理髮 會館美化
					例會	例會 意見發表

十			九			八	
下	中	上	下	中	上	下	中
例會 貯金 電燈料集金	秋季運動會		例會 貯金 念佛供養餅 電燈料集金			例會 貯金 電燈料集金	講習受講生 派遣
行ニユース發	行ニユース發	醬油製造	例會 貯金 念佛供養餅 電燈料集金	葡萄園手入	葡萄出荷	例會 貯金 電燈料集金	藥劑調合 葡萄出荷 葡萄出荷 標準
例會			例會		獻燈狂俳會	若藤發行	若藤編輯
例會 (室內娛樂)	娛樂の夕 (浪花節)		例會		踊の夕	例會 (娛樂中心)	演藝會
	奉仕理髮	會館美化 奉仕理髮	例會 使丁傳令	會館美化 奉仕理髮	會館美化 奉仕理髮		會館美化 奉仕理髮 使丁傳令
	分團對抗 技會	競技練習	例會	劍道講習生 派遣	郡青競技會	隣接四ヶ村 陸上競技會	
			例會 座談會			例會 意見發表	

七			六			五		
上	下	中	上	下	中	上	下	中
前期決算	例會 (旅行感想) 貯金 警備演習 電燈料集金			例會 (旅行相談) 貯金 電燈料集金			例會 (早天ニテ 行フ) 貯金 電燈料集金	庶務
葡萄園手入	例會 産業振興調 査	種子共同購 入	葡萄園手入	産業振興調 査			例會 統計調查 産業振興調 査	
原稿募集				例會			例會	
				例會			例會 (室內娛樂)	
奉仕理髮	使丁傳令	奉仕理髮	會館美化 奉仕理髮	使丁傳令		在營者家庭 援助	例會	奉仕理髮
健脚運動	土用稽古 劍道試合						例會	
	例會 研究發表			例會 意見發表			例會 意見發表	

二十			一十		
下	中	上	下	中	上
例會 貯金 事務整理			例會 青年 貯金 電燈料 集金		明治節 助 在替者 家庭
調查發表會 統計調查 事務整理	工 ヘチマ 水加	葡萄園 品評會 手入	統計調查 産業振興 調査		
例會 (濃若輪讀) ボスター 印刷 事務整理			例會		
例會 (室内娛樂)			例會		
使丁傳令 奉仕理髮 事務整理		使丁傳令 奉仕理髮	使丁傳令 奉仕理髮 探點檢査	奉仕理髮 會館美化 勞力奉仕	會館美化 奉仕理髮
事務整理			例會 早起會		
例會 意見發表 事務整理					

昭和十一年會館美化組別

第一組	第二組	第三組
土田秀夫 野田幸二 横山昇	山内宗三郎 青木勇	上野貞一 上野孝一
上の様に各組毎に毎月 第一組は 十日 第二組は 二十日 第三組は 三十日		

修養部

1、例會の開催

昭和四年、荒廢と云ふ言葉が當てはまらないまでも、寺としてはあまりの陋屋だつた慈福寺に前任職清水槐翁師は、寺院復興の烈々たる意氣と、寺院中心の部落開發の理想をいだいて來られたのであつた。このころ、藤倉分團は銳意團内容の充實に努めてゐたが、偶々、清水師の『郷土開發は青年の開發から』と云ふ信念は、當時、先輩上野輝一氏等の意氣と相照し、茲に同寺を修養の殿堂として毎月廿二日、令旨御下賜記念日をトしての例會が生れたのである。爾來會を重ねること八十餘回、いまは清水泰山師を中心に、ごんなに多忙な月でも一回も休まず、眞摯な會合をつゞけてゐる。香煙むらさきに室内をこめて、身も魂も清められたころ、佛前にぬかづき、おごそかに心經を讀誦する。あやしくもふるふ聲は、次第にととのへられて一つの線の如く、つよく大きく佛堂にひびく。かくて分團の例會は、分團長の開會の挨拶に次いで國歌合唱、令旨捧讀、奉答歌合唱それより團員の意見發表、研究發表、團行事協議、相互研究にうつる。この例會は、行事豫定表にもある様に、講話中心、娛樂中心、讀書中心、産業部中心等、各月々によつて夫々の行事が違ふので、勢ひその會合が待たれ、眞劍な會合となるは言をまつまでもない。中途少憩してに靜坐にうつる。意見發表、

相互研究に、青年の意氣は燃えあがつた。

其意見はみな正しいとは信じてゐるが、或ひは誤つたことがないとも限らない。團員の静坐によつて先づ一切を空にし、心を静めて指導者の講話を聞く。指導者はこの講話によつて自己を内省し、誤らざる青年としての歩みをなさんと心の臍をかためる。終つて娛樂にうつる。歌ふ、踊る、遊戯をする。蓄音器で歌謠を練習する。それに本分團獨特の自團の姿をフィルムにをさめた十六ミリ映寫機による活動寫眞映寫等、しばらくは哄笑、爆笑の連續である。司會者の司會もあざやかに、豫定の時間が過ぎると、形をととのへて朗誦文朗誦、教育勅語齊誦、東方遙拜、佛前禮拜をして終了するのである。

例會は即ち修養會である。ときには曉天修養會を開催することもある。藤倉分團の例會は實に團經營の基調をなしてゐる。緊張のなかにも楽しく、即ち分團の經營方針である『青年生活を樂しみつゝ向上する』と云ふ言葉にびつたりと當てはまるまでに、團員の心は例會に引きつけられて、最も愉快な青年團生活が行はれてゐる。

2、受講 獎勵

縣及び郡等で開催される各種の講習會には極力受講を獎勵してゐるが、近頃は團員が率先してこれら講習會に出席する有様である。

3、國旗掲揚運動

日本精神の振興、愛國運動の一端として、各祝祭日には、青年會場の前にある國旗掲揚塔に大國旗を掲げる。この國旗掲揚塔は 皇太子殿下御降誕記念事業として建設したものである。そのほか團員は部落内の一般家庭に向つて國旗掲揚運動を行つてゐる。

4、祝祭日舉式參列

祝祭當日は、青年團員は全部團服團帽で時間勵行、式に參列してゐるが未だ嘗つて一人の不參者もない。

5、讀書の獎勵

皇太子殿下御降誕記念購入の青年團文庫と、清水師寄贈の圖書を藤倉分團圖書として團員に廻覧、讀書獎勵を行ふほか、青年カード、雜誌青年、日本青年新聞の購讀、縣團發行の濃飛の若人、村團報『曉鐘』、分團報『若藤』等の精讀を獎勵し、例會にも讀書中心の例會等を設け、圖書の輪讀、内容研究などを行つてゐる。

6、視察見學の旅

旅人となつて、はじめて奥深い人生の味はひを知る。
「くたびれて宿かる頃や藤の花」俳聖芭蕉のこの境地は、自らが旅して、暑さ、寒さ、樂しさ、苦しさ、それらをまざりと體驗して始めて肯づけるところであらう。旅で受ける無言の教へ、若き感激の時代にこの教へを受けることはまことに結構なことである。

宿舎に旅の疲れを休めて、黎明に起き出で、遙拜、體操と規則正しく朝の行事を決して怠らない。遙拜、體操などは、大概修養會のときのみを終るものが多いが、藤倉分團は日常生活に必ず實行してゐるので、いつでもこんな行事が出来るのである。二泊三日の旅の間に、分團員と指導者は全く親子の如くに、互に勞り互に勵まして、部落に於ける親睦さは更にその度を増す。樂しくも思ひ出多き旅を終へて郷土下伊自良村に入れば、早くも村社には部落の人がその歸りを待つてゐる。今まで數度の旅行からの歸着に村人の出迎へのなかつたことは一度もない。『あゝ郷土なればこそ』斯くの如くあたゝかい村人の情の中に育まれゆく藤倉分團は誠に幸福である。そして次の例會では、旅行座談會を開いて、旅の思出を語りあふことにしてゐる。

7、青年學校出席督勵

下伊自良村には青年學校後援會があつて、青年學校出席督勵、其他青年學校に對しては積極的に應援してゐるが、藤倉部落は昭和六年以降生徒出席狀況は常に一等で後援會から表彰を毎年受けてゐる、青年學校出席不能の團員があるときなどは、その家に團員が勞力まで提供して出席せしめてゐる、この好成绩を得るにはかくの如きかくれた美談がひそんでゐることを見のがしてはならない。

8、其他

青年の純潔運動として時間勵行、禁酒、冗費節約の申合せをなしてゐるが完全に實行されてゐる。そのほか團員相互の親睦と互助精神涵養の爲に、互助規定を設け團員の入替及び疾病災厄凶事には金圓を贈つて之を慰めてゐる。

産 業 部

産業部は、團員個々の産業心の培養を圖ると共に、郷土産業の振興を期すと云ふ目的のもとに、次の如き事業を計畫實行してゐる。

1、指導者推戴

産業部の誤りなき發展を圖る爲、安城農學校出身の青年學校佐野教諭を指導者に推戴各自の研究團に對して巡回指導までも願つてゐるが、佐野教諭の熱心な指導に、團員は、今や産業研究に一生懸命である。

2、共同事業

本分團は、大正八年一月篤志家から畑四畝三步の寄附を受け、實業部を設置して桑園を經營して來たが、繭價の暴落と共に經營上の改革を餘儀なくされ、郷土副業の研究と試作の目的を以て昭和六年三月、葡萄に改植して經營研究中であるが、その純益金は團の經營費に充てゝゐる。

また相互研究と経費捻出のために、共同作業として俵編みをなし、昨年はいれから十七圓八錢の収入を得て、全部團収入とした。

尙ほ部落の爲に、農會と連絡し、山村副業果樹の驅蟲殺菌劑（石灰硫黄合劑、ボルドー液）を調劑、一般區民の需めに應ずるほか、自家用醬油の醸造、種苗共同購入、更に生産品の販路開拓の爲、岐阜市或は高富町の夜間市場に進出をはかつてゐるが、市場には青年團服に身を固めた若人が自轉車に蔬菜などを満載して、「新鮮なものを安價に」直接需要者に供給すべく、雄々しく立ち働いてゐる。

3、青年研究團の設置

青年團員は、各自田畑一畝歩宛を標準に、研究團として指定し、一人一研究なしてゐるが、その研究題目を見ると、

茄子の育苗 山内宗三郎、大麥の栽培研究 上野貞一、里芋の増收研究 青木勇
干柿の乾燥と販賣法 上野孝一、大麥増收研究 土田秀夫、葱栽培研究 野田幸
一、稻と肥料研究 横山昇。

以上の如くであるが、この研究題目は自己の趣味とその家庭の事情に即して行はれてゐるので、父兄の理解も深く順調にいつてゐる。而して各自栽培経過を記入して研究につとめ、尙ほ例會のときにその研究發表をなしてゐる。

文藝部・辯論部

1、分團報の刊行

「若藤」藤倉分團の若人の機關誌としてはふさはしい名まへだ、文藝部は年三回これが編輯に頭をしぼる。盛られた記事の内容の豊富なこと、指導者のあふる、青年團員に對する愛情、これにむくいんとする青年の純情の發露、旅行座談會の記事などを讀むとホロリとさせられる。鐵筆に指の頭を痛め乍ら、原紙を切る、紙をそろへる、ローラをころがす、かくて出來上つた團報若藤、體裁も内容もなかく立派なもの、「自分等がつくつた團報若藤」これぞ自身の精神の集結でなくて何であらう。

2、獻燈會

毎年一回以上神社祭禮に獻燈するため郷土藝術の一つである田園文學「狂俳會」を斯道研究會の後援の下に行つてゐる。

3、其他

産業部ニユースを産業部と協力して文藝部で編輯印刷する、そのほか辯論部は月例會の節各自の意見發表、討論會などを行つてゐる。

娯樂部

一四〇

修養即娯樂、即修養の方針に依り健全なる娯樂の普及に努めてゐるが、藤倉分團の娯樂施設はまことに徹底したものである。

1、映寫機の設備

清水常任顧問は映畫教育に意を注がれ、莫大な私費を投せられて、撮影機、映寫機を購入して分團に提供され、藤倉分團活動の足跡は全部フィルムにをさめ、特に昭和九年七月 皇太子殿下御降誕奉祝、並に出動軍人武運長久祈願のため、全團員が往復百二十里自轉車を以て伊勢參宮を行つたときの狀況等はまことに貴重なフィルムである將來はこれが利用によつて、他分團、各種團體との連絡融和をはかり、健全なる思想の普及に努めようと、意氣込んでゐる。

2、其他

蓄音器も篤志家の寄附によつて設備され、レコードの選擇に留意して、これによる歌謠の練習等を行つてゐるが、青年の士氣を鼓吹する爲め、青年にふさはしい雄壯なる詩吟、劍舞の練習、さては村人をまじへての『踊の夕』または團員の趣味助長の意味から、會合の折を利用して、圍碁、生花、謠曲、ハーモニカの練習をなし、時日を期

してこれが發表會を行ふ等々、愉快な青年團生活が行はれる源泉をなしてゐる。

奉仕部

1、消防組應援團

村團に於て組織してゐる消防組應援團として、非常警備規定に基き、消防組を極力應援してゐるが、これが爲、消防組とは不離不即の關係にあり、藤倉分團は第三班として活躍してゐる。

2、奉仕理髮

昭和九年二月より奉仕理髮のことを思ひ立ち、毎月一日、十五日區の太鼓合圖に、青年會館で區内一般の理髮を行つてゐるが、昭和十年中には四五八名の多數に對して奉仕し、區内一般から非常に感謝されてゐる。

3、神社・會館美化

毎月十五未明に起き出で、全團員揃つて神社境内の清掃を行ふほか、會館は全團員を三組に分ち毎月十日、二十日、三十日に會館の掃除をなしてゐる(年中行事豫定表参照)

4、其他

區内一般の傳令として活躍するほか、夜警、道路橋梁の修理、除雪作業、指導標の建設等

を行つてゐるが特に出征、入營軍人の出發歸郷に際しては歡送迎をなし、且つ農繁の折にはその家庭を訪問、農業を援助し軍人をして後顧の憂ひなからしめる様努めてゐる。

體 育 部

村團劍道寒稽古には全團員出席、心身の鍛鍊に努めるほか、村團競技會出場、特に青年團體操レコードによる青年團體操の練習等に努めてゐる。

會 計 部

藤倉分團の昭和十年度豫算を見ると、團員十名（昭和十一年は七名）に對し百十九圓十一錢と云ふ豫算で、分團としては大きな豫算である。その収入となるべき項を見れば、如何に部落の人々が青年を理解してくれてゐるか分かる。即ち部落の使丁、傳令は、青年が奉仕的に行つてゐたが、部落の人達は、これに對して青年團の經費に充てる様にと二十圓の手當を出してゐる。また夜警手當として五圓、十王堂念佛供養餅搗手當として四圓、其他毎年区内一般有志から青年團に對して寄附が少なからずある。『青年團には手當をやらなくてもやるだけはやつてくれる、しかし、よりよき青年團の歩みをつゞけさせようとするれば費用が要る。その費用を出してやるのは部

落のつとめだ』これが部落の人の考へである。

それに村團全體でやつてゐる電燈料集金手數料、産業部よりの収入等々。上野分團長は、張り切る様な笑みを顔にたゞへて「今年はたつた、七人でこんな大きな豫算を持つて活動しますが、部落の方の期待に副ふことが出来るかと心配してゐます」と、んな心配をする藤倉分團の幸福さは大體想像が出来よう。その豫算編成様式の如きも、市町村豫算編成様式に則つてやつてゐることも、分團員の心掛けが伺はれて頼母しい。

昭和十年度下伊自良村青年團藤倉分團歳入歳出豫算

歳 入 一金壹百拾九圓拾壹錢
 歳 出 一金壹百拾九圓拾壹錢
 歳入歳出差引殘ナシ

款 入	項	目	本年度 豫算額 円	前年度 豫算額 円	比 増減 円	附 記
一、分擔金	一、分擔金	金	五〇〇	六〇〇	一〇〇	團員十名、一人年五十錢宛 此金五圓
		料	七三〇〇	八〇〇〇	七〇〇	
二、收益金	一、收益金	一、使丁	二〇〇〇	二〇〇〇	七〇〇	

三、雜收入

一、雜收入

二、電手料	2500	2100	2100	
三、產業部收入	3000	3900	3900	葡萄園收益共同作業收益
一、夜警手當	500	1050	550	
二、餅搗手當	400	400	50	
三、寄附金	3000	2500	500	十王堂念佛供養餅搗區費寄附、有志寄附

四、繰越金

一、繰越金

一、前年度繰越金	211	164	47	
本年	211	164	47	
前年	211	164	47	

歲出計

一、事務所費

一、需用費

一、備品費	100	200	100	附記
二、雜費	100	100	100	額縁其他 諸用紙、印刷費其他

二、會議費

一、會議費

一、會議費	600	800	200	
二、茶話會費	200	200	100	講師招聘費 例會座談會茶菓代 例會出席精勤者賞與
三、出席獎勵費	300	400	100	「家の光」購讀費 「濃飛の若人」購讀費補助
四、文庫費	200	200	300	
五、讀書補助	150	150	300	

三、事業費

一、修養部費

一、講話會費	200	300	100	
二、增產競技費	300	500	200	前年度依編ミナルモ本年度副業増產競技費與前年度統計調査實施費本年度一人一研究助成費
三、助成費	100	30	70	
四、ニュース發行費	50	100	50	
五、慰勞費	150	350	200	

二、産業部費

一、葡萄園經營費	500	685	185	
二、增產競技費	300	500	200	
三、助成費	100	30	70	
四、ニュース發行費	50	100	50	
五、慰勞費	150	350	200	

三、文藝部費

一、團報發行費	700	750	50	年三回發行(一回發行費二圓餘此金七圓)
二、備品費	100	300	200	謄寫版附屬インキ其他

四、娛樂部費		三、文藝研究費	二〇〇	二〇〇	
		四、通信費	六〇	三〇	三〇
		五、雜費	四〇	六〇	二〇
		一、レコード購入費	二〇〇	九七〇	一三〇
		二、郷土舞踊研究費	三〇〇	三三〇	三〇
		三、映畫會費	四〇〇	四〇〇	六〇
五、體育部費			九五〇	一六〇〇	六五〇
		一、劍道費	三三〇	二五〇	一〇〇
		二、スパイク修繕費	四〇〇	九〇〇	三〇〇
		三、競技會費	二〇〇	四五〇	二五〇
六、奉仕部費			四〇〇	四五〇	五〇
		一、理髮器具購入費	二〇〇	四五〇	一五〇
		二、雜費	一〇〇	—	一〇〇
七、辯論部費			一五〇	二〇〇	五〇
		一、辯論研究費	一五〇	二〇〇	五〇
八、後援費			二〇〇	三〇〇	一〇〇
		一、青訓後援費	二〇〇	三〇〇	一〇〇
九、弔慰費			四五〇	三〇〇	一五〇

一四六

郷土文藝研究献燈狂佛
會開催費
郵便切手、其他

盆踊り
フィルム借入費

竹刀購入、其他
スパイク購求、修繕費
選手練習費

出席昏働

十、宴會費		一、見舞餞別香志	四〇〇	三〇〇	一五〇
		一、宴會費	一四〇〇	一〇〇〇	四〇〇
四、負擔金			二五〇〇	二五〇〇	四〇〇
		一、負擔金	二五〇〇	二五〇〇	四〇〇
五、積立金			五〇〇	五〇〇	五〇〇
		一、積立金	五〇〇	五〇〇	五〇〇
		一、基本財産蓄積金	五〇〇	五〇〇	五〇〇
六、豫備費			二二二	一三〇	八一
		一、豫備費	二二二	一三〇	八一
計			二九二二	二三二四	一三〇三

入替兵餞別、團員家庭
不幸ノ場合見舞、香志
入退團並ニ入替者歡迎
送宴
本團負擔(分團割團員
割)

基本財産蓄積

註 前年度豫算額へ前年度當初豫算ヲ記セシモノナリ
この豫算の編成は毎年十二月にこれを行ひ、八月と十二月の二回に分團總會の席上で會
計報告をなしてゐる。
そのほか昭和御大典記念事業として團員申合せの規約貯金を勵行してゐる。

◎不破郡赤坂町女子青年團調書

一、名稱及所在地

會名 岐阜縣不破郡赤坂町
 事務所々所地 赤坂尋常高等小學校
 設置區域 赤坂町一圓
 視察順路 大垣市ヨリ西北約一里ノ地點ニアリ同市ヨリガソリン自動車又ハ乗車バスノ便アリ

二、教育費調査

町村教育費 一八、〇八八圓
 青年學校費 二、四八〇圓
 處女會費 一三四〇〇

三、青年團經費

本年度豫算總額 町村補助金 資產額 其他收入 一人宛經費
 一三三、〇〇 五、〇〇〇 一〇一、一三三 八、〇〇〇 一、五六

四、團員ニ關スル調査

會員總數 八五人 滿廿歲未滿ノ會員數 六四人 會員中ノ青年學校生徒數 四四人
 年齡範圍 十三歲ヨリ廿歲迄

五、團長並團功勞者調

氏名	會ト關係	職業	年齡	功績
渡邊 來藏	會長	小學校長	五二	昭和三年四月赴任以來銳意本會施設經營ニ當ル
石田 きみ	理事	青年學校教諭	五〇	大正八年五月赴任以來專ラ會員ノ指導及會ノ發達ニ力ヲ用フ
西田 うた	理事	訓導	三四	大正十二年四月赴任以來本會發達ノ爲盡瘁スル所大ナリ
堀 弘子	理事	訓導	三七	昭和二年四月赴任以來主トシテ會員ノ指導及會務ノ掌理ニ當ル

六、團體沿革

本會ハ大正九年七月十五日ノ創立ニシテ昭和三年四月十六日安八郡北杭瀬村池尻興福地ノ二區本町ニ合併スルヤ同區處女會員本會ニ入會セリ、昭和八年二月十一日日本縣知事ヨリ「施設經營宜シキヲ得、成績見ルベキモノアリ」ノ廉ニヨリ選奨ヲ受ク

七、女子青年團表彰狀況調

表彰會名	表彰者名	表彰年月日	表彰事由
赤坂町處女會	岐阜縣知事	昭和八年二月十一日	施設經營宜シキヲ得ツノ成績見ルベキモノアリ
赤坂町處女會	文部省	昭和十年十一月廿二日	同

八、事業の種目

修養に關する事業、補習教育、講演會、講習會、回覽文庫、會報發刊、實行申合、總會例會、役員會、四大節儀式參列及其家庭化、令旨御下賜記念式、會員派遣

運動、娛樂に關する事業、見學、運動會、遠足運動、遊戲、舞踊、唱歌、娛樂會
 奉仕に關する事業、敬老會、入營軍人送別會、出動軍人慰問、忠魂碑掃除
 其他 基本財産造成（すき毛集藥草採集等）貯金、記念植樹、會員の慶弔、他團體との連絡

(イ) 補習教育

社會文化の進歩に伴ひ女子教育の必要益々叫ばるゝに至り、本處女會に於ても極力補習
 教育の奨励に努力しつゝあるものであります。

先づ高等科卒業後は青年學校への入學勸誘に全力を盡し、現在會員の約七割は其生徒で
 あります。一般會員に對しては讀書の奨励としては回覽文庫を設け、各自所有せる修養
 書の交換讀書、例會に於ける輪讀會、女子として有益なる書籍及雜誌の推獎等の方法を
 とり、其他に於ても講演會、講習會には出來得る限り出席聽講を勸誘する等あらゆる方
 法、機會を利用して、處女として婦人としての修養に努め、且之が關心を濃厚にして日
 進月歩の現時に處してよく女子としての責任を果し得る素養の涵養に努めつゝあります

(ロ) 見學。講演。講習會

人は事物を見聞することによつて自己の思想を豊富にし、新智識の糧を得、時代の機構
 を考慮して、文化の進運に歩調を揃へ社會の一員として、意義ある生存をなし得る事は
 今更申す迄もありません。

殊に修養時代にある青年は大に見聞を廣め將來社會に活動する準備をせねばなりません
 實に「百聞は一見に如かず」實地見學による確實なる智識の收得は「聞」の比ではない
 と思ひます。

近時世想の變遷により女子の活動も著しく躍進し、其地位も向上しつゝ、ありますから各
 種方面の見學の機會も漸次多くなると思ひますが、本會も事情と經濟の許す限り凡年一
 回位飛行隊、新聞社、學校、試験場、工場等あらゆる方面の見學をいたしてをります。
 從來は主として補習學校に参加して行ふ。然し適當な場所、機會、經濟、其他幾多の事
 情のために存外見學は意に任せぬことがあるのであります。

こゝに於て「聞」により「見」を補ひ生活に必要な智徳と圓滿なる識見を養ふために
 修養すべき方面は多種多様でありまして、或は家庭に關する智識、國家社會の實情或は
 公私經濟の觀念、或は衛生方面の智識、或は日本精神、國體觀念或は實業方面の智識等
 枚舉に遑がないのです。此の智識技能を手取早く收得する爲に時々講習會、講演會を開
 いてゐます。

(ハ) 回覽文庫

從來女子は家庭にあつて家事にのみ追はれ勝にて、讀書の暇もない有様でしたが、近時
 文明の進歩と共に女性も大いに覺醒し、その地位も向上して參りました。本處女會も毎

月の會合によつて多方面に修養を重ねて参りましたが、只會合のみにては物足りなさを
 感じ讀書による修養をもと會員多數の希望により文庫を設置することになりました。
 然し貧弱な會の事として之に充つべき經費も少なく、役員會の結果町篤志家の御援助を仰
 ぐことになり、會員の活動によつて書籍の御寄贈をうけ昭和五年十一月漸く多年の宿望
 がかなひ、回覽文庫の設立を見るに至りました。爾來五年間毎年一月八個の文庫を各支
 會に發送し、各役員の手許に一ヶ月宛保管し、順次回送し一ヶ年間に全部回覽する仕組
 どし會員相互の修養に供してをります。
 文庫の書籍も年々篤志家の書籍や金員の寄附によつて漸次新刊書を整備しまして、現在
 の書籍冊數四百十五冊に達し、益々讀書趣味の養成に資してをります。

(ニ) 會報發刊

青年學校の就學出席、書籍の回覽、講習講話會と色々修養にと心してゐますが、毎年六
 月、十一月は農繁期で約四割の會員は農業の手傳に多忙を極め随つて此の二ヶ月は會合
 を止め其の他の施設も休止の有様ですから、會員は修養も出來ず、又お互に心ゆくまで
 くつろぎ合ふ折が與へられないため茲に會員の思ひのまゝを綴つて、會報「心の流」を
 發刊し、之をひもといひて忙しい間にも常に若々しい氣持で過去の自分より現在の自分現
 在の自分より未來の自分へと向上發展を期する助にしたい考であります。

(ホ) 實行申合事項

- 一、何時もにこゝして素直にいたしませう
- 一、朝夕神佛を禮拜して御先祖を大切にいたしませう
- 一、時間を尊び早起を致しませう
- 一、身なりを質素にして身分相應にいたしませう
- 一、一粒の御飯も大切にいたしませう
- 一、常に清潔整頓に努めませう
- 一、お互に會の向上に努めませう

昭和四年十月

不破郡赤坂町處女會

(ハ) 總會

本團は毎年二回の總會を行ひ殊に四月の機會には過去一ヶ年間に亘つての會の事業其他
 會の情勢に就て回顧反し、延いて本年度に於ける會の發展向上を期するのである又其
 の際新入會員の紹介をなし舊會員との間に互に挨拶を交へ、今後協力一致、會の爲に盡
 瘁する事を誓約せしむるのである。

(ト) 例 會

本處女會は左記の月に例會を開催し講演、講習、輪讀、娛樂、遊戯等處女としての修養上適宜之を行ひ、會員の智能増進、精神修養並に體育を圖ると共に一面會員相互の親睦を圖ることに努めつゝあります。

例會月 五月 七月 八月 九月 十二月 一月 二月

六月、十一月は農繁期の爲會報「心の流れ」を發刊して之を會員に配布して居ります。九月は大概見學、旅行とし三月は主婦會と合同して「母の日」講演會を開催することにしております。

例會形式

- 一、一同敬禮
- 一、開會の辭
- 一、皇太神宮並皇居遙拜
- 一、君が代合唱
- 一、令旨捧讀
- 一、令旨奉答歌
- 一、綱領及申合事項の朗誦

- 一、會長誨告
- 一、協議事項
- 一、休憩
- 一、講演（講習、意見發表、輪讀會、唱歌、舞踊、遊戯、奉仕）
- 一、娛樂
- 一、聯合處女會歌
- 一、閉會の辭
- 一、一同敬禮

(チ) 役員 會

役員會は各支會より選出したる支會長副支會長及理事等を參集せしめ、毎月四日（六月十一月は除く）之を開催す。而して役員は皆自發的に會の發展向上を計るべく種々協議計畫し、又協力一致率先以て其の遂行に邁進してゐるのであります。

役員は各支會に於ける會員の意向をまとめたり、其他總ての事業、事項に就て常に支會と役員會並に本會との聯絡協調を圖り、會の發展向上の爲め犬馬の勞を惜まぬものである。幸に本會の役員は皆熱心で責任感強く會の向上發展の爲に常に自己を犠牲にして盡力し全く涙ぐましいものがある事は感謝に堪へない次第である。

(リ) 四大節及其の家庭化

四大節には會員は會服を着用して必ず儀式に參列することになつてゐます。又昭和七年から本會と本町主婦會は四大節の家庭化と云ふことを強く提唱し、實行してゐます。これはこの貴い祝日を國民全體が擧つてお祝する意味でありまして、本町各戸とも赤飯やお祝ひ團子を作つてお祝をするやうにとの運動であります。

(ヌ) 令旨下賜記念式

毎年十二月二十二日早朝會員を集め捧讀式を擧げ、會長の訓話により此優渥なる御令旨の御趣意の徹底を圖つてゐるのであります。

(ル) 創立記念式

本會は大正九年七月十五日の創立にかゝりこの日は言はず本會の誕生日でありますから當時を偲び今日を考へお互に一層自覺して本會發展に努力することは誠に有意義と信じます。

(ヲ) 會員の派遣

他地方の優良處女會の視察や指導者幹部の養成、講習會や其他會員の實地の修養に資する受講や見學をなさしむることは會員に極めて良い刺戟を與へ、やがて本會經營上誠に有効でありますから、毎年數回會員を他に派遣することにしてゐます。會員は何れも自

己の修養上、會の向上發展上、進んで出張致し歸會後其得たる所の大なるを喜んで報告いたして居ります。

(ワ) 運動部

女子は一般に運動不足勝で動もすると健康を害し、處女時代の樂しさを無にし修養の時機を失する事があります。それ故本會ではそれ等の點に大いに留意運動部を設け例會總會毎にピンポン、庭球、體操、唱歌、舞踊等を練習し、時には競技會を行ひます。又身體その外毎年秋季小學校の運動會には會員多數參加し種々の競技遊戯を行ひます。又身體を鍛鍊し、見聞を廣める爲に毎年登山、遠足、見學旅行等を行ひ益々會員の健康増進に努めて居ります。

(カ) 唱歌、遊戯、舞踊

本會は總會、例會の時は勿論其の他の會合に於いても、必らず唱歌、遊戯、舞踊等を行ふこととして居ります。一には身體の鍛鍊、二には健全な趣味を養ひ、三にはお互ひに、こうして歌つたり、踊つたり、笑つたりすることによつて、快活な明るい純真な氣分を養ふことが出來て誠に有効であると信じます。

頼まず、會員自身の手で右のやうな娛樂を致して居ります。

(ヨ) 娯樂會

家庭にゐる處女は家政上の仕事に追はれ勝ちで男子に比べ非常に外出の機會も少く一意専心、他日家政にたづさはるべき用意に日も足らずして之に身を捧げつくしてゐるのであります。斯うした乙女を見る時誠にうるはしい、我國の家族制度の美點を考へさせられるのであります。然しあらゆる方面に伸びゆく青春の時代に大いに修養すると共に又女性としての趣味を持つ事も必要でせう。それに加へて適當な娯樂こそ若人の心情に大なる糧を與へるものでせう。斯うしたよい娯樂こそは處女として圓滿なる人格を培ふ處の培養素ではないかと思ひます。そこで本會は總會、例會毎に本部が主體となつて、多少なりとも娯樂を致します。

(タ) 敬老會

本町及本會と愛國婦人會の合同主催で年一回七月中旬の一日を選び本町在住の八十歳以上の高齢者をお招き致し、一日をお慰めするのであります。尙當日は本會及び愛國婦人會の役員は朝早くからエブロン姿もかひなくしく御老人に差し上げる晝食の準備やら、道中のお世話やらを致します。

(レ) 入營軍人送別會

本會主催の下に毎年十二月上旬の一日を選び當町より入營せられる方々を招待し會員の

眞心こもる手料理により入營の榮譽と門出を祝福し益々入營兵の士氣を鼓舞し、一意専心報國盡忠の念を深からしめ、且は青年團と處女會との連絡を圖りたい爲である。其の概況左の如し

獻立の一例

白飯、吸物、甘煮、酢物、焼物、香物、神酒

記念品(風呂敷)

(ツ) 義捐と慰問

不時の天災地變に遭遇し悲況に沈んでゐる罹災者の方々を心から慰めるために、會員が隨時義捐金を募り、新聞社或は縣社會課等を通じて送金し、處女の美しい眞心を披瀝し同情心相互愛の涵養に努めつゝあります。又時には金品にかふるに單に慰問狀を以てすることもあります。之を受けられた幾多の方々からは常に多大の感謝を受けてをります。又我帝國の大理想である東洋平和の基礎を確立する爲、滿洲國の建設、同國の治安維持の爲に盡されつゝある我派遣部隊獨立守備隊の軍人の方々の慰問にも常々心を留め慰問狀慰問袋の發送、家族の御慰問や武運長久の祈願祭等を行ひつゝあります。

(ッ) 忠魂碑掃除

明治二十七、八年同三十七、八年戦役に於ける本町出身の戦病死者の英靈を祭る金生山

の忠魂碑の除草、供花を各支部交替にて毎月一回づゝ勵行し、陣歿者の靈を慰め且は處女の清い眞心を捧げ、精神修養に資したい考へであります。

(ネ) 基本財産造成

一、動機 或日役員會の席上で「他團體は何れも多少の基本財産を有するに本會のみ少しの基本財産なきは誠に遺憾に堪へず、如何にもしてこれが造成を圖りたい」との意見あり満場一致で之を採擇し、直に實行することにいたしました。そして基本財産に繰り入れる資源について色々協議を重ねました結果、會員の努力によつて之を造成することを原則として凡次の各項をきめました。

すき毛集め 藥草採集 賣店の經營 寄附金の繰入

古ニユーム集め

二、實行方法

すき毛は本町内婦人に依頼してすき毛入の紙袋を各家庭に配布し置き、其區會員は隔月に之を集め全部小學校にて取纏め之を賣却す。而して一回分の収入は凡そ貳圓内外である。

ニユーム、古金は凡左の方法によるも主として會員の家庭につき之を集む。

藥草の種類は主としてゲンノシヨウコ、ドクダミ、オホバコ、ウツボ草等にて夏期又

は初秋の候の採取に適する時期に於て之を行ひ、之を陰干として藥種店又は個人の希望者に賣却す。

寄附金は退會々員の篤志金其他一般の篤志者よりなさるゝ使途指定なき寄附金は基本財産に繰入るゝ事となす。

賣店の經營は種々の事情の下に未だ行はず。

而して會員の一致協力により造成したる基本財金は金貳百圓に達す。

基本財産蓄積規定

第一條 本會ノ基礎ヲ鞏固ニシ且事業遂行ヲ容易ナラシムル爲蓄積スルモノトス

第二條 左ノ收入金ヲ基本財産ニ編入スルモノトス

一、指定寄附金

一、基本財産蓄積ノ目的ヲ以テナシタル事業ノ利益金

一、本會事業ニ對スル獎勵金

一、其ノ他

第三條 基本財産ヨリ生スル利子ハ一般會計ニ繰入ル、モノトス

第四條 基本財産ノ收支ハ其ノ都度臺帳ニ記入スルモノトス

第五條 基本財産ノ預入先ハ美濃赤坂郵便局トス

第六條 基本財産處分ノ必要ヲ生シタル場合ハ役員會ニ於テ審議決定スルモノトス
第七條 基本財産ハ毎年三月末ヲ以テ決算シ次ノ總會ニ報告スルモノトス

(ナ) 記念貯金

昭和八年二月十一日紀元節の佳節にあたり本町處女會は圖らずも選獎の光榮に浴し、會員一同一層自覺し、其責任の重且大なるを痛感いたしました。

この光榮を永く記念し意義あらしむべく、こゝに會員の努力、汗の結晶たる勞力により得たる尊き報酬を貯金し、以つて貯蓄心の涵養及他日の準備となすことに致しました。

記念貯金規約（昭和八年二月廿五日制定）

第一條 本貯金ハ記念貯金ト稱シ昭和八年二月十一日選獎セラレシ記念トシテ之ヲ始ム

第二條 本貯金ハ主トシテ會員ノ勞力ニヨリテ得タル金錢ヲ以テ之ニ充テ毎月拾錢ツ、

ヲ貯蓄スルモノトス

第三條 本貯金ハ少クトモ本會ヲ退會スル迄ハ引出サ、ルモノトス

第四條 本貯金ハ毎月二十日迄ニ支會役員ノ手許ニ出金シ郵便貯金ニ附スルモノトス

第五條 貯金通帳ノ印鑑ハ各個人用ノモノトシ通帳ハ支部長之ヲ保管ス

第六條 本貯金ハ個人別ニ通帳ヲ設ケ別ニ貯金臺帳ヲ備ヘ之ヲ整理ス

(ラ) 記念植樹

皇室及國家に關する重大なる記念日又は本會に關係ある記念すべき時期に於て之を永遠に記念し、又備忘とするために將來も栽植することゝしてゐます。

昭和四年三月三十日

御大典事業とし郷社金生神社、子安神社、菅野神社に檜苗一本づゝ植樹す。

昭和五年十月三十日

教育勅語渙發四十周年記念事業とし小學校奉安殿前に檜苗一本植樹す。

昭和八年二月十一日

處女會選獎記念事業とし小學校奉安殿前に檜苗一本植樹す。

昭和九年二月十一日

皇太子殿下御降誕記念事業とし忠魂碑前に檜苗一本植樹す。

(ム) 會員慶弔規定

第一條 會員ニシテ重病症ニ罹リタル者アル時ハ會長（副會長）又ハ理事及其ノ區役員ハ本會ヲ代表シテ之ヲ慰問スルモノトス

第二條 會員ノ父母死亡シタル場合ハ理事一名及其ノ區役員ハ本會ヲ代表シテ弔問會葬スルモノトス

第三條 會員及役員死亡シタル場合ハ會長（副會長）又ハ理事及其ノ區役員ハ本會ヲ代

表シテ之ヲ弔問シ全會員會葬スルモノトス

第四條 第三條ノ場合ハ香資トシテ金壹圓ヲ贈ルモノトス

第五條 第三條ノ場合ハ弔旗ヲ携帶シ又靈前ニ弔辭ヲ呈スルモノトス

第六條 會員結婚ノ爲退會セントスル場合ハ其ノ區役員ハ祝辭ヲ述ヘ記念品トシテ鏡一面ヲ贈ルモノトス

(ウ) 花嫁訓條

- 一、夫に貞節を盡し内助の功に務むること
- 二、舅姑に克く事へまめやかに立働くこと
- 三、家風に從ひよく家政を整ふること
- 四、常に子女の教養に意を用ふること
- 五、何事にも感謝の念をもつこと
- 六、事に當つては細密周到の用意を以てすること
- 七、常に自己の修養を怠らず女子の使命を完うすること

(キ) 結婚改善に就て

先年本部婦人會ハ從來ハ結婚ニツキ時世ニ鑑ミ改善ノ必要ヲ考ヘ之ガ主唱ヲナスニ至リシカバ、本郡處女會ハ直ニ賛意ヲ表シ兩團體ノ決議ニヨリ之ガ普及徹底ヲ期スベク先以

テ本郡町村長會ノ賛成ヲ得、以テ一般町村民衆ニ其必要ト實行ヲ訴フ。本會モ終始之ニ協力シ之ガ全部實現ノ速カナラシムルコトヲ希フ。其要項次ノ如シ

結婚改善要項

一、儀式用服装

- 1、式服ハ黒赤白ノ一重トス。但赤ハ可成省クコトヲ可トス。地質ハ別ニ制限セス
- 2、帯ハ丸帯一本トス

二、調度品

- 1、箆筒二棹、長持一棹以内トス。但シソレ以上ヲ要スル家庭ハ教育資金トシテ預金通帳、債券ノ類ヲ持參スルモ可ナリ
- 2、其他ノ調度品(手道具類)ハ質素實用ヲ旨トスルコト

三、披露宴

- 1、質素ヲ旨トシ可成三時間以内ニ止メ料理ハ其ノ席上ニ於テ食シ得ルヲ限度トシ。引物ハ可成品物ヲ以ツテスルヲ可トス
- 2、招待客ハ一家可成一人ニ止ムル事

四、結婚費用ハ左ノ標準ニヨル

- 1、支度總額ハ年收ノ二分ノ一以内トスルコト
 - 2、結納ハ結婚費用ノ一割以内トスルコト
- 五、其 他

- 1、結納開キ衣裳見セ等ハ廢スルコト
 - 2、祝儀品ニハ飾物ヲ廢シ品物、現金、商品切手ノ類ヲ以テスルコト
- 不破郡聯合婦人會
不破郡處女會
- 昭和八年十月七日

(ヲ) 其 他

(一)會 旗 多年ノ懸案デアツタ會旗ハ本年八月制定致シマシタ。會員ノ心トスル誠ヲ中心ニ配シ、處女ノ純潔サヲ象徴スル白百合二本ヲ抱イタ標識、之ヲ我赤坂町處女會ノ常ニ守ルベキ最モ尊イモノト考ヘテ定メタモノデス。會員ハ此會旗ノ下ニ一致協力シテ益々修養ニ精進シタイト堅ク誓ツテキマス。

(二)修養袋 會員ノ常ニ携帯シテヲラネバナラヌ、心ノ光、會ノ諸規約、手帖、數珠、小鏡、其他會ニ關係アル書類等ヲ一纏メニシテ納メ置キ必要ニ應ジテ何時デモ取出スコトノ出來ル様ニナツテキルノガ修養袋デス。

(三)提 灯 本會用ノ提灯ハ各支會ニ凡ソ二個宛備付ケ會員トシテ夜分ノ活動ニ參加ス

ルトキ之ヲ使用スルコトニナツテキマス。

赤坂町女子青年團昭和十一年度歳入出豫算

科 目	歳 入 之 部		附 記
	本年度 豫算額	前年度 豫算額	
第一款 會 費	5000	5500	増 500
第一項 會 費	5000	5500	増 500
(一人金五十錢ハ普通會費二十錢 臨時三十錢) 百人分			
第二款 補 助 金	5300	5300	増 0
第一項 町補助金	5300	5300	増 0
町補助金			
第二項 郡處女會補助金	300	300	増 0
郡處女會補助金			
第三款 雜 收 入	800	700	増 100
第一項 豫金利息	600	500	増 100
一時豫金利息			
第二項 會報賣上益金	200	200	増 0
會報賣上代益金			
第四款 寄 附 金	1300	1300	増 0
第一項 寄 附 金	1300	1300	増 0
篤志者ヨリノ寄附			
第五款 繰 越 金	4000	600	増 3400
第一項 繰 越 金	4000	600	増 3400
前年度繰越金			
計	16000	13400	増 2600

科	目	歲	出之	部	附	記
			本年	前年	增	減
			預算額	預算額	円	円
第一款	事務所費	費	六〇〇	六〇〇	〇	〇
第一項	需要費	費	三〇〇	四〇〇	〇	一〇〇
第二項	通信及運搬費	費	三〇〇	二〇〇	一〇〇	〇
第二款	事業費	費	九五〇〇	一〇一〇〇	〇	六〇〇
第一項	總會費	費	二〇〇〇	二三〇〇	〇	三〇〇
第二項	例會費	費	二〇〇〇	二〇〇〇	〇	〇
第三項	送別會費	費	八〇〇	一三〇〇	〇	五〇〇
第四項	歡迎會費	費	六〇〇	六〇〇	〇	〇
第五項	講演會費	費	五〇〇	五〇〇	〇	〇
第六項	講習會費	費	一五〇〇	二〇〇〇	〇	〇
第七項	圖書購入費	費	六〇〇	一〇〇〇	〇	四〇〇
第八項	會報發刊費	費	一五〇〇	二〇〇〇	〇	〇
第三款	補助費	費	八〇〇	六〇〇	二〇〇	〇
第一項	補助費	費	八〇〇	六〇〇	二〇〇	〇
第四款	慶弔費	費	八〇〇	八〇〇	〇	〇
第一項	慶弔費	費	八〇〇	八〇〇	〇	〇

諸用紙及其他
通信運搬費
春秋二回總會諸費
例會諸費
入營兵送別會諸費
除隊兵歡迎會諸費
講演會諸費
短期講習會諸費
文二圖書購入費
會報發刊印刷費二回分
會員ノ受講費兼補助及出張旅費
結婚、記念品及死亡者香花料

◎土岐郡日吉村女子青年團調查

第五款	分	擔	費	計
第一項	分	擔	九〇〇	九〇〇
第六款	豫	備	九〇〇	九〇〇
第一項	豫	備	三六〇〇	三六〇〇
計			一六四〇〇	一六四〇〇

郡處女會分擔金

(一) 名稱及所在地

會 名 岐阜縣土岐郡日吉村女子青年團
 事務所所在地 日吉村役場 日吉村一貫
 視察順路 中央線土岐津驛ヨリバス四十分 徒歩二十分
 中央線瑞浪驛ヨリバス三十分 徒歩二十分

(二) 教育費調查

町村教育費 一八、九五七円
 青年學校費 三四五九円
 小學校二、青年學校二 青年學校二校分合計
 女子青年團費 二〇五円
 普通會計ノミヲ示シ特別會計分ヲ含マズ

(三) 女子青年團經費

本年度豫算總額 町村補助費 資 産 額 其ノ他ノ收入 一人宛經費
 二〇五円 三〇円 二二〇円(第一支部一五〇円 第二支部九〇円) 一六三円 三、五〇四円

備考 別二、特別會計收入百五十餘圓アリ主トシテ基本金トシテ積立ヲナス之ヲ普通會計ト合スレバ三百五十五圓餘ナリ、一人平均五圓十二錢トナル

(四) 團員ニ關スル調査

團員總數 五八 滿廿歲未滿ノ團員數 五七 團員中ノ青年學生徒數 五八 年齡範圍 十四歲ヨリ結婚迄

(五) 團長並ニ團功勞者調

氏名	會トノ關係	職業	年齡	功績
安藤 智百	團長	村長	五〇	兩支部ノ連絡統一ヲ計リ本團發展ノ爲格別ノ盡力ヲナス
奥村 貫一	第一支部長	校長	四一	第一支部ノ發展統一ニ努力ス
渡邊 敏	第二支部長	校長	四二	第二支部ノ統一發展ニ努力ス
辻 和な	第一副支部長	助教諭	四二	第一支部ノ主任指導者トシテ計畫ニ實施ニ力ヲ盡シ終ニ縣ノ表彰ヲ受ケルニ至ラシム全
渡邊 せん	第二副支部長	教諭	四五	第二支部ノ指導者トシテ前ニ同ジ

(六) 團體沿革

大正十二年三月十五日皇太子裕仁親王殿下御成婚記念トシテ日吉處女會創立、日吉小學校長小栗富三郎氏ヲ會長ニ推戴ス。大正十二年一月十五日、日吉第二處女會創立、日吉第二尋常小學校長ヲ會長ニ推戴ス。大正十四年十二月一日兩處女會ヲ統一シテ日吉村處女會ト稱シ、時ノ村長安藤智百氏ヲ會長ニ推戴ス。同時ニ日吉小學校々下分ヲ第一分會、日吉第二小學校々下分ヲ第二分會ト改稱シ各小學校長ヲ分會長トナス。

昭和九年二月十一日、優良處女會トシテ岐阜縣知事、宮脇梅吉ノ表彰ヲ受ク、昭和九年二月十二日以降日吉村處女會ヲ日吉村女子青年團第一、二分會ヲ第一、二支部從來ノ各支部ヲ各分團ト改稱ス。

施設經營及事業概要

本團ハ地勢ノ關係上支部活動ヲ中心トシ共通事業ト支部特殊事業トニ分チ本部ニ於テ其ノ連絡統一ヲ計ルト共ニ兩支部ノ特色ヲ發揮セシム

一、共通事業

◎修養方面

- (1)、青年學校女子部ノ就學及出席獎勵、現在團員全部就學ス
- (2)、團報發行、青年團ト合同シテ年二回發行ス
- (3)、見學旅行、毎年一回見學旅行ヲナス。一日又ハ一泊二日ノ程度
- (4)、四大節其ノ他ノ國祭日記念日事業、團員全部國旗ヲ掲ゲ式ニ參列ス、四大節ニハ赤飯ヲ炊キテ祝意ヲ表ス
- (5)、建國祭、毎年二月十一日ニ建國祭ヲ行フ
- (6)、針供養、毎年二月八日針供養ヲ行フ
- (7)、生花、點茶、青年學校ト連絡シ毎月一日宛囑託教師ニツキ生花、點茶ノ教授ヲ

受ク

- (8) 講話、教授、指導要項ニ依リ毎例会日ニ指導ヲナス
 - (イ) 精神的方面、日本精神、農民精神、修養方面
 - (ロ) 智識技能方面、作法、家事、手藝、加工
 - (ハ) 體育衛生方面、講話、體操、遊戲、唱歌、スポーツ
 - (9) 雜誌類ノ共同購入回覽 「女性往來、濃飛の若人、家の光、家庭」
 - (10) 簡易圖書館ノ經營
 - (11) 講習會、研究會出席、團員交互ニ出席ス
 - (12) 映寫會、毎月第一支部ハ七日、第二支部ハ九日ニ開催ス小學校ノ設置ヲ利用シ晝間ニ暗室ニテ行フ。フキルムハ十六ミリヲ使用ス
 - (13) 令旨捧讀式、毎年十一月廿三日青年團ト聯合シテ舉行ス
- ◎家事産業方面
- (1) 一人一研究發表會、農家副業、家事裁縫等ニツイテ一人一研究ヲ獎勵シ毎年一回研究發表會ヲ開ク
 - (2) 座談會、農産加工、農業副業、生活改善、家道振興策等ニ就キ年一回宛座談會ヲ開ク

- (3) 講習會、年一、二回、實習方面ノ講習會ヲ開ク
 - (4) 競技會、裁縫、家事、副業等ノ競技會ヲ開キ成績優良ナルモノニ賞ヲ與フ
 - (5) 品評會、展覽會開催、毎年十二月初旬村農會ト連絡シテ手藝品、空地利用品、副業品、廢物利用等ノ品評會ヲ開キ賞ヲ行フ、二月中ニ小學校、青年學校ト聯絡シテ各種ノ展覽會ヲ開ク
 - (6) 空地利用、各家庭ノ空地ヲ利用シテ絲瓜、果樹、草花等ヲ栽培シ兔、養雞等ヲ行ハシメ青年學校農業科擔任教師ヲ巡回指導セシム
 - (7) 産業組合青年聯盟ニ加入シ組合精神ノ普及組合ノ發展ニ努力ス
- ◎社會奉仕方面
- (1) 公共團體ノ應援、小學校、青年學校、婦人會、消防組、在郷軍人會、青年團、農會、農友會等其ノ他ノ諸會合ニハ努メテ出席應援ヲナス
 - (2) 軍人家族ノ慰問手傳、出征軍人入營家族ヲ時々慰問シ農繁期ニハ家事ノ手傳ヲナス
 - (3) 入退營兵ノ歡送迎ヲナス
 - (4) 出征及入營兵ノ慰問、毎月一回分會員交互ニ慰問狀ヲ發送ス、名前ハ女子青年團トシ個人名ハ用ヒズ

- (5) 軍事獻金、天災地變慰問金ヲ送ル
- (6) 農繁期保育園手傳、年三回開設サル保育園へ團員交互ニ手傳ヒニ出張ス
- (7) 冬期(自十二月十五日至三月十五日)小學校味噌汁奉仕ニ給與ス
- (8) 神社、佛閣、俱樂部、道路等ノ掃除整頓ヲナス
- (9) 日吉村更生運動ニ參加援助ス

◎體育方面

- (1) 遠足運動 每年秋季ニ一回舉行ス
- (2) 運動會 每年一回小學校及青年團ト聯合シテ舉行ス
- (3) 朝起會 各分團ニ於テ毎月二回朝起會ヲ催シ神社、佛閣、俱樂部等ノ美化作業、ラヂオ體操、朝ノ行事等行フ
- (4) 團員各自毎日家庭ニ於テ寢前ノ齒磨キ及朝間體操ヲ行フ

◎諸會合

- (1) 例會 每年農繁期六、八、十一月ヲ除ク九ヶ月間毎月一回宛例會ヲ開キ左記ノ如キ行事ヲナス
- (イ) 美化作業、神社、學校、道路等ノ美化
- (ロ) 朝ノ行事、皇居大廟遙拜、令旨捧讀、朗誦、朗詠、國旗掲揚、靜坐等

- (ハ) 講話、實習、作業、唱歌遊戲、研究會、座談會、娛樂、其ノ他
- (ニ) 夕ノ行事、朝ノ行事ニ準ズ
- (2) 總會 每年四月一回青年團ト聯合シテ開催ス
- (3) 講習 毎年一回三泊四日間ノ修養講習會ヲ開催ス
- (イ) 會場 開元院(寺院)又ハ增福寺ヲ用フ
- (ロ) 講師 主任縣教育主事補、副團長、支部長、副支部長、其ノ他村內有力者監督指導、青年學校女子部專任教員
- (ハ) 經費 米、野菜等必需品ハ團員各自自參
- 4、家庭寮 毎年農閑期ヲ選ビテ一回通リ行フ
 - (イ) 目的 團員指導員者寢食ヲ共ニシ家庭生活ノ訓練ヲナス
 - (ロ) 期間 四泊乃至六泊
 - (ハ) 會場 青年學校女子部教室
 - (ニ) 方法
 - (a) 各支部毎ニ行フ
 - (b) 一回ノ人員約十人
 - (c) 寮主ニ支部長 主任ニ青年學校女子部主任
 - (d) 講師ニ學校職員、團長、僧侶、神官、産業組合長、其他

(e) 係 來賓係、會場係、炊事係、警備係、浴場係等每日交代勤務
 (f) 時間割、起床午前六時(冬期)就床午後十時半、其ノ間時間割ヲ定
 メ自治的ニ生活訓練ヲナス(詳細ハ別記謄寫物ニ示ス)

(4)、役員會 年三回本部役員會、年八回支部役員會ヲ開キ團務ノ徹底ヲ期シ本部、
 支部、分團間ノ連絡統一ヲ計ル

◎其ノ他

- (1)、娛樂、讀書、生花點茶、唱歌遊戲、和歌、俳句等
- (2)、團服、團服ヲ制定、之ヲ着用セシメ華美ヲサケル
- (3)、規約貯金、毎月十錢宛ノ規約貯金ヲナス
- (4)、團費負擔、團員ハ毎月十錢宛ノ規約貯金ヲナス
- (5)、結婚者ノ送別會ヲ開キ祝儀ヲ贈ル
- (6)、各分團ハ自治的ニ夫々ノ事業ヲナス

二、支部特殊事業

◎日吉村女子青年團第一支部

農村副業ヲ獎勵ヲ兼
 本事業伸展ヲ期ス 基本金及經常費造成

(一) 計畫ノ大要、團員ノ共同作業ノ收得ニ依リ左記二事業ヲ拾々年繼續シテ行フ

一、基本金造成 金壹千圓積立

二、經常費造成 每年金百圓内外

(二) 目的 勤勞共同自治ノ尊キ精神ヲ體得シ農家副業上必要ナル諸種ノ技能ニ習
 熟スルト共ニ基本金並ニ經常費ヲ造成シテ特ニ左記事ノ經營ヲ容易ナラシム

- (1)、簡易圖書館ノ設立經營
- (2)、農家副業及家事實習ニ關スル講習會開催
- (3)、家事實習實驗設備ノ完備
- (4)、諸種ノ社會事業經營

(三) 事業

(1)、刺繡、岐阜職業紹介所ト連絡シ婦人用半襟其ノ他ノ刺繡ノ請負ヲナス、毎年
 十ヶ月毎月二日宛支部員全部之ニ從事ス

(2)、屑繭加工、屑繭ヨリ真綿及真綿加工品ヲ製シテ販賣ス毎年四回支部全部之ニ
 從事ス、材料ハ自家産ヲ使用ス

(3)、石粉俵編、藁ニ加工シテ石粉俵トナシ、組合幹旋部ノ手ヲ經テ販賣ス、本地
 方ハ有名ナル陶器地ヲ控ヘ需要極メテ多シ、毎年十ヶ月毎月一人十枚宛夜業ト
 シテ製造シ之ヲ集メテ幹旋部ニ送ル

(4) 共同作業

- イ、道路用砂利拾及砂防工事用植樹、村當局ト連絡シ毎年約三回實施ス
 - ロ、屑物販賣、毛髮、空ビン、ボロ、紙屑、灰、金物等ヲ例會毎ニ集メテ販賣ス
 - ハ、其ノ他、宅地利用トシテ草花、絲瓜等ヲ栽培シ又養兔等ヲナス
- 賣店ヲ經營ス

(四) 方法

- (1)、支部員全部共同シテ作業ニ從事ス
- (2)、作業ニ依リテ得タル金額ヨリ材料費ヲ支拂ヒ利益金ノ内七割ヲ支部ノ收入トシ三割各團員ニ配當シ各自ノ修養費トシテ貯金セシム

◎日吉村女子青年團第二支部

農家副業ト自給自足ノ獎勵

(一) 農家副業ノ振興

- (1)、屑繭整理 玉、三繭、ピシヨ繭ニ區別シテ夫々利用ノ道ヲ開拓ス
- イ、真綿製造
- ロ、生絲製造 屑繭ヨリ生絲ヲ製造セシム
- ハ、白絹製造 屑繭生絲ヲ以テ、白絹ヲ織リ各自ニ染色セシメテ自家用ニ供セ

シム

ニ、絹毛絲製造

絹毛絲ヲ造リ毛絲代用トシテ編物ニ用フ、普通毛絲ニ比シ光澤

強味、温味等數倍ス

- (2)、落佃煮製造 野生ノ落ヲ佃煮トシテ深澤峽土産トシテ賣出シタルニ極メテ好評ヲ博シ昨年中ニ數百個ヲ出ス

(二) 自給自足ノ獎勵

- (1)、味噌製造 小學校給汁用ノ赤味噌一石宛醸造ス
- (2)、製茶 五月上旬學校用ノ茶ヲ製ス、生茶十貫匁
- (3)、製菓 野菜、果子及小學校四大節用饅頭ヲ毎回三百個宛製造ス

(七) 女子青年團表彰狀況調

表彰團名	表彰者名	表彰年月日	表彰事由
日吉村女子青年團第二支部	大日本聯合女子青年團長	昭和七年二月六日	副業獎勵案ニツキ選奨ヲ受ケ
日吉村女子青年團第一支部	同	昭和九年二月六日	基本金造成案ニツキ選奨ヲ受ケ
日吉村女子青年團	岐阜縣知事	昭和九年二月十一日	優良處女會トシテ表彰ヲ受ケ
日吉村女子青年團	文部大臣	昭和十年七月廿二日	優良處女會トシテ表彰ヲ受ケ

(八) 社會教育團體等トノ聯繫其ノ他參考トスベキ事項

一、村內各團體トノ聯繫狀況

- (1)、青年學校ト女子青年團トハ兩面一體ニナリテ活動ス
- (2)、村內各種團體トノ聯繫又極メテ密ニシテ相互ニ助ケツ助ケラレツ恰モ一家ニ於ケル親子兄弟ノ關係ノ如シ

二、其ノ他參考事項

- (1)、年中行事表 別紙謄寫物ノ通り
- (2)、團員ノ減少 農村不況ノ爲近時團員ノ他出者多ク年々其數ヲ減ジツ、アルモ憂

◎昭和十一年度行事豫定表

四	月	三日	愛林日、官行造林植樹	下	旬	總會、男女青年團合同	
		上	旬	本部役員會	同	見學旅行、岐阜市	
		同	支部役員會	廿九日	天長節拜賀式		
		同	例會、入團式及歡迎會	五	月		
		中	旬	生花及點茶	上	旬	支部役員會
				同		同	敬老會

土岐郡日吉村女子青年團

以上

中 旬 例會及講習會

同 生花點茶

廿七日 海軍記念日行事

六 月

上 旬 第一回保育園手傳

中 旬 第二回保育園手傳

下 旬 出征軍人田植手傳

七 月

上 旬 支部役員會

同 屑繭加工

同 健康週間行事

中 旬 例會、研究發表會

同 生花點茶

八 月

下 旬 屑繭加工

同 和歌俳句會(廿二夜)

廿八日 在郷軍人簡閱點呼應援

九 月

上 旬 本部役員會

中 旬 例會

同 生花點茶

十八日 滿洲事變記念日行事

中 旬 土岐郡聯合女子青年團總會

十 月

上 旬 屑繭加工

同 支部役員會

中 旬 生花點茶

十三日 戊申詔書御下賜記念式

中 旬 例會、運動會練習

十五日 郷社例祭參拜

十六、七日 運動會、敬老會、賣店

廿一日 青年學校查閱

卅日 教育勅語御下賜記念式
 十一日 明治節拜賀式
 十日 國民精神作興ニ關スル詔書御下賜記念式
 中旬 精神作興週間行事
 廿二日 令旨御下賜記念式
 下旬 遠足運動
 同 幹部講習會
 十二月
 上旬 支部役員會
 同 農産物、副業品、手藝品々評會
 中旬 例會、生花點茶
 同 家庭寮開始
 同 小學校給汁手傳三月中旬迄毎日
 一月

一日 新年拜賀式
 上旬 支部役員會
 中旬 講習會
 同 例會、座談會、生花
 下旬 團報發行
 二月
 上旬 本部役員會
 同 支部役員會
 八日 針供養、分團研究發表會
 中旬 家庭寮
 中旬 生花點茶
 十一日 紀元節拜賀式及建國祭
 中旬 例會、競技會(裁縫囊細工)
 廿五日 天神祭、展覽會
 三月
 上旬 支部役員會

生花點茶
 六日 地久節、例會、奉祝
 中旬 家庭寮

十日 慰靈祭參列軍人墓地掃除及供花
 中旬 研究發表會

◇每月行事
 一、映寫會、第一支部七日、第二支部九日、教育映畫鑑賞(小學校ニ十六ミリ映寫機常備)

二、分團交互ニ一回宛、入營兵、出征軍人ニ慰問狀發送
 三、規約貯金十錢宛、旅行貯金十錢宛、團費三錢宛徵收
 ◇隨時行事

一、入退營兵歡送迎
 二、諸團體ノ應援
 三、結婚者告別式並ニ記念品贈呈
 四、諸作業
 五、在滿軍人武運長久祈願

◇第一支部特殊行事表
 六月下旬 ラツキヨウ鹽漬作業

七月中旬 ソース製造
 九月中旬 抑制胡瓜加工
 十月中旬 ラツキヨウ仕上加工
 五月、一月、二月、三月 半襟刺繡 毎月二日宛
 四月、五月、七月、八月、九月、十月、十二月、一月、二月、三月ノ十ヶ月間毎月一日宛
 俵編作業實施 廿五日出荷
 隨 時 屑物販賣

◇第二支部特殊行事表

五月上旬 小學校給汁用味噌醸造
 下旬 製茶作業
 同 蕨採集鹽漬
 七月上旬 防蟲劑販賣
 八月上旬 美濃早生大根加工
 隨 時 落佃煮製造出荷

◎昭和十一年度土岐郡日吉村女子青年團歳出歳入豫算

一金二百二十四圓也	歳入	歳入	豫算高
一金二百二十四圓也	歳出	歳出	豫算高
歳入歳出差引残高無シ			

款	科	項	目	豫算		附記
				本年度	前年度	
一、基本財産收入			一、基本財産收入	一六	一三	基本金三二〇圓年五分利子
			二、分擔金	三三	三〇	
			三、村補助金	三〇	三〇	團員一人年三十六錢宛團費六十 五人分
二、分擔金			一、分擔金	三三	三〇	
			一、分擔金	三三	三〇	
			一、分擔金	三三	三〇	
三、村補助金			一、村補助金	三〇	三〇	
			一、村補助金	三〇	三〇	一ヶ年分
				〇	〇	

四、雜收入

一、雜收入

- 一、特別會計ヨリ
- 二、寄附金

130

123

7

一八六

五、繰越金

一、繰越金

- 一、前年度繰越金

30

30

7

合計

歳出

豫算

本年度
豫算額

前年度
豫算額

増減

附

明

記

一、事務所費

一、需用費

- 一、備品費
- 二、通信運搬費
- 三、雜費

33

30

3

帳簿類

二、會議費

一、會議費

8

8

0

諸用紙其他

三、事業費

一、事業費

- 一、本部役員會費
- 二、支部役員會費

180

163

17

- 一、例會總會費
- 二、敬老會費
- 三、講習會費
- 四、家庭寮費
- 五、競技會費
- 六、研究庭談會費
- 七、視察見學旅行費
- 八、運動會費
- 九、派遣費
- 一〇、團報費
- 一一、文庫費
- 一二、軍人慰問費
- 一三、慶弔費
- 一四、送迎費

180

163

17

- 一、本部役員會費
- 二、支部役員會費

180

163

17

- 一、例會總會費
- 二、敬老會費
- 三、講習會費
- 四、家庭寮費
- 五、競技會費
- 六、研究庭談會費
- 七、視察見學旅行費
- 八、運動會費
- 九、派遣費
- 一〇、團報費
- 一一、文庫費
- 一二、軍人慰問費
- 一三、慶弔費
- 一四、送迎費

180

163

17

- 一、本部役員會費
- 二、支部役員會費

180

163

17

- 一、例會總會費
- 二、敬老會費
- 三、講習會費
- 四、家庭寮費
- 五、競技會費
- 六、研究庭談會費
- 七、視察見學旅行費
- 八、運動會費
- 九、派遣費
- 一〇、團報費
- 一一、文庫費
- 一二、軍人慰問費
- 一三、慶弔費
- 一四、送迎費

180

163

17

- 一、本部役員會費
- 二、支部役員會費

180

163

17

- 一、例會總會費
- 二、敬老會費
- 三、講習會費
- 四、家庭寮費
- 五、競技會費
- 六、研究庭談會費
- 七、視察見學旅行費
- 八、運動會費
- 九、派遣費
- 一〇、團報費
- 一一、文庫費
- 一二、軍人慰問費
- 一三、慶弔費
- 一四、送迎費

180

163

17

四、負擔費

- 一、本部役員會費
- 二、支部役員會費

180

163

17

一八七

第一、二共二四五圓宛

第二支部特別會計豫算書

款	科	項	目	豫算		說明	
				本年額	前年度額		
一、雜收入	款	項	目	一、加工品收得金	200		美濃早生大根漬一〇、菊牛蒡漬一〇 砂防工事、官行造林 賣店利益其他
				一、落佃煮	50		
				二、層繭加工	50		
				三、漬物	50		
				二、共同作業收得金	80		
				一、植樹	50		
				二、防蟲劑販賣	50		
				三、其他	50		
				合計	1000		
				合計	款	項	
合計	款	項	目	本年額	前年度額	增減	說明

款	科	項	目	豫算		說明	
				本年額	前年度額		
一、積立金	款	項	目	一、積立金	50		一、基本財産積立金
				二、配當金	50		
				三、繰入金	50		
				一、繰入金	50		
				二、配當金	50		
				一、團員配當金	50		
				四、事業費	50		
				一、事業費	50		
				一、特殊事業費	50		
				合計	200		

◎青年團 女子青年團 年度歲入歲出豫算案ノ一例

◎昭和 年度岐阜縣 郡 村青年團歲入歲出豫算

一、金貳百四拾四圓也

歲入豫算高